

平成20年6月18日（水曜日）

議事日程第1号

平成20年6月18日（水曜日）午前10時開会

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 選任第1号 議会広報編集委員会委員の選任について
- 第5 議案第46号 専決処分事項の報告について
(八峰町保育所条例の一部を改正する条例)
- 第6 議案第47号 専決処分事項の報告について
(平成19年度八峰町一般会計補正予算(第10号))
- 第7 議案第48号 専決処分事項の報告について
(平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号))
- 第8 議案第49号 専決処分事項の報告について
(平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号))
- 第9 議案第50号 専決処分事項の報告について
(八峰町税条例の一部を改正する条例)
- 第10 議案第51号 ふるさと八峰応援基金条例制定について
- 第11 議案第52号 八峰町観光振興基金条例制定について
- 第12 議案第53号 八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第54号 秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について
- 第14 議案第55号 平成20年度八峰町一般会計補正予算(第1号)
- 第15 議案第56号 平成20年度八峰町老人保健特別会計補正予算(第1号)
- 第16 議案第57号 平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副 町 長	佐々木 正 憲
教 育 長	千葉良一	会 計 課 長	福 司 和 明
総 務 課 長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	高 宮 建 一
企画財政課長	須藤徳雄	福祉保健課長	佐々木 充
管 財 課 長	木村 学	税 務 課 長	小 林 孝 一
生涯学習課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武 田 武
農業振興課長	米森昭一	建 設 課 長	辻 正 英
幼児保育課長	小林慶範	農業委員会事務局長	松 森 尚 文
教 育 次 長	伊藤 進	学校教育課長	伊 勢 均
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷 敏 一

議会事務局職員出席者

議会事務局長	岡田辰雄	書 記	齊藤 なつ子
--------	------	-----	--------

午前10時00分 開 会

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成20年6月八峰町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、10番鈴木一彦君、11番柴田正高君、12番芦崎達美君の3名を指名します。

日程第2、会期の決定を議題とします。

会期等につきましては、議会運営委員会に諮問し意見を求めておりますので、その結果を議会運営委員長に願います。木藤議会運営委員長。

○議会運営委員長（木藤 實君） おはようございます。議会運営委員長の木藤でございます。ご報告申し上げます。

当委員会では、去る6月11日、議長同席のもとに全委員出席し、議会運営委員会を開き、6月4日付で議長から諮問のあった、平成20年6月八峰町議会定例会の議事日程等、議会運営に関する事項について協議いたしました。

その結果、本定例会の会期については、本日から20日までの3日間とし、日程等については、皆さんのお手元にお配りした日割表及び議事日程表のとおりと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） お諮りします。本定例会の会期は、只今の議会運営委員長の報告のとおり本日から20日までの3日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は本日から20日までの3日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

加藤町長より発言を求められておりますので、今議会提出議案の提案と合わせて報告願います。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

本日、平成20年6月八峰町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはお忙しいところご出席を賜り、まことにありがとうございます。

さて、14日に発生した「岩手・宮城内陸地震」では、八峰町でも震度4の大きな揺れを感じましたが、幸い被害もなく安堵したところです。

今地震では多くの死傷者や不明者、家屋の倒壊、ライフラインの被害が出て、今も被災地では余震が続き、必死の救助活動が続けられています。

犠牲となられた方々のご冥福を心からお祈り申し上げるとともに、被災者の方々にはお見舞い申し上げます。

それでは、提出諸議案の説明に先立ち、3月定例会以降の町政及び諸般の動きについて、大要をご報告申し上げます。

最初に、消防関係についてご報告申し上げます。

山菜採りシーズンを迎えた5月に相次いで遭難が発生しました。6日には町内の男性が行方不明となり、翌朝に発見されました。また、23日に発生した遭難では、タケノコ採りで入山した能代市の女性が二ツ森近くで不明となり、翌朝、県の防災ヘリによって発見、救助されています。28日には秋田市の男性が同じ場所で行方不明となり、県警ヘリに発見され、その後、防災ヘリで救助されています。いずれも捜索活動を実施した訳ですが、大きなケガもなく早期に救出できたことは、ひとえに救助隊や捜索にあたった消防団、警察、消防署のご協力の賜とっております。

次に、5月26日は「日本海中部地震」があった日から25年となることから、前日の25日の日曜日に茂浦地区住民参加のもとに「総合防災訓練」を実施いたしました。津波を想定しての避難訓練や消火器の取り扱い方法は町民向けに、消火訓練と今年初めて市町ごとに開催した水防訓練は土嚢積み講習を消防団向けにそれぞれ実施したところであります。

こうした火災や自然災害に対処するため、昨年度から策定を進めております「八峰町防災計画」については、災害に強い町づくりを進めるため、より実効性のある計画とすべく「八峰町防災会議」を立ち上げ肉付けしたいと思っております。

次に、庁舎の建設関係についてご報告いたします。

4月に建設予定地の造成のために県に申請していた「開発行為」は、5月22日付で許可されましたが、翌年度予定している埋設等必要とする外構工事を前倒しして実施するようにとの条件が付されたことから、工事内容を変更し入札作業を進めております。今

定例会に追加提案として契約案件を提案しますので、よろしくお願い申し上げます。

また、鋼材などの建設資材が昨年に比べて高くなっており、新年度単価で積算したところ大幅な増加が発生しました。あわせて、当初計画にはなかったものの電算化が進む事務を支障なく確保するため、あるいは防災拠点としての機能を維持するため、自家発電装置を組み入れました。さらには、当初、来年度に計画していた地中熱ヒートポンプ工事が、本年度、国の補助事業として目処が立ったことから、前倒しして今年度実施するなどから、予算補正と庁舎本体工事の継続費の変更が必要になりましたので、よろしくご理解賜りますようお願い申し上げます。

次に、戸籍の電算化について申し上げます。

これまで県内の戸籍の電算化を実施している大館市、仙北市、美郷町、大潟村などの市町村を現地調査してまいりましたが、今後、どのシステムが当町の窓口業務に適しているかを研究するとともに、プロポーザルによる業者選考を進めたいと考えております。

次に、自治体財政健全化法について申し上げます。

平成19年6月、国会において自治体の財政破綻を未然に防ぐことを目的に、地方公共団体財政の健全化に関する法律、いわゆる「自治体財政健全化法」が公布され、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4指標の公表と、比率が基準値以上となった場合の計画策定が義務付けられました。

これを受け、平成18年度の決算額を基に県で試算した指標については、広報5月号に掲載いたしました。本年度はいよいよ正式に平成19年度決算額を基にした指標の算定と公表を行うこととなります。

今後のスケジュールですが、今月から7月にかけて決算統計調査とあわせて算定作業を行い、監査委員の審査を経て9月中には議会への報告、住民への公表を行う予定です。

なお、総務省による確定値の公表は、決算統計の確定値とあわせて11月末に行う予定とのこととなります。

次に、ふるさと会について申し上げます。

第46回東京八森会総会は、6月15日、東京新宿ワシントンホテルにおいて、会員・来賓合わせて約130人が集まり、盛大に開催されました。町側からは私と須藤副議長、担当

課長の3名と、白神八峰商工会からは職員2名が参加し、情報交換や町特産品等の販売を行ってまいりました。

また、今年度も関東峰浜ふるさと会から米森会長ほか数名が参加され、交流を深めておりました。

東京八森会と関東峰浜ふるさと会の合併に向けた動きであります。去る5月9日、東京のアルカディア市ヶ谷において1回目の役員会が開催されております。

両ふるさと会からは、会長・副会長など合わせて10名が参加し、和やかな雰囲気の中、合併に前向きな発言が多く出され、最短で来年秋の新ふるさと会発足に向け、今後も定期的に役員会を開催することで意見が一致したとの報告を受けております。

ふるさと会との交流については、これまで年1回の総会への参加が主な事業となっておりましたが、今後は定住促進対策やふるさと納税制度などの施策においても連携を深めてまいりたいと考えております。

次に、ふるさと納税について申し上げます。

地方税法等の一部を改正する法律が本年4月30日に公布され、いわゆる「ふるさと納税制度」がスタートしました。

ふるさと納税制度は、生まれ故郷や応援したい地方自治体に対して直接納税するのではなく、寄附することにより、その一部が個人住民税、所得税から控除される制度であります。

全国的には改正法交付前からホームページなどでPRしている地方自治体もありましたが、本町の場合は、改正法公布後の5月22日に町ホームページで、ふるさと納税制度の概要や寄附金申し込みについてPRを開始しており、今定例会終了後、本格的なPR活動を行いたいと考えております。

なお、今定例会に寄附金の受け皿となる「ふるさと八峰応援基金条例制定について」を提案しておりますので、よろしくお願いたします。

次に、地域省エネルギービジョンについてであります。

昨年の新エネルギービジョン策定事業に引き続き、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、通称NEDOの100%補助事業を活用し、八峰町地域省エネルギービジョン策定事業を実施することといたしました。

昨年の新エネルギービジョンは、本町にある未利用の自然エネルギーを使用することで化石燃料への依存を減らし、温室効果ガスの削減により地球温暖化防止につながるものでありましたが、今回の省エネルギービジョンは、町民・事業者・行政が一体となってエネルギーを無駄使いしないライフスタイルを構築することなどにより、地球温暖化防止につなげていこうとするものであります。

具体的には、各課代表で構成する庁内検討会と学識経験者や住民代表などで構成する策定委員会が連携し、コンサルタントの協力を得ながら、省エネルギービジョンや推進体制などについて協議するものであります。今定例会に関係予算を計上しておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、衛生関係について申し上げます。

春の全町一斉清掃が4月20日に行われました。晴天に恵まれ、早朝からたくさんの町民が参加されました。八森地区においては側溝の泥上げや地域周辺の清掃を、峰浜地区においては地域の道路脇に捨てられている缶・ビン・ペットボトル等を拾い集め、指定場所に運搬していただいております。

集められたごみは、燃えるごみが約1,750キログラム、燃えないごみが約3,190キログラム、昨年と比べると、燃えるごみが約920キログラム、燃えないごみで約490キログラム増となっております。毎年実施しております一斉清掃では、缶・ビン等が多く拾い集められておりますが、その多くは走行中の車から捨てられたものと思われ、運転者及び同乗者のマナー向上が強く求められるところです。

一斉清掃に参加くださいました町民の皆様には感謝申し上げますとともに、7月12日には八森地区の海岸清掃も行うこととしておりますので、町民多数のご協力をお願いするものです。

次に、ごみ収集の全町統一について申し上げます。

八森地区のごみステーション化については、昨年度1年間自治会と協議を重ね、各自治会の形態に合わせ139カ所に設置し、3月24日から試行を経て4月1日から個別を含めた152カ所で収集を実施しております。

当初は、ごみの出し方等についての問い合わせがありましたが、大きなトラブルもなく、順調に実施されているものと思っております。ただ、スタートして間もないことや

冬期間等を経験していないため、予想されない問題が発生することも考えられますが、各自治会と連携しながら解決してまいります。

また、峰浜地区における燃えるごみの収集回数につきましても、週3回から週2回と変更になりましたが、トラブルなく収集されております。

各自治会長はじめ、町民の皆様のご協力に感謝申し上げますとともに、ごみ収集の統一により、可燃ごみ等の収集運搬委託料が大幅に削減されておりますので、今後ともごみの減量化等に向けた取り組みを積極的に実施したいと思います。

次に、集団健診について申し上げます。

今月3日から30日まで、峰栄館での早朝健診を皮切りに特定健康診査、胸部総合健診、各種がん健診などの健診を行っております。

今年度は、昨年度までの「基本健康診査」に代わり、40歳以上74歳までの方々を対象とした「特定健康診査」が導入されました。

特定健康診査は、糖尿病などの生活習慣病に関する健康診査で、内蔵脂肪型肥満に着目した健診ですが、この健診を受けるためには各保険者が発効する「受診券」が必要となり、受診券が集団健診までに送付されるか不安の中でのスタートとなりました。

国民健康保険加入者の方には5月下旬に受診券を送付し、トラブルもなく健診を受けておりますが、加入している保険者からの受診券が間に合わないため特定健康診査を受けることができない方もおりました。このような方々には、今年度から制度が変わったことや保険者から受診券が送付された際には受診場所等のお知らせに十分注意されたい旨説明をし、ご理解をいただいているところです。

今後、各保険者からの情報があった場合には、随時町民の皆様にお知らせしてまいりたいと考えております。

次に、後期高齢者医療制度について申し上げます。

75歳以上の方々などを対象とした後期高齢者医療制度が今年4月からスタートし、当町では1,620名の方々が国民健康保険や社会保険などから後期高齢者医療保険に移行しております。

後期高齢者医療制度については、周知用パンフレットを全戸配付するほか、町広報誌などにより周知に努めてきたところですが、3月下旬に「後期高齢者医療被保険者証」

を送付したところ、「送付されたものは何か」、「お医者に行ったら新しい保険証と言われた」などの問い合わせが、また、年金からの仮徴収通知発送後は保険料等への問い合わせが多数ありました。問い合わせのあった方々には、送付した保険証のことや保険料の仕組みを説明し、後期高齢者医療制度への理解に努めてきたところです。

現在、問い合わせはほとんどない状況となっておりますが、ご承知のとおり国レベルにおいては毎日のように後期高齢者医療制度についての見直し等が報道されております。また、7月には本徴収通知、普通徴収の開始となることから、今後たくさんの問い合わせが予想されますが、国等の情報に十分注意をしながら対応してまいりたいと考えております。

次に、国民健康保険税の税率改定について申し上げます。

国民健康保険税についてであります。後期高齢者医療制度の創設に伴い、今年度は賦課区分が変わり、昨年度の医療分及び介護分に加え、新たに後期高齢者支援分が設けられました。

また、前年度からの繰越見込額が出たことから、今年度医療費の見込額に対する国庫支出金等の見込み額を基に、被保険者の皆様から負担していただく税率の見直しをしたところであります。

試算した結果、一般被保険者に対する国保税を確保するためには1人当たりの税額を大幅に引き上げる必要があることから、八峰町国民健康保険事業基金から繰入をし、できるだけ上げ幅を小さくした改正案を八峰町国民健康保険運営協議会に諮問しました。

同協議会からは、基金の大幅な減少に対する不安な面はあるが、大幅な国保税の値上げについては避けたいこと、国民健康保険運営のための一定の負担増はやむを得ないこと、などを総合的に判断され、諮問した改正案をご承認いただいたところであります。

本定例会に国保税改定のための八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を提案しておりますので、ご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

次に、すこやか子育て支援事業について申し上げます。

秋田県のすこやか子育て支援事業実施要綱の一部改正が行われ、昨年までは乳児に対して月額1万円を支給しておりましたが、今年度からは今年4月1日以前生まれの乳児に対して月額5,000円の支給に改正されました。

また、4月2日以降生まれの乳児に対して保育料の半分の助成を提案しておりましたが、県議会より今後の子育て支援策を見直すことが必要とのことで見送られております。

このため、町としては乳児に対する助成措置がなくなることから、今年4月2日以降生まれについても町の単独事業として月額5,000円を支給することにいたしました。今後も県の子育て支援策を推進するとともに、町としても子育て家庭の支援に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。

町では、快適で衛生的な生活環境の中で暮らしていただくために下水道事業を推進しております。中でも岩館地区においては、平成11年度から整備を進め、平成20年の3月で事業完了となりました。

当初計画では、平成11年度から平成20年度までの10ヵ年で完成する予定でありましたが、皆様方のご協力により1年早い完成となりました。改めて心から感謝申し上げます。また、事業が完了したことにより、今後は地域住民の皆様方から快適に生活していただけることになりましたので、一日も早く下水道にご加入してくださるよう合わせてお願いいたします。

岩館地区の下水道事業が完成したことにより、平成20年3月31日現在における八峰町下水道の普及率は88.21%となりました。また、八峰町全体の下水道の加入率は53.86%に止まっており、町といたしましても、今後、より一層の加入促進に努めてまいりますので、町民各位のご協力を更にお願ひするものであります。

次に、農業関係について申し上げます。

最初に、農業用水の不足による農作業への影響について申し上げます。

今年は春先からの晴天続きで降水量が極端に少なかったことから、河川やため池にほとんど水がなくなり農業用水を確保できない状況がしばらく続き、代かきや田植え作業に大きな影響が出たところです。この時期としては、これまで経験のない渇水状況に農家の皆さんは大変ご心配と御苦勞をされたことと思います。

渇水の状況とその対応について申し上げますと、町では、代かき作業を間近に控えた5月2日と9日の2回にわたり現地調査を実施しましたが、ほとんどの河川が予想以上の水量不足にありました。

日を迫うごとに状況が悪化したことから、代かき作業に当たっては地域で協力して行うよう防災無線で農家に協力を求めるとともに、水沢ダム管理事務所に対してはダムからの放水を増やし、河川流水の確保に柔軟に対応していただくよう要請したところです。

その後もまとまった雨がなく、15日時点で代かき作業ができない地域が八森地区で5ヘクタール、峰浜地区で75ヘクタール、合計80ヘクタールに及んでおりました。

特に、埴川流域の田中・沼田地区では45ヘクタールと深刻で、その状況については逐次秋田県にも報告したところです。冬期間雨が降らなかったことが水不足の原因で如何ともし難い状況でしたが、田植えができるまでの対応として、秋田県に普及指導員の派遣を要請し、沼田集落において苗管理の説明会を開催したところです。

20日以降は待望のまとまった雨があり、代かき作業も順調に進み、5月末までには町内全域で田植え作業がほぼ終了し、最悪の事態は回避されたところであります。

次に、鳥獣害防止総合対策事業の採択決定について申し上げます。

今年2月に施行された鳥獣被害防止特措法や新たな補助事業の制度化に伴い、20年度の猿害対策事業については国庫補助事業を活用して実施したい旨を3月の議会全員協議会でご説明申し上げたところであります。

国庫補助事業の活用に向けて、これまでの協議会を発展的に解散し、自ら予算を持ち、猿害対策を実施する組織として「八峰町猿害対策地域協議会」を3月末に設立するとともに、4月には特措法に基づき作成が求められていた「八峰町鳥獣被害防止計画」を作成・公表し、準備を進めてまいりました。

これらの手続きを踏まえて、4月15日地域協議会名で公募型国庫補助事業に応募しておりましたが、先頃、全国160地区の一つに採択され、補助金の活用が可能となりました。補助事業の性格から町が事業主体となることができず、地域協議会が直接補助金を受け入れて事業を実施することになりますが、この協議会は収入源のない団体であるため、補助以外の必要額については町からの補助金として交付する予定にしております。

一般財源の縮減を図る意味からも、補助対象事業については地域協議会で実施し、補助対象外の事業については一般会計で実施するという内容の組み替え補正予算を今定例会に提案しておりますので、よろしくご審議、ご決定賜りますようお願いいたします。

次に、特用林産物活用施設等整備事業について申し上げます。

J A秋田やまもとが実施主体となって、菌床シイタケ栽培施設 5 棟を建設する事業を秋田県に申請していましたが、5 月 7 日付で承認され、12 日には補助金の内示を受け、事業実施の条件が整ったところであります。

J A では今後のスケジュールについて、交付申請等の手続きを経て 7 月には入札を行い、10 月中の完成を目指したいとしております。

現在、菌床シイタケの生産規模は、生産農家 20 戸、栽培施設 53 棟で、年間生産量は 857 トン、販売額が 7 億 8,900 万円ですが、施設整備後の計画では、栽培施設が 58 棟で、年間生産量を 1,059 トン、販売額を 9 億 7,500 万円とする目標を設定しております。この事業の完成により複合経営の基盤が更に確実なものとなり、農家経営の向上につながることを大いに期待するものであります。

次に、鳥インフルエンザウイルスについて申し上げます。

4 月 21 日、十和田湖畔で死亡した白鳥から強毒性インフルエンザウイルスが検出され、感染・拡大を防止するため、周辺地域の養鶏場への立ち入り検査や消毒が行われたことはまだ記憶に新しいところです。

この事態を受けて、秋田県では「危機管理連絡部」を設置し、関係機関に相談窓口を設置するとともに情報の収集・発信を行ってまいりました。

その後、県内各地から死亡した白鳥や鶏の大量死の情報が寄せられておりますが、専門検査機関の精密検査の結果、インフルエンザウイルスは検出されておられません。

秋田県の対応に呼応して、八峰では農業振興課を窓口として防災無線や広報を利用して注意喚起を行うとともに、感染の疑わしい野鳥等の情報提供を求めてまいりました。当町でも町民の皆さんからたくさんの情報が寄せられましたが、幸い疑わしい事例はありませんでした。

皆さんの情報提供に感謝申し上げますとともに、今年 9 日をもって「危機管理連絡部」が廃止されたことをご報告申し上げます。

次に、水と緑の森づくり事業について申し上げます。

多様な森林を将来にわたって健全に守り育てていくため、今年度から「秋田県水と緑の森づくり税」が施行され、この税を財源とした施策が展開されようとしております。

当町においては、植樹・育樹ふれあい事業、森林環境学習活動支援事業及びふれあい

の森整備支援事業で、ブナや桜の植樹、自然観察会などの体験事業、松波生活環境保全林の施設整備など森林環境の保全事業を推進したいと考えており、本定例会に関連の補正予算を計上しておりますので、よろしく願いいたします。

また、松くい虫対策事業につきましては、今年度も引き続き農林水産大臣命令による高度広域機能松林の保全対策事業が行われることになり、当町では、目名潟、沼田地区などの海岸部を中心に補助事業が行われております。

更に、御所の台地区から水沢地区の被害木につきましては、町が森林環境保全整備事業により、伐採くん蒸及び搬出事業を行っており、春の松くい虫対策事業は、6月末には完了いたします。

次に、これまで開催した各種のイベントについて申し上げます。

4月12日に「ぶなっこランド」で、県森づくり推進課と共催でキノコの植菌体験を行っております。当日は雨交じりの天候が影響し、参加者は40人程度でありましたが、シイタケとナメコの植菌作業に取り組んだところです。

八峰町桜まつりは、今年から八峰町観光協会の主催で、4月19日から29日まで開催されましたが、4月20日には満開を迎え、多くの野宴が開かれておりましたが、後半には葉桜となり、期間中の観光客は4,000人程度と推計しております。

また、5月25日には「二ツ森自然観察会」を開催し、首都圏からの参加者13人を迎え、総勢40人で植物などの観察をしながら二ツ森に登頂しております。当日は雨模様で山頂から白神山地を望むことはできませんでしたが、参加者は山頂付近を彩る満開のミネザクラをバックに記念写真を撮影しておりました。

6月14日から29日まで、ポンポコ山公園を会場に八峰町観光協会主催の「ラベンダー祭り」が開催されており、ラベンダーの刈り取り体験やラベンダーグッズが好評で、当町の自然や資源を活用したイベント事業で大いに当町をPRしてまいりたいと考えております。

次に、町が出資している第三セクターの経営状況について申し上げます。

まず、ハタハタの里観光事業株式会社の平成19年度の決算状況等についてご報告いたします。

去る5月29日に株主総会を開催しておりますが、ハタハタ館のリニューアルや、あき

た白神体験センターの効果などから入浴者数は15万人台に達し、経常利益は1,620万円余りを計上しております。

このうち600万円を町に寄附し、当期純利益は1,000万円余りとなっておりますが、引き続きこの好調を維持できるよう努めてまいります。

株式会社ポンポコ山の株主総会は、5月12日に開催いたしました。決算状況につきましては、経常利益で1,980万円余りの損失を計上し、公園管理委託料を含めた町からの管理委託料2,013万円で、当期の純利益は4万3,000円となっております。

ふるさと交流センターは、入浴及び食堂部分を廃止いたしましたので、年内に、ポンポコ山周辺の施設全体の見直しや体験交流メニューの構築をし、当町の南の玄関口とした整備計画を策定してまいりたいと考えております。

次に、菌床シイタケホダ木の製造販売を行う有限会社峰浜培養の平成19年度の決算状況についてご報告いたします。

去る5月27日に第11回定時株主総会を開催したところですが、平成19年度においては、ホダ木の製造本数並びに出荷本数とも当初計画を上回る実績を上げることができました。その結果、当期剰余金は1,664万5,000円余りを計上し、全額を前期繰越欠損金に充当したところであります。

今後とも良品質のホダ木製造に努め、生産者に信頼される製品を提供してまいります。

次に、農林水産物処理加工施設について申し上げます。

4月から製塩の試作作業を開始し、麴、白神塩もろみと順次試作を行っております。また、5月からは、県総合食品研究所、指定管理者の八峰白神自然食品株式会社及び町の共同研究で「白神微生物を活用した新規食品保存用資材の開発」に関して共同研究を進めており、事業スケジュールでは、7月に塩、ニガリ及びかん水の販売と、白神塩もろみを用いた農林水産物の加工試作を行う計画で進められております。当該事業が順調に推移いたしますと、当町のブランドの確立と地域の農林水産物の付加価値化が図られ、地域産業が大きく飛躍できるものと期待しております。

次に、教育委員会関係について申し上げます。

来年度から八森地区統合小学校として開校する観海小学校の大規模改修工事は、昨年度からの継続事業として実施しております。

工事は当初計画どおり、南棟に設けた仮教室に全児童を移動して、北棟から工事に着手しましたが、概ね計画どおりに進行しております。夏休み中には、体育館と中央棟を完成させる計画であり、この後も工期に遅れが生じないように、また、安全には十分配慮するよう指導してまいります。

なお、先の全員協議会でも報告いたしましたでしたが、5月22日に発生いたしました現場作業員の転落事故は、工事施工側の落度ではなかったものの、今後とも工事施工に当たっては、安全の徹底に向けて、今まで以上に万全を期してまいります。

次に、3小学校合同の閉校記念事業として計画しておりました芸術鑑賞については、このたび、県より正式に内定通知があり、9月8日に八峰町文化ホールにおいて開催することとなりました。本事業の関係予算については、今議会に計上しておりますので、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、統合小学校「八森小学校」の校章・校歌の作成作業の進捗状況について申し上げます。

最初に校章作成についてですが、現在、学校づくり協議会が設置した小委員会のメンバーにより、八森地区児童・生徒から応募作品180点を参考にしながら、作成作業を進めているところであります。

今月いっぱいを目処に校章デザイン原案を完成させる予定でありますので、9月定例議会では議員の皆さんにもお披露目できると考えております。新生「八森小学校」にふさわしい、斬新かつ地域から愛される校章ができることに期待しております。

次に、校歌の作成についてであります。これまで学校づくり協議会が設置した小委員会のメンバーにより作成依頼候補者を選定していただき、13日開催の教育委員会において正式に作成依頼者が選任されました。

選考条件は、八峰町にゆかりのある方で、その道に見識のある人とし、作詞者には立石在住の山内安久氏、作曲者には当町出身のシンガーソングライターの松尾一彦氏が選任されました。

お二人とも先般口頭で依頼を打診したところ、八峰町のためにぜひ良い校歌をつくりたいと快諾を得たところであります。今後、10月いっぱいを目処に校歌の完成をお願いしたいと考えております。

地域の特色を盛り込みながら、誰もが親しみを込めて口ずさむことのできる素晴らしい校歌ができることを期待しております。

次に、ドリーム体験チャレンジプロジェクト「本物体験夢講座事業」について申し上げます。

本事業は、各界の第一線で活躍する専門家等の「本物の出会い」体験を通じて、子どもたちに夢や希望を育みながら、知的好奇心、社会性、進路選択能力の形成に資することを目的とした事業であり、10月21日、八峰町文化ホールにおいて中学生及び町民を対象に開催することになりました。

今回は、クラシック音楽家のマルチタレントとしてテレビや全国各地で活躍されている、作曲家でありピアニストでもある青島広志さんとそのグループによる生演奏や歌を拝聴するとともに、講話や交流を通して講師の人柄や生き方に触れ、子どもたちが自分自身の生き方を見つめ直し将来を考える機会になればと期待しております。

このほど、県より事業内定を受けたことに伴い、今議会に関係予算を計上しておりますので、ご決定賜りますよう、よろしくお願いいたします。

次に、あきた白神体験センター関連について申し上げます。

昨年7月にオープンした当施設も今年度より通年営業となります。

町でも当施設のさらなる充実に向けて、人事異動による人員増を図るとともに、秋田県に対しても引き続き支援体制を要請し、今年度も様々な宿泊体験学習の企画・指導・運営のため、社会教育主事資格のある教員を派遣していただいております。指定管理開始当初、平成20年度から1名のみになる予定でしたが、特段の配慮をいただき、現在2名派遣していただいているところであります。

また、今年度は教員の長期社会体験研修施設の指定を受け、小学校より研修員1名を派遣していただき、自然観察等の体験メニューの構築や利用者に提供できる資料の作成に協力いただいております。さらに教職10年経験者の研修施設としても認められ、小・中学校の夏季休業中に研修員として数名が研修する予定であります。

また、今年度の宿泊予約状況ですが、5月末現在で、4月・5月の実績を含めて4,200名を超えており、昨年度利用者数を上回る状況となっております。利用者の大半が5月から9月に集中しておりますので、今後は秋から冬、冬から春にかけての利用促進に努

めてまいります。

次に、本定例会に提出しております議案の概要についてご説明いたします。

議案第46号、専決処分事項の報告について（八峰町保育所条例の一部を改正する条例）は、保育料の決定基準の改正であります。

議案第47号、専決処分事項の報告について（平成19年度八峰町一般会計補正予算（第10号））、議案第48号、専決処分事項の報告について（平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））及び議案第49号、専決処分事項の報告について（平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））は、それぞれ会計の事業精算に伴う内容となっております。

議案第50号、専決処分事項の報告について（八峰町税条例の一部を改正する条例）は、ふるさと納税に伴う住民税の改正です。

議案第51号、ふるさと八峰応援基金条例制定については、ふるさと納税によって町に寄附されたものをふるさと八峰応援基金として運用するための基金の設置条例となっております。

議案第52号、八峰町観光振興基金条例制定については、ハタハタ館などからの観光振興への寄附を原資とする八峰町観光振興基金の設置条例を提案しました。

議案第53号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定については、今年度の医療費に対応する国保税の負担率等の改正を提案いたしました。

議案第54号、秋田県市町村総合事務組合規約の一部変更については、構成メンバーの変更に伴うものであります。

議案第55号、平成20年度八峰町一般会計補正予算（第1号）は、既定額に1億1,147万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を60億2,647万4,000円とするものです。

補正の主な内容は、省エネルギービジョン策定、地中熱ヒートポンプの前倒し施工、カッチキ台地区の集会施設の改修補助金、放射線治療装置等導入補助金、猿害対策事業費の組み替え、及び春の人事異動に伴う人件費の組み替えなどであります。

議案第56号、平成20年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）は、既定額に2,721万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億3,436万8,000円とするものです。

補正の主な内容は、前年度の医療費が確定したことによる精算となっております。

議案第57号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定額から147万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を2億2,943万3,000円とするものです。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の減少によるものです。

議案第58号、平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、既定額から279万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を5億662万4,000円とするものです。

補正の主な内容は、人事異動に伴う人件費の減少によるものです。

以上、6月議会定例会でご審議いただく議案は13議案であります。詳細については各議案の提案の際に説明させていただきますので、よろしくご審議の上、適切なお決定を賜りますようお願い申し上げます。

なお、今会期中に工事請負契約の締結に係る議案を追加させていただくことしておりますので、よろしくようお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 議長報告につきましては別紙報告書のとおりでありますので、朗読は省略させていただきます。

日程第4、選任第1号、議会広報編集委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。議会広報編集委員会委員については、議会広報発行規定第3条第2項の規定により、議長より指名したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報編集委員会委員は本職より指名します。

議会広報編集委員会委員には、2番大山義昭君、7番門脇直樹君、10番鈴木一彦君、12番芦崎達美君、15番須藤正人君の5名を指名します。

次に、八峰町議会広報発行規定第4条第1項及び同条第2項の規定により、議会広報編集委員会の委員長及び副委員長、それぞれ1名を互選願います。

暫時休憩します。

午前10時47分 休 憩

午前10時50分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

手元に議会広報編集委員会の正副委員長の互選の結果が届いておりますので、事務局長に報告させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） それでは、ご報告申し上げます。

議会広報編集委員会の委員長には、副議長でございます須藤正人さん、副委員長には門脇直樹さんが選出されましたことをご報告いたします。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ただいま議会広報編集委員会の正副委員長の互選結果が報告されました。各委員におかれましては、議会広報の充実に精励されるよう希望いたします。

日程第5、議案第46号、専決処分事項の報告について（八峰町保育所条例の一部を改正する条例）を議題とします。

当局の説明を求めます。小林幼児保育課長。

○幼児保育課長（小林慶範君） 議案第46号、専決処分事項の報告について。

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町保育所条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものである。

平成20年6月18日提出

八峰町長 加藤和夫

専決処分第2号

専決処分書

八峰町保育所条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成20年3月31日

八峰町長 加藤和夫

八峰町保育所条例の一部を改正する条例

八峰町保育所条例の一部を次のように改正する。

別表第2中の保育料の第1階層に、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯を生活保護世帯と同様の取り扱い

とするものであります。

次に、第4階層から第7階層までの所得額税の改正であります。

所得税の定率減税の廃止と所得税の税率変更に伴い、同じ年収であれば同じ保育料になるように改正されたものであります。

次のページの8行目のウですが、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯については、保育料の軽減対象とするものであります。

次のところですが、特別支援学校幼稚部、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設通園部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所又は児童デイサービスを利用している児童がいる世帯は、多子軽減の算定対象とするものであります。

附則として、この条例は平成20年4月1日から施行する。

以上が今回の主な改正内容でありますので、よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第46号について質疑を行います。質疑ありませんか。
14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） まず専決処分に、どうしてしたのかということと、それから階層の区分についてお尋ねをいたします。

専決処分というのは町長の裁量の、最大の権限だと思います。これがどうして専決処分を行ったのか。もっと慎重に議会に諮らなければならなかったのではないかということで、その理由についてお伺いいたします。

議会が成立しないとき、それから会議を開くことができないとき、町村長が議会を招集する暇がないときと認められておりますけれども、これのどこに当てはまるのかお聞きいたします。

それと階層別の所得税の変動でありますけれども、ちょっと私も意味がちょっと理解できなくて私なりに表を作ってみたんですけれども、実質的には4階層、4階層が5階層になって、5階層が6階層、6階層の幅が、非常に幅が多く、これの影響を受けて、結局6階層の3分の1くらいの所得の少ない方に、実質的に値上がりの幅になるのではないかということです。このように保育料に変動があるというときは、保育料というのは各市町村で判断するものですから、どうして緊急にこの4月1日からその値上げ、こ

ういうふうなことをしなくてはならなかったのか。緊急の意味が分かりません。そのところをよく説明してもらいたいと思います。

それと、この値上げになると変動することによって財政的にどういうふうな影響、あと、保護者の方にどのような影響が出ているのか、変動があるのか、その辺も教えてもらいたいと思います。

まず、このことについて説明をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。小林幼児保育課長。

○幼児保育課長（小林慶範君） 最初の質問の専決処分についてでございますが、県の方から改正案が示されたのが3月の中旬頃です。この条例の決定の通知が来たのが5月の中旬です。ですので、決定が来るまでちょっと時間が掛かりましたので、まず何と申しますか、3月議会には当然間に合いませんので専決処分という形になったものであります。

それから階層区分の関係ですけれども、保育料が上がるのではないかと申すことと申すけれども、例えば第4階層についてですけれども、改正前は7万2,000円であったわけです。当初ここは8万円の階層だわけです。1割の定率減税がありましたので7万2,000円です。今回の改正で定率減税がなくなりまして、その間に所得税の税率が10%から5%に変わってございます。税率が半分になったことで8万円から4万円というふうな所得税の階層になってございます。こういう形で4階層から7階層まで変わってございますので、保護者の方々の保育料が上がったということではございませんので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 保育料に変化はないということですが、この3月中旬に県の方からこういうふうな指導があつて、これを4月1日に即実施するという、こういうふうな大変、他の町村でもこういうふうなことが出てないんですけれども、この保育料というのは町長判断で、町長の裁量で延ばしてもいいし、緊急にそれを行わなくてもいいし、ということがあると思います。この専決処分について町長の考え方を伺いたします。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前 11 時 00 分 休 憩

.....

午前 11 時 01 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上議員の質問にお答えいたします。

いずれこれは国の改正がですね、4月1日施行というふうなことでございます。一般の町税条例の改正と同じような形で4月1日施行ですので、3月に決めて4月ということで即実施しないと間に合わない。それから中身的にさっき課長からも説明しましたけれども、階層区分が変わる、税制が変わることによって変えただけの話なので、中身的には別に保育料のですね、を、高くするとか変える中身でなく、区分が税制改正によって違ふと、変えたと、これだけですので、別に保護者にも、そしてまた財政的にも変わるというものではないので、ご理解を願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 専決処分にすることに対して私は反対いたします。議会の議決、議会にもう少し説明があっても良かったのではないかと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第46号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第46号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。

午前 11 時 04 分 休 憩

午前 11 時 04 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

日程第 6、議案第 47 号、専決処分事項の報告について（平成 19 年度八峰町一般会計補正予算（第 10 号））を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 議案第 47 号、専決処分事項の報告について（平成 19 年度八峰町一般会計補正予算（第 10 号））。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、平成 19 年度八峰町一般会計補正予算（第 10 号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

平成 20 年 6 月 18 日提出

八峰町長 加 藤 和 夫

次のページを開いていただきたいと思います。

専決処分第 3 号

専決処分書

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、議会を招集する暇がないので、次のとおり専決処分する。

平成 20 年 3 月 31 日

八峰町長 加 藤 和 夫

平成 19 年度八峰町一般会計補正予算（第 10 号）

平成 19 年度八峰町一般会計補正予算（第 10 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6,711 万 7,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63 億 5,131 万 1,000 円とするものであります。

ページの 7 ページを開いてください。

説明に入る前にですけれども、先ほど町長の行政報告にもありましたように平成 19 年

度における町の事業、あるいは起債の規定に伴ってですね、専決の処分をするものであります。

7 ページ、歳入、2 歳入、15 款県支出金 2 項県補助金 4 目農林水産業費補助金、補正額 152 万 6,000 円の減額、区分、1 農業費補助金 152 万 6,000 円の減額、山村振興農林漁業特別対策事業費補助金、これは農林水産加工処理施設の建設に伴う実績による精算の減額でございます。

16 款財産収入 2 項財産売払収入 1 目不動産売払収入、補正額 395 万 8,000 円、区分 2、その他不動産売払収入 395 万 8,000 円、一般分収林収入、これは平成 19 年度契約のものでございますが、浜田貯蓄組合ほか 1 件の分収金でございます。

次の 9 ページ、17 款寄附金 1 項寄附金 1 目一般寄附金、補正額 650 万円、1 節一般寄附金 650 万円、一般寄附金、内訳でございますが、1 つ目はハタハタの里観光株式会社より 600 万円の寄附をいただいております。2 つ目は平成 19 年の 3 月で八峰町の職員を退職されました佐藤弘、元福祉課長でございますが、佐藤さんから 20 万円の寄附をいただいております。3 番目は秋田県市町村職員年金者連盟能代山本支部峰浜分会の、いわゆる役場職員の O B の方々から 30 万円をいただいております。締めて 650 万円でございます。

10 款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金、補正額 9,498 万 5,000 円、一般会計繰越金。これは実質収支でございますが、前年度の繰越金の全額を計上してございます。

21 款町債 1 項町債 1 目総務債、補正額 330 万円減額、庁舎建設事業債 330 万円。これは一般単独事業債の減額でございます。

次の 9 ページでございますが、先ほど申し上げましたように事業等の完了、あるいは実績に伴い起債の額が確定しましたので、事業の内容については省略させていただきますが、項目だけ読み上げて報告にしたいと思います。

2 目農林水産業債、補正額 800 万円の減額、区分、農業農村整備事業債 220 万円の増、過疎対策事業債の増でございます。2 の林道整備事業債 870 万円減、林業橋掛線改良事業過疎債、4 の県営林道事業負担金、同じく過疎債であります。3 漁港整備事業債 150 万円の減、並型魚礁設置事業、過疎債でございます。4 目土木債 1,520 万円、補正額 1,520 万円減、1 町道整備事業債 900 万円、1 町道大槻野改良事業、過疎債、2 町道石川内荒巻線

改良事業、過疎債、3町道長根線改良、過疎債、4町道石川夏井線改良事業、過疎債、5の町道石川線1号改良事業、過疎債、6町道畑谷線改良事業、過疎債。3公営住宅建設事業債90万円、公営住宅ストック事業改善事業、これは公営住宅建設事業債です。5公園整備事業債530万円減額、中央公園整備事業、過疎債。5目消防債140万円減額、1消防施設整備事業債120万円、消防整備事業債、過疎債。2の防災行政用無線施設整備事業債、事業20万円の減額、防災行政無線の施設整備事業債、過疎債です。

次に10ページでございますが、1目教育債840万円の減額、1統合小学校建設事業債840万円の減、統合小学校建設事業、過疎債です。8目災害復旧事業債50万円減、1公共土木施設災害復旧事業債50万円の減額、災害復旧事業債です。

次に11ページ、3歳出、2款総務費1項総務管理費13目庁舎建設費、補正額280万円の減額、区分の委託料270万円、設計委託料の不用額でございます。

6款農林水産業費1項農業費13山村振興費、補正額がゼロです。これは財源の内訳の補正でございます。国庫補助金、あるいは一般財源が地方債に回ったものでございます。

12ページ、6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費、補正額336万4,000円、区分、19負担金補助及び交付金336万4,000円、これは一般分収林の増林者に対する85%交付のものでございます。336万4,000円。浜田貯蓄組合ほか1件でございます。3目林業整備費、補正額760万円減額、節の15工事請負費540万円の減額でございます。これは林道の橋掛線の改良の実績に伴うものでございます。19負担金補助及び交付金220万円、これも事業完了に伴う精算されたものでございます。

13ページ、6款農林水産業費3項水産業費2目水産業振興費、補正額ゼロ、財源の内訳の補正でございます。並型魚礁の設置事業完了に伴うものでございます。

8款土木費2項道路橋梁費2目道路新設改良費490万円の減額でございます。15工事請負費490万円、町道石川夏井線の改良工事の不用額です。

14ページ、8款土木費5項住宅費1目住宅管理費90万円の減額、工事請負費90万円減額、これは夕風団地の下水道の接続工事の工事完了に伴う不用額です。

8款土木費1項公園費1中央公園整備事業費300万円減額、15工事請負費300万円減額、工事完了に伴う不用額です。

15ページ、9款消防費1項消防費3目消防施設費120万円の減額、工事請負費120万円、

消火栓設置工事事業完了に伴う不用額であります。5 防災無線施設ゼロ、財源の内訳の補正でございます。地方債から一般財源、事業完了に伴う精算です。

10款教育費 2 項小学校費 8 学校建設、補正額ゼロです。財源内訳の補正です。統合小学校建設に伴う起債の精算でございます。

16ページ、11款災害復旧費 2 項公共土木施設災害復旧費 1 目公共土木施設災害復旧費 50万円減額、工事請負費、15・17・19・20、いずれも事業完了に伴う不用額です。

13款諸支出金 3 項基金費 1 財政調整基金費 8,465万3,000円、区分、25積立金 8,465万3,000円、一般分 8,465万3,000円、これは19年度の歳入歳出の差額の分を財政調整基金に積み立てるものでございます。ちなみに現在の財政調整基金の残額は 8 億 3,527万 1,000 円となっております。

以上、報告を終わります。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前 11 時 16 分 休 憩

.....

午前 11 時 22 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

これより議案第47号について質疑を行います。質疑ありませんか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 専決処分というのは都合のいい、議会の開く暇がなかったからということですけども、いろいろ調べてみても金額的にね、これどのぐらいまで専決処分できるものかね。そういうのを調べてもなかなかないんですけども、それは町長の裁量でやると思いますが、少しこのぐらいのことがあったらば、やっぱり臨時議会でも開いてやった方が良かったんじゃないかなという気が私はしております。これにいくら反対しても効力はございませんので別に反対するつもりはございませんが、ただ一つ聞きたいのは、農林水産加工整備事業でこれ220万円になってますけども、これどういようなものに使ったのか。それから全体的に実績と言われればそれまでですが、前もあまりにも減額が多すぎるんじゃないかということで議論になったときに、入札率がかなり下がっているのでこういう結果なんだ、というような答弁がよくされましたけれども、そういうことが分かってる中において、またこんなに減額をされるっていうことについて

て、どういうことなのかなということをお答え願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 石塚さんのご質問にお答えいたしますが、今回のこの補正というか専決処分の主なものは、起債の方の精算というか最終的な財額が決まりました。その段階で歳入だけ動かすわけにはいかないということから、それにからむ関連する歳出の方を全課の方の関係課から落としていただいたということでございます。通常であれば、このものはそのままにしておいて不用額として翌年度に繰り越されるというものが多いわけでございますが、今言ったとおり歳入の方の、特に過疎債というのが最終段階で決定いたしますので、それによって確定された、その専決処分であるというふうに理解していただければと思います。

先ほど加工施設220万円とありましたが、これは起債の方が増えたと、充当されたということございまして、補助金が減額になったわけですけれども、起債が増えた、その関係で一般財源も減額になったというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 直接この予算案についての質問ではありませんが、議案第46号と議案第47号の専決処分書の地方自治法の文言が違っております。私が思うには、第46号の方が正しいのではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午前11時26分 休 憩

.....
午前11時30分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って会議を開きます。

ただいまの質問に対して答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） ご質問にお答えします。

従来ずっとこういう形式でやってきたのであんまり疑問を感じてきませんでした、率直に。それで、条項がきちっとしていますので条項に基づくのは間違いはないんで、それはそれでいいと思いますけれども、この「暇がない」というのが入っていますので、こ

れはもうずっとね、お宅方議員になったときからずっとこれで来てるんで、今疑問を感じたようですけれども、我々はもうずっと疑問を感じないままこれで来ましたので、後です、もう少しそこら辺調べまして、正式な見解を後日、いつかの機会にやりたいと思いますので、それをご了解していただけないでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 今年度からですね、「暇」というのは入れないことになっているんじゃないでしょうか、自治法で。入れてはいけないことになったはずです。昨年、議員研修で勉強してまいりました。

○議長（阿部栄悦君） だから、それについて担当調べて…。
休憩いたします。

午前11時31分 休 憩

午前11時32分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） 何ページというところではございません。今、助役さんの説明に対して私ちょっとこう疑問を感じたので質問します。

さっき課長の方からも起債の関係で予算を組みながら、工事完了に伴って減額が出たというふうなことで、さっき助役さんの各区分に亘ってご説明、減額のところ…ごめんなさい、副町長さんです、失礼いたします。訂正をお願いします。

三角のついている工事のところなんですけれども、工事完了による不用額というふうで、ちょっと私、入札差額でいいのか、あるいは一般財源で軽微なものに対して一般財源で工事完了したから不用額が出たという意味なのか、あるいはこの三角、大きい金額もごございますので、ひとつ入札差額なのかどうかというのをきちっと教えていただければ、あと工事の金額に対してどの程度入札差額なのか、ちょっとそこら辺私理解できなかったのが今質問したところですので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 舌足らずのことについて、建設課の方からもありますけれど

も。実は私、二、三カ所、不用額とした箇所がございました。これはですね、中身を具体的に申し上げますと、入札の差額と、それから一部工事が計画どおり正直いってやれなかったところ、これと2つがございます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて答弁を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） ちょっと私の方からご説明させていただきます。

工事に関わる精算という形で今回減額、あと増額、それぞれ専決処分させていただいておりますけれども、一応減額になって、例えば13ページですか、13ページの方の道路新設改良費の中の町道石川夏井線改良工事、これは490万円の減という形になっております。これは工事に関わるということじゃなくて、これにつきましてはちょっと特殊な形で、というのは当初用地交渉でまず、改良工事できるということで判断して予算計上したわけなんですけれども、用地交渉していく段階でちょっと条件が変わって、石川バイパスへの取付道路の設置ができれば、この改良工事が必要ないんじゃないかということが出まして、じゃあそれでっていうことで、県の方と交渉した結果、まず取付道路が可能だということから、当初見込んだ490万円全額これは補正減としております。あとその他、公共土木とか住宅の、次のページの住宅管理費90万円ですけれども、これは下水道工事3件で入札しております。その際のまず入札の差額という形になっております。あと中には、3件のうちの1件については変更契約とか、これは3万円とか5万円の少額の変更契約とかになっておりますけれども、最終的に精算した結果の差金という形であります。

あと中央公園事業につきましても、実際、入札した結果の差金、あとそれから全協でもちょっとご指摘ありまして暗いんじゃないかということで照明灯を考えたらということもありましたので、一応調査した結果、やっぱりちょっと暗いということで、第2期工事として照明灯の工事をやっております。

そして全部精算した結果において、当初予算よりまず予算額が残ったということで、まず300万円の減という形で、そのような形でそれぞれ工事ごとにおきまして入札差金の減額、それからやっぱり土木工事ですのでそれぞれ現地の状況によって変更等出てくる、そして最終精算する、その結果においての予算からの減・増という形で専決処分をさせていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。2番大山義昭君。

○2番（大山義昭君） こうして説明をしていただければ納得もできるんですが、今度、副町長さんの方に、もしこういうふうな工事の、あるいは変更、あるいは入札差額というのをもし教えていただければ、説明の際に、大変こう聞かなくても議会がスムーズに行く、時間も無駄にならないのではないかなという考えから申し上げましたので、次回から、もしできましたらそういうふうなご説明をしていただければ大変ありがたいです。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めますか。

○2番（大山義昭君） いいです。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 農林水産の紅葉橋の完了のことについてお伺いいたします。

2年5ヵ月間、この橋が通行止めになっていましたけれども、その間のその橋を利用している人たちに対して町はどのような対応をしたのか。あまりにも長すぎました。どうして長すぎたのかということをお教えください。

それとですね、現場を見に行っただけですけども、2週間前と昨日と見ました。そうしたら橋の向こう側のアスファルトのところに亀裂ができてるんですけども、それと向こう側の橋の対岸側というんですか、遊歩道から橋をかかっているんですけども、対岸の橋の麓のところは崩れてます。コンクリートの中がすぼんとからんだようになって、地盤が緩んで崩れてます。昨日見に行っただけですけども、直すのかなと思ってましたら直ってません。それは今後どのような工事に関わるのか。また町でこれを負担することになるのか。完了した後での…。

○議長（阿部栄悦君） 14番さん、今の会計についての質問なんですが。

○14番（見上政子君） そうです。

○議長（阿部栄悦君） 何ページのどうということではないんですか。

○14番（見上政子君） ええ、農林水産の9ページの2目、どちらでもいいんですけども、完了した方、起債、農林水産業債の方でお伺いいたします。

このように橋にもし後で、完了した後でそういうふうな支障があった場合はどのようにするのか、その2点についてお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 紅葉橋については一般質問でも出ておりますけれども、キノコの栽培者、それから農業の水利関係、それから当然林業者もそうなんですけれども、あとそのほかに真瀬漁業協同組合、こちらとはこの間、密接に連絡を取りながら行ってきております。

通行についてはですね、橋の危険度からいって大型車が行けないということで、キノコの栽培で今までクロネコヤマトの車が行っていたんですが、それは危険なので通行できない。その他、軽トラ程度であればそこを寄せて行ってもいいという形の中でお互いに相談しながら進めております。

それから紅葉橋については冬場の工事でありましたんで、コンクリートに張りつける土砂の関係の転圧、これ人力で行ったんですが、一部剥離が見られております。これについては全体を調べた後において改修させるということで打ち合わせておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） その費用はどのようになるのでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 業者の瑕疵で全部行かせます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第47号を採決します。議案第47号は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第47号は原案のとおり承認されました。

日程第7、議案第48号、専決処分事項の報告について（平成19年度八峰町公共下水道

事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第48号、専決処分事項の報告について（平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号））、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

専決処分第4号

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、文面が「議会の招集の暇がない」という表現になっていますけれども、先ほどの件もありましたので、ここはちょっと確定する、まだ確定していませんので、規定により次のとおり専決処分するという説明にさせていただきます。

平成19年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正でありますけれども、第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ170万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億8,417万6,000円とするものであります。

この補正予算の専決処分は、19年度事業の精算により下水道事業債を減額するものであります。

6ページの方の事項別明細書をご覧ください。

歳入ですけれども、7款1項1目町債1節町債で下水道事業債170万円を減額補正しております。

歳出につきましては、1款3項1目特定環境公共下水道事業費15節工事請負費で沢目浄化センター増設工事費170万円を減額しております。これは、事業費の精算によって減額するものであります。

以上ご審議の上、ご承認くださるよう、よろしく願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第48号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。
これから議案第48号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第48号は原案のとおり承認されました。

日程第8、議案第49号、専決処分事項の報告について（平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））を議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 議案第49号、専決処分事項の報告について（平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号））、ご説明いたします。

地方自治法第179条第1項の規定により、平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

専決処分第5号です。

専決処分書

地方自治法第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成19年度八峰町漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ707万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,445万9,000円とするものであります。

この補正予算の専決処分は、19年度事業の精算、さらに事業が完成したことにより減額補正するものであります。

6 ページの事項別明細書をご覧ください。

歳入についてであります。1 款 1 項 1 目受益者分担金 1 節現年度分で公共升の受益者分担金の一括納付者が増えたことによりまして44万円を増額補正します。

次に、2 款 1 項 1 目漁業集落排水施設使用料でありますけれども、1 節の現年度分で加入者及び使用料が増になったことによりまして44万円を増額補正。

3 款の 1 項 1 目漁業集落排水整備事業費国庫補助金につきまして、第 1 節の漁業集落排水整備事業費補助金は事業の精算という形で250万円の減額補正。これに連動いたしまして、県の方のかさ上げ補助ということで、4 款 1 項 1 目の漁業集落排水整備事業費県補助金 1 節漁業集落排水整備事業費補助金を75万円の減額補正としております。

また、8 款 1 項 1 目の町債 1 節町債につきましても、事業の精算により下水道事業債230万円、過疎対策事業債240万円、合わせて470万円を減額補正するものであります。

また、歳出につきましてであります。1 款 2 項 1 目岩館地区施設管理費11節の需用費の消耗品費22万5,000円を減額補正。13節の委託料、漁集処理場維持管理業務委託53万5,000円の減額補正。14節の使用料及び賃借料、自動車等10万円を減額補正しております。

また、1 款 3 項 1 目漁業集落排水事業費は事業費の精算で、事務費等も精算となりますので減額としております。3 節の職員手当等が34万円の減額補正。11節の需用費、消耗品費として10万2,000円の減額補正。13節の委託料、用地測量分筆登記業務委託料として42万円の減額補正。15節の工事請負費、漁集管渠築造工事465万円を減額補正。それから17節の公有財産購入費、マンホールポンプ制御盤用地買収費として14万円を減額補正。22節の補償補填及び賠償金、簡易水道配水管補償費55万8,000円を減額補正するものであります。

以上ご審議の上、ご承認くださるよう、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第49号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第49号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第49号は原案のとおり承認されました。

休憩いたします。午後1時より再開いたしますので、ご参集願います。

午前11時55分 休 憩

午後12時58分 再 開

○議長(阿部栄悦君) 午前の休憩前に引き続いて本会議を開きます。

日程第9、議案第50号、専決処分事項の報告について(八峰町税条例の一部を改正する条例)を議題とします。

当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長(小林孝一君) それでは、議案第50号をご説明いたします。

専決処分事項の報告について(八峰町税条例の一部を改正する条例)

地方自治法第179条第1項の規定により、八峰町税条例の一部を改正する条例を定めることについて別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、議会の承認を求めるものであります。

次のページをご覧ください。

専決処分第6号

専決処分書

八峰町税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分する。

平成20年4月30日

八峰町長 加藤和夫

それで条例が次のページからあるわけですが、皆さんのお手元にA4版の「平成20年

町税条例の一部を改正する条例の要旨（税務課）」という綴りを配付してありますので、これに基づきまして条項ごとにどのような内容かご説明していきたくと思います。

まず、最初第19条であります。これは納期限後に納付する税金に関わる延滞金について規定している部分であります。今回追加されました第47条の4の第1項、年金に係る特別徴収税額の規定部分ですが、それを延滞金の対象に加えるというものであります。

23条、これは町民税の納税義務者等についての規定であります。ここの部分は、公益法人制度改革による法人の区分の変更に伴って、町民税の納税義務者から「法人でない社団又は財団」を削るものであります。

次に、第31条第2項、ここは均等割の税率を規定している部分であります。公益法人制度改革により第2項にある法人の区分表を改正するものであります。条例のところに表がありますけれども、改正前と表の並びが上下逆転しています。改正前は300万円の法人からずっと始まって、最後に5万円の法人がきていたわけですが、今度の改正によって一番最初に5万円の法人が来ることになって、300万円が一番最後に並ぶようになりました。そしてこの表の（1）にイからロの法人が追加されています。そして、この法人には最低税率である5万円が適用されます。イからロではなく、イからニの間違いですね。イは公共法人及び公益法人、ロが人格のない社団等、ハが一般社団法人及び一般財団法人、ニが保険業法に規定する相互会社以外の法人で資本金の額を有しないもの、こういうものが追加となっております。

第34条の2ですが、ここは所得控除について規定している部分です。今回、寄附金の改正によって税額控除となりました。それで、これまで所得控除であったわけですので、その各種所得控除の中から「寄附金控除」という文言を削除しています。

次に、第34条の7ですが、これが寄附金税額控除として今回新たに追加された条文です。そして現行の所得控除方式から税額控除方式に改め、控除対象限度額は総所得金額の30%に引き上げて適用下限額を5,000円に引き上げるというものです。

36条の2ですが、ここは町民税の申告について規定しています。それで通常、町民税の申告書の提出が不用な人、年末調整をされる人等ですけれども、雑損、それから医療費、給付金等の控除を受ける場合は申告が必要になるという規定であったわけですが、その部分から寄附金控除額というものを削除するものです。

第38条は、個人の町民税の徴収の方法を規定している条文です。特別徴収によるほかは普通徴収の方法によるという規定に、年金からの特別徴収を定めた47条の2及び47条の5を加える改正です。

第41条は、個人の町民税の納税通知書についての規定です。納税通知書へ記載する納期ごとの納付額に、納付額に年金からの特別徴収がされなくなった場合の条項を加えるものであります。

第44条、ここは給与所得に関わる個人の町民税の特別徴収を規定する部分です。それで、ここは給与からの特別徴収の方法を規定している部分に今度は公的年金も加える改正であります。

そして、第45条、46条、46条の2、47条については、見出しに「給与所得に係る」という号を加えて、年金からの特別徴収と給与からの特別徴収を区別する改正であります。

47条の2、ここが公的年金等に関わる所得に、関わる個人の町民税の特別徴収を規定して新たに設けられた部分です。対象者としましては65歳以上の年金受給者で、年額が18万円未満、それから介護保険の特別徴収対象者でない者は対象外にするという内容になっています。

2項として、もし年金以外の所得の所得割額があれば特別徴収額に加算されますが、その所得割額については普通徴収を選択することもできるということで、条文の中の44条の第2項但し書になります。それで、この年金からの特別徴収ですけれども、年金はご承知のように雑損所得になるわけですが、昭和18年1月1日以前生まれの人は年金の支給額から120万円を差し引いた残りが所得になりますし、それ以後の生まれの人は70万円を引いた残りが所得になります。ですから、ある程度の年金収入のある人でないと課税対象にならないということになります。

そして47条の3から47条の6までは、特別徴収に関するその他の規定をうたっております。

次に、48条と第50条でありますけれども、ここは法人等の町民税の申告納付、法人等の町民税に係る不足税額の納付の手続きについてうたっている部分ですけれども、ここで「法人等」という表現、これが「法人」というふうに改められるものです。

次に、第51条と56条ですが、ここは町民税の減免と固定資産税の非課税の規定の適用

を受けようとする者がすべき申告について規定しています。ここでは、公益法人制度改革に伴って51条及び56条中にある民法第34条の「公益法人」を「公益社団法人及び公益財団法人」に改めるという改正です。

第54条と第131条4項ですが、ここでは固定資産税の納税義務者等についてと特別土地保有税の納税義務者等について規定しています。この部分では、独立行政法人緑資源機構法が平成20年3月31日で廃止されました。それで、独立行政法人森林総合研究所が緑資源機構を統合したため、54条と131条第4項中の「緑資源機構」の名称を「森林総合研究所」に改めるという改正であります。

附則第3条の2であります。これは公益法人等に関わる町民税の課税の特例ということで、ここも条が追加された部分です。それで租税特別措置法第40条第3項の適用による公益法人の町民税の課税の特例について謳っていますが、内容は、公益法人に対する財産の贈与が公益事業に供されるかどうかの判定時において、法の要件に該当しない場合、法人の組織変更等により要件に該当することが明らかにされたときは、不承認の決定通知をするときまでに明らかにされたときは、該当するものとして取り扱うことができるという規定であります。

次に、附則第5条、それから第2項ですが、ここは個人の町民税の配当控除について謳っているんですが、配当割額の所得控除額の条の変更、34条の8が34条の9に変わったことによる改正です。

附則第5条の3、これは個人の町民税の住宅借入金特別税額控除についての規定であります。その第2項の部分は、配当割額の所得控除の条の変更によるものであります。

同じ条の第3項でありますけれども、この部分では住宅借入等特別控除税額申告書が納税通知書発送後に提出された場合でも、町長がやむを得ない理由があると認めるときは税額控除できることとするという規定です。これは税源移譲に伴うものですが、どうしても申告書をそろえる時間的余裕のないケースもあり得るということで、こういう規定が設けられました。

附則第5条の4、給付金税額控除における特例控除額の特例、これは条の追加です。給付金税額控除の適用を受ける納税義務者が、この附則第14条の3から18条の2の適用を受けるときの特例についての規定であります。それぞれの附則の条の内容は、その括

弧書きしたようなものであります。

附則第6条、ここは肉用牛の売買所得の事業所得に関わる町民税の課税の特例でありますけれども、3年間延長することと、飼育牛の頭数2,000頭以内とする、そういう規定が盛り込まれています。

附則第8条の2、新築住宅等に対する固定資産税の減額を受けようとする者がすべき申告、これは地方税法附則第16条が第15条の6に変更になったことによって改正が必要になったものであります。その内容というのは、新築住宅等に対する3年間の固定資産税2分の1軽減の規定が平成22年3月31日まで2年間延長されるというものであります。

第7項ですが、省エネ改修した住宅の税の減額規定を7項として追加となっています。この場合は、翌年度1年間のみ120平米分の3分の1を減額するというものです。

附則第14条の3、上場株式等の配当所得に係る町民税の課税の特例を規定している部分ですが、当分の間、上場株式の配当所得を他の所得と分離して軽減税率3%適用するというものであります。

そして注として書いてますが、配当を申告した場合と分離課税を選択した場合、相互課税と分離課税と選択した場合のそれぞれの違いがここに書いてあります。

附則第14条の4から附則第17条まで、ここは第34条の7で寄附金税額控除が新設されたことに伴う改正であります。

附則第17条の3、削除となっていますが、この条項は上場株式を譲渡した場合の株式等に係る譲渡所得に係る町民税の課税の特例を謳っている部分ですが、譲渡所得に対する所得割100分の3の軽減税率ですが、更に特例として100分の1.8として出して、それを削除するというものです。

附則第17条の5、これは新しく追加された部分です。源泉徴収選択口座内配当等に関わる所得計算の特例、源泉徴収選択口座内配当の所得を、それ以外の配当と区分して計算するという規定であります。

附則第17条の6、上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除ということで、株式の譲渡損失と配当所得とのいわゆる損益通算ができるようになるという規定であります。

附則第18条、特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び、譲渡所

得との課税の特例を規定しているものでありますけれども、その第7項が削除されました。特定中小会社、いわゆるベンチャー企業という会社が発行した株式の譲渡益に対する課税によって譲渡益を2分の1に圧縮するという規定が削除されました。地方税でこの優遇措置がなくなったかわりに、所得税においては投資時点での優遇措置が拡大される、そういう政策となっております。

次のページですが、附則第18条の2、先物取引に係る雑所得等に係る個人の町民税の課税の特例、18条の4が条約適用利子及び条約適用配当等に係る個人の町民税の課税の特例についての規定でありますけれども、ここの部分は寄附金税額控除が新設されたことに伴う改正であります。

附則第19条、旧民法第34条の法人から移行した法人等に係る固定資産税の特例の適用を受けようとするものがすべき申告、これは追加された条項です。これは今回の公益法人制度改革によって5年間の移行猶予期間中に固定資産税の非課税の適用を受けようとする法人について読み替えを行う規定であります。

そして最後に附則ですけれども、今回改正された条項や附則の施行時期、あるいは適用時期、そして経過措置について規定されております。

1条では施行期日、2条では個人の町民税に関する経過措置、第3条では法人の町民税に関する経過措置、第4条では固定資産税に関する経過措置がそれぞれ規定されております。

以上でありますので、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第50号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 特定中小会社が発行した2分の1の圧縮規定、これ経過措置を講じた上でとなっているんですけれども、何年の経過措置とかって期間はどのようになっているのでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） すいません。その経過措置の期間について今ちょっと調べないと正確な回答できませんので、後で回答したいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 第54条のですね、この文言なんですが、町の税条例に独立行政法人の緑資源機構が独立行政法人の森林総合研究所ですか、これに代わるような感じ、どのような関わりでですね、町のこの条例にこれが出てくるのか私はさっぱり分からないわけで、難しいことを簡単に教えていただければと思います。

○議長（阿部栄悦君） 小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） お答えします。

この第54条には、固定資産税の納税義務者等ということで第5項のところに緑資源機構というところが謳われているんですけども、これは地方税法から町税条例の方も同じ規定内容でありますので、全国的に同じ規定になっております。ですから八峰町においてこの緑資源機構と関わるものがあるなしに関わらず、こういう文言が出てきますので、それで改正が生じた場合に改正すると……緑資源機構というのがなくなって総合研究所に統合されるわけです。それに伴ういわゆる文言の変更なわけです。それらに対しての固定資産税について謳っている。町では今のところ該当はないと思います。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 全般的に見まして、私も勉強足らずではありますが、やはり金融資産を持つ人の富裕層に対する優遇とか、それから高額所得のある人たちが寄附金をすることによって、この地方自治体を動くまでのそういう財力のある人がそういうふうなこともあり得るといふ、大変金持ちに対する優遇の地方税法が多く見られます。私はそのことに対して反対いたしますので、この専決処分に対しても反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第50号を採決します。本案は、原案のとおり承認することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（阿部栄悦君） 起立多数です。したがって、議案第50号は原案のとおり承認されました。

日程第10、議案第51号、ふるさと八峰応援基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 議案第51号、ふるさと八峰応援基金条例制定について、ご説明いたします。

ふるさと八峰応援基金条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

平成20年6月18日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、地方自治法等の一部改正する法律が本年4月30日に公布され、いわゆるふるさと納税制度がスタートいたしておりますが、本町といたしましても、広報やホームページ等で納税制度の概要、基金の申し込み方法などについて情報の提供をしております。そういったことで、それぞれの寄附者の本町に対する思いを具体化するために実施する事業に充てるため、ふるさと八峰応援基金というものを設置しようとするものでございます。

次のページ、お開き願います。

ふるさと八峰応援基金条例でございます。

第1条が設置であります。八峰町を応援しようとする個人又は団体から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施し、寄附者の八峰町に対する思いを実現化することにより、多様な人々の参加による個性豊かな活力あるふるさとづくりに資することを目的として、ふるさと八峰応援基金（以下「基金」という。）を設置するとしております。

第2条が積立てでございます。基金として積み立てる額は、前条に規定する目的に沿って寄附された寄附金の額とするとしております。

第3条は管理について定めております。

第4条が運用益金の処理について定めております。

第5条、処分でございますが、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全

部又は一部を処分することができる。

第1号として、豊かな自然と共生するまちづくりに関する事業の財源に充てるとき。

第2号として、笑顔がこぼれるやすらぎのまちづくりに関する事業の財源に充てるとき。

第3号として、地域の伝統や文化の伝承及び育成に関する事業の財源に充てるとき。

第4号が、預金債権との相殺のために、地方債の償還その他借入債務の返済の財源に充てるとき。ペイオフの関係でございます。

第5号が、その他目的達成のために町長が必要と認める事業の財源に充てるとき。

第6条は、繰替運用について定めております。

第7条が、委任について定めております。

以上、附則、この条例は公布の日から施行するとしております。

現在のところ2名の方から問い合わせがございます。今のところはそういう状況でございます。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第51号について質疑を行います。質疑ありませんか。
11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） この第1条のところの団体というのは、どの程度の、どこまで指して団体なのか。会社などという法人だとかそういうのまでも含んでいるのかどうか、そこをお答えください。

○議長（阿部栄悦君） 須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） ふるさと納税の関係については、まず個人というのが基本でありますけれども、この応援基金については個人又は団体、団体については任意の団体がたくさんございますので、そういった団体。また、法人の方も結構でございますので、八峰町を応援するという気持ちのある方は個人・団体問わずという広い門戸をとということでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第51号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第52号、八峰町観光振興基金条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） 議案第52号、八峰町観光振興基金条例制定についてをご説明いたします。

八峰町観光資金基金条例を別紙のとおり制定しようとするものでございます。

平成20年6月18日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由でございますが、昨年度末にハタハタの里観光事業株式会社から600万円、今年度に入ってから山村広場日本一のつつじの森づくり会から48万2,356円の寄附がございました。どちらも一般寄附として受け入れしておりますが、それぞれ町の観光振興に役立てていただきたいという希望がございましたので、その受け皿となる八峰町観光振興基金を設けようとするものでございます。

次のページ、お開き願います。

八峰町観光振興基金条例でございます。

第1条が設置であります。観光の振興を目的とした施策の実施に要する経費に充当するため、八峰町観光振興基金（以下「基金」という。）を設置するとしております。

第2条が積立てであります。毎年基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算で定める額とするとしております。

第3条が管理についてを定めております。

第4条が運用益金の処理について定めております。

第5条が処分でございますが、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

第1号として、観光振興に必要と認める事業の財源に充てるとき。

第2号は、ペイオフの関係であります。

第3号が、その他町長が必要と認めたときとしております。

第6条は、繰替運用について定めております。

第7条は、委任について定めております。

附則として、この条例は公布の日から施行するとしております。

以上、よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第52号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 先ほどのふるさと応援基金の場合だと、まず一番の目的がここに第5条でありました（4）のことがまず一番の目的だと私はそう思っておりました。ところが、そのふるさとの場合はふるさとが大変だからみんなで助けましょうというのが目的であったし、この八峰町の観光振興基金条例の場合は、このほかの5条の中で1とか3とかというのはいいですがけれども、（2）の場合はどういうわけでこれも関連してくるんでしょうかね。要するに観光のためだから観光のところで借金したものを返していくとか、そういうような意味であれば分かるんですけれども、これは本当にこちらの方に、ふるさと基金条例の中にある、まさにそれと同じということはちょっと私には腑に落ちないんですけれども。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。須藤企画財政課長。

○企画財政課長（須藤徳雄君） お答えいたします。

基金の設置をいたしまして基金の条例をつくる場合、当然、基金をそのまま残すわけではなくて、相手方、例えば観光関係で銀行等の金融機関から借金をしている場合、その銀行が倒産した場合には、このとおり基金に積み立てている額、それと町が借金している額というものを相殺できるというものを、一言ここに盛っておかないといけない、これがペイオフの関係でございます。以前はなかったわけですがけれども、最近はその

いう金融機関が倒産するという関係が出てきてから、この文言はそれぞれの基金条例につけるようにしております。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第52号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第53号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

当局の説明を求めます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） それでは、議案第53号、八峰町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について、説明いたします。

提案理由であります。平成18年6月21日に公布された健康保険法等の一部を改正する法律及び地方税法等の一部を改正する法律が平成20年4月30日に施行されたことに伴い、必要な改正をするものであります。

それで条文の説明でありますけれども、先ほど町税条例の要旨の後の方に今度は国保条例の一部改正する条例の要旨ということで条項ごとに改正の内容を示しておりますので、そちらを用いて説明していきたいと思っております。

それで、一部を改正する条例の本文の方は、条項が必ずしも若い順番に並んでいるわけではなくて、後ろの方からバックする形で改正の条文が並んでおりますけれども、こちらの要旨の方では若い順番から並べておりますので、その違いがありますので、そこ

をご了承願いたいと思います。

まず第4条、ここは課税額について規定しているんですが、この部分では、国保税は今まで医療分（基礎課税額）と言いますけれども、介護分との合計でしたけれども、後期高齢者医療制度創設に伴い、医療分、後期高齢者支援分、介護分の合計額からなるというふうに改正されたものです。第2項と第3項においては、ここでは課税限度額の変更を謳っております。医療分は47万円、後期高齢者支援分は12万円となります。そして介護分の限度額は9万円のままとなりますので、限度額は合計で3万円の増となります。

第5条から第7条の2の部分ですが、ここは医療分の税率の変更を規定しております。所得割を5.5%、資産割を22%、均等割を2万円、平等割のうち特定世帯以外の世帯を1万6,000円、特定世帯を8,000円とするものであります。そして特定世帯ということですが、後期高齢者医療制度に移行した旧国保被保険者と同一の世帯で、国保単身世帯となった世帯を特定世帯というふうに解釈してご覧いただければよろしいです。

第8条から第9条の3ですが、ここは後期高齢者支援金について規定しております。追加になった部分です。後期高齢者支援分の税率をここでは新たに設定しております。所得割を2.6%、資産割を8%、均等割を9,500円、平等割の特定世帯以外の世帯を8,500円、特定世帯を4,250円と規定しております。そして、この8条から9条の3までの、2条が追加されたために以前の条例の8条以降がすべて2条ずつ繰り下がった形になっております。

第10条から11条の3ですけれども、ここでは介護分の税率の変更です。所得割を2.5%、資産割を8%、均等割1万1,500円、平等割を8,500円とするものであります。

第24条第1号では7割軽減の規定です。第2号では5割軽減額の規定。そして第3号では2割軽減額の規定となっております。

そして先ほどの変更になった均等割・平等割、それぞれに7割・5割・2割を乗じた額がここで謳われております。この表にあるとおりです。そして以前までは2割軽減を受けようとする世帯が、その軽減を受けようとする場合には減免申請書を提出しなきゃならないとされていましたが、今回からその規定が削除されましたので、申請書の提出がなくても2割軽減を受けることができるようになりました。

第28条第2項ですが、これは国民健康保険税の減免を規定している部分です。社会保

険との被扶養者であった人、旧被扶養者といいますけれども、65歳以上の人です、が後期高齢者医療制度の影響で国保の被保険者となった場合の負担を軽くするための減免規定であります。それでこの場合は申請が必要となります。

附則、9項から19項までです。ここでは国民健康保険税の課税の特例を規定していません。保険税の軽減判定の際には国保から移行した後期高齢者の人数と所得を含めて軽減の判定を行います。あくまでも移行した人の所得を含めるのは軽減の判定においての場合であって、実際の国保税を計算する場合には、その方の人数とか所得は含めては計算されません。それで国保の被保険者が減少しても、一定期間、以前と同様の軽減措置を受けれるための措置であります。

以上でありますので、よろしくご審議の上、ご決定くださるようお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第53号について質疑を行います。質疑ありませんか。
14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） お伺いいたします。

後期高齢者支援分の、この分だけの見込額とかこの辺、算定できますでしょうか。

それと介護分として大体平均どのくらいのアップになるか。平均の介護保険料をどのように見積もっておりますでしょうか、お聞かせ願います。

○議長（阿部栄悦君） 佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） それでは、この件に関して私の方でお答えしたいと思います。

全協の方において試算のいろいろ結果をお知らせしております。それで、後期高齢の分として試算をですね、うちの方では…ちょっと待ってください。後期支援分としては4,815万5,000円ほど見込んでおります。

それから介護のアップの関係ですけれども、均等割で1,000円、それから平等割で500円ですね。それで1人当たり税額でいきますと、単純平均ですけれども1,916円ほどアップになると、そういう予想で試算しております。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） これより討論を行います。討論ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 基金をかなりの金額を取り崩したにしても、やはりこれは年金から天引きされる分、また大変な負担が生じると思います。こういう意味で私は反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第53号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

日程第13、議案第54号、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についてを議題とします。

当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） それでは、議案第54号、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更について、ご説明いたします。

地方自治法第286条第1項の規定に基づき、関係地方公共団体で協議のうえ、秋田県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少させ、秋田県市町村総合事務組合同規約の一部を別紙のとおり変更する。

平成20年6月18日提出

八峰町長 加藤和夫

提案理由であります。大瀧地区衛生処理組合が今年の3月31日に解散しました。これについてですけれども、解散後、八郎湖周辺清掃事務組合の方に入っております。したがって、秋田県市町村総合事務組合同規約に改める必要があるため、組合同規約の変更に関する関係地方公共団体の協議について、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるといふものであります。

次のページの方に関係条文のところが書いていますけれども、秋田県市町村総合事務

組合規約の一部を変更する規約です。

このうち変わるところは、別表第1中、該当する「大潟地区衛生処理組合」の項を削るということで、これは組合を組織する地方公共団体ということで、これが削られるということです。

それからもう一つ、別表第2の第2項上欄中の、これは組合の共同処理する事務、これからも同大潟地区の処理組合を削るという内容でございます。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第54号について質疑を行います。質疑ありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第54号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

休憩いたします。

午後13時50分 休 憩

.....
午後13時55分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を行います。

日程第14、議案第55号、平成20年度八峰町一般会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木副町長。

○副町長（佐々木正憲君） 議案第55号、平成20年度八峰町一般会計補正予算（第1号）平成20年度八峰町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,147万4,000円を追加しまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億2,647万4,000円とするものであります。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費の補正)

第2条、継続費の変更は、「第2表 継続費補正」による。

(債務負担行為の補正)

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

これにつきましては4ページをお開きいただきます。

4ページの第2表継続費の補正、1変更、款、項、企業名、補正前、補正後と書いてございます。

2の総務費、総務管理費、事業名、庁舎建設事業、補正前、総額5億2,000万円、年度割にしまして平成20年度4億1,700万円、平成21年度1億300万円。それから補正後が5億1,987万4,000円。年割が、平成20年度が3億3,687万4,000円、21年度が1億8,300万円となっておりますが、内容はですね、庁舎建設の5億2,000万円、これにつきましては、先の、6月の6日の全体協議会の中でも皆さんに説明をしておりますが、庁舎本体の工事費と設計管理料を含めて今年度の事業が5億2,000万円で行っていただけたけれども、これにですね、物価高、あるいはエネルギー等、そして庁舎内の危機管理のための防災の自家発電機ですね、この種の機器を設置することによって約3,000万円の追加が見込まれたわけで行っていただいて、累計といたしまして5億5,000万円になったわけで行っていただいて、その後、省エネルギーの関係の地中熱ヒートポンプ関係の補助金が確定されまして、3,012万6,000円の事業費を今年度前倒ししてやることになりました。したがって、補正後の事業費が先ほど申し上げましたように5億1,987万4,000円となったものでございます。

なお、年割につきましては、開発許可のですね、許可が出まして、この許可の条件といたしまして、用地の造成がですね、5,000万円を今年度前倒しすることになりました。それからもう1点につきましては、先ほど申し上げましたように省エネルギー関係が

3,012万6,000円を今年度実施することになりまして、締めて8,012万6,000円を控除した額が3億3,687万4,000円ということになるものでございます。

21年度の事業につきましては1億8,300万円、これにつきましては工事費の3,000万円と今年度やる5,000万円の事業費、造成費ですね、締めて8,000万円をプラスしまして1億8,000万円になると、こういうものでございます。

5ページの第3表の債務負担行為の補正でございますが、これも6月6日の全協で皆さんに山本組合病院から担当が来まして説明をされてございますが、放射線の治療装置の導入の補助金でございます。ライナックでございますが、これは厚生連の山本組合総合病院が今年導入するものにつきまして、能代を含む1市3町で負担金、補助金をですね、出すことになる予定でございます。今年度の予算につきましてはこの後の補正に出てきますけれども、平成21年から24年までの4年間で債務の負担を起こしたいと、こういうことでございます。限度額が648万円でございます。

次に、9ページの2の歳入、14款国庫支出金2項国庫補助金1目総務費国庫補助金、補正額5,506万3,000円、2の庁舎建設補助金5,506万3,000円ですが、これは今年度実施することになりました業務部門対策技術率先導入補助金、いわゆる地中熱ヒートポンプの関係でございます。総事業費が1億1,012万6,100円、これの2分の1の補助でございます。5目教育費国庫補助金、補正額が1,321万4,000円、内容につきましては、歳出の教育費の関係で教育委員会の方から説明があります。

15款県支出金2項県補助金4目農林水産業費県補助金、補正額205万円、林業費補助金205万円、秋田県水と緑の森づくり補助金、これはご案内のように今年4月からスタートしました県の森づくり税、新税といたしますけれども、これに対する補助金のものでございます。具体的な内容につきましては歳出の面で説明したいと思います。

6項教育費県補助金15万4,000円、教育費県補助金15万4,000円、ドリーム体験チャレンジプロジェクト補助金、町内の中学校に対する訪問の体験の夢講座、これは先ほどの町長の行政報告の中にもあった事業でございます。これにつきましても教育費の関係で説明したいと思います。

10ページの16款財産収入1項財産運用収入2利子及び配当金3,000円、1利子及び配当金3,000円、ふるさと八峰応援基金の積立金の利息を予定してございます。

17款寄附金 1 項寄附金 1 一般寄附金、補正額48万2,000円、一般寄附金48万2,000円、これは旧八森有志で組織しておりました、日本一のツツジ作りの関係者から、先に48万2,000円の寄附金をちょうだいしてございます。2 項基金寄附金200万円、1 基金費寄附金200万円、2 ふるさと八峰応援基金寄附金200万円、これは先ほど基金条例が可決されましたけれども、これと関連があります。ふるさと納税に対する寄附金でございますが、これはあくまでも200万円というのは目標額ではございません。一つの概算額ということで捉えてもらえればいいと思いますが、概ね計算の基礎がですね、2万円掛ける100人ということを想定した措置でございます。同額を入れれば寄附金の方に積み立てすると、こういうものでございます。

11ページ、18款繰入金 1 項特別会計繰入金 1 老人保健特別会計繰入金、補正額1,535万9,000円、老人保健特別会計繰入金、これは19年の精算によるものでございます。

19款繰越金 1 項繰越金 1 目繰越金909万3,000円、これは繰越金ですが、財源調整のための繰越金でございます。

12ページ、20款諸収入 5 項雑入 3 目雑入、補正額805万6,000円、雑入805万6,000円、48地域省エネルギービジョン策定等事業費補助金、これは独立行政法人の新エネルギーの産業技術総合開発機構というのがございまして、一般にNEDOと言いますけれども、ここからの100%の補助でございます。今年度新たにこの事業を展開する予定でございます。

21款町債 1 項町債 1 目総務債670万円、2 庁舎建設事業債670万円、庁舎建設事業に対する合併特例債でございます。2 農林水産業債40万円、3 農業農村整備事業債40万円、これは県営防災ダム、いわゆる水沢ダムでございますが、これも事業債として負担金を合併特例債で対応する予定でございます。4 目消防債20万円、1 消防施設整備事業債20万円、2 の広域消防施設整備事業負担金（合併特例債）820万円、下の方が広域消防施設整備事業負担金（過疎債）840万円と書いてありますが、これは当初ですね、合併特例債で北部部署に配置される予定の自動車ポンプの購入の予定でございましたけれども、これを変えまして、過疎対策事業債でもって対応するというところでございます。充当率が高い方を選んだと、こういうことになります。

13ページ、教育債、補正額130万円減額、1 統合小学校建設事業債130万円減額、過疎

債130万円の減額でございます。これは国庫補助率の変更によって起債が下がったものでございます。

14ページ、3歳出、1款議会費1項議会費、その前に皆さんに2点ばかりお願いしたいと思いますが、人件費が随所に出てくるわけでございますが、職員等の人件費につきましては今年の4月の職員の人事異動に伴ってですね、給与、手当あるいは共済費等が変更になったものが主なものでございます。したがって、今後この項目については説明を省きまして、該当の人数だけを皆さんに報告したいと思います。なお、職員数は一般会計、特別会計を含めて、現在、八峰町の職員は140名でございます。

それでは、第1款議会費1項議会費1目議会費、補正額6万2,000円、ただいま申し上げましたように共済費、事務局職員2名でございます。

2款総務費1項総務管理費一般管理費、ここでは該当職員が17名でございます。

15ページの5項の財産管理費、補正額が10万4,000円、ここでは該当職員が4名でございます。7目企画費、補正額が877万1,000円、8報償費30万円、これは省エネルギービジョンを策定するための委員の報償費でございます。委員は13名の予定でございます、今年度5回開催の予定でございます。9の旅費86万5,000円、1の費用弁償に関わるものは委員の費用弁償でございます。26万3,000円。普通旅費につきましては、事業の説明あるいは進捗状況の説明、各種セミナー、あるいはエネルギーフェア等に参加する普通旅費でございます。特別旅費につきましては、省エネルギービジョンの策定の先進地視察等調査関係のものでございます。

○議長（阿部栄悦君） 副町長、庶務とか細かい10万円以下のあれはいいです。

○副町長（佐々木正憲君） 大ざっぱでいいですか。

それでは今、議長から指摘ございました。もうちょっと大ざっぱにしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 大ざっぱでなく。要を得て。

○副町長（佐々木正憲君） 16ページ、需用費109万7,000円、ここに書かれているように消耗品費から印刷費でございます。12役務費35万円、通信運搬費。13委託料585万9,000円、これは地域省エネルギービジョンの策定のコンサルの方に委託をする予定でございます。19負担金補助及び交付金30万円、これは活性化イベント補助金ということで、今年夏に行われる予定の、ポンポコ山音楽祭の実行委員会に対する補助金を予定してござ

います。10目自治振興費100万円、19負担金補助及び交付金100万円、集会施設補修事業費補助金ですが、これは峰浜地区の水沢カッチキ台の松原会館の老朽化されたものを町で補助する、2分の1の補助でございます。13目庁舎建設費8,000万円、15工事請負費8,000万円、省エネですね、設備工事、これは新庁舎に関わる冷暖房、地中熱ヒートポンプですね、これの設備工事でございます。

17ページ、2款総務費、税務総務費、該当者8名。

次の18ページの戸籍住民基本台帳費、該当者4名。

19ページ、社会福祉費、社会福祉総務費、該当者4名。国民健康保険費関係3名。

次の20ページの介護保険費の関係、該当職員2名。後期高齢者医療費関係、該当職員1名。9目高齢者コミュニティセンター管理費、補正額36万円、需用費36万円、修繕費、湯っこランドのろ過装置の修繕でございます。

22ページ、児童福祉費、総務費、該当者、これは子ども園も含まれておりますが25名。

23ページ、衛生費、保健衛生費、該当者6名です。19負担金補助及び交付金162万円、これは先ほど申しあげました厚生連山本組合病院のライナックの、今年度の八峰町の補助金でございます。

24ページ、農業委員会、該当職員2名。2の農業総務費、該当職員7名。

25ページの5の農地費、補正額ゼロになっておりますが、地方債40万円から一般財源として40万円、財源の内訳でございます。水沢ダム負担金でございます。9地籍調査費、該当職員3名。10目猿害対策の事業費、報償費205万2,000円の減、需用費37万9,000円の減、委託料108万8,000円の減、これはですね、猿害対策に当たっては今年度より事業の主体を、今度町から猿害対策の協議会の方に移行するという事で、次のページの26ページの19負担金補助交付金の方に組み替えしました。これに伴うものでございます。

6款農林水産業費、林業総務費、ここでは該当職員が3名。

27ページの7款商工費、商工総務費、該当職員が5名。

28ページ、商工振興費、補正額50万円、区分の17公有財産購入費30万5,000円、これは国有財産の購入費（水路）となっておりますが、これは山振事業で実施しました農林水産加工処理施設のですね、用地の購入でございます。水路となっておりますけれども、登記上は水路となっております。面積が103.45平米でございます。19負担金補助及び交

付金20万円、元気のある地域づくり事業補助金、これは今年8月の9日に予定されております白神八峰商工会が主催する、アワビの里づくり祭りの、町からの補助金を予定してございます。4目森林体験交流費221万7,000円、先ほど歳入で申しあげましたように、この事業はですね、県の水と緑の森づくり税の補助金で対応するものであります。この中身につきましては、植林あるいは育樹、ふれあいの事業というものが1点、それから森林環境学習活用の支援事業が1点、それからふれあいの森整備支援事業が1点と、この3点からなっております。1点目につきましては白神ネイチャー、2点につきましては学校関係、3点目は峰浜地区の松波周辺の松林を利用したものであるということでございます。

次に、29ページのふるさと交流センター管理費、補正額はゼロ、これは予算の組み替えでございますが、18の備品購入費340万円のバッテリーカーが減額しまして、19が負担金補助及び交付金の340万円となっておりますが、実はこのポンポコ山の充実の一環としてですねバッテリーカーを購入する予定で、ふるさと交流センターの方と町の方と双方ですね、バッテリーカーのメーカーの見積もりを取ったところ、ふるさと交流センターの方の見積もりが大幅に安かったわけでございます。低額だったわけでございます。それで、購入にあたっては、やはり安い方がいいでしょうということで、ふるさと交流センターの方に補助金を交付しながら向こうから買ってもらうと、こういうようなわけでございます。

8款土木費の土木総務費、ここでは該当職員が3人です。

次に、31ページの道路新設改良費のところ、ここは該当職員3人。前に戻りますけれども道路維持費の関係では2名。

32ページ、8款土木費の1目の下水道費ですが、279万2,000円の減額ですが、これは繰出金の減額ですが、人件費の補正に伴っての減額でございます。土木費の住宅管理費、ここでは該当職員が1名でございます。委託費の30万円につきましては、岩館地区のかもめ団地ですね、町営住宅の改修工事に伴う調査設計の委託料でございます。

次に、33ページの消防費、常備消防費、ここでは関係職員が2名でございます。4の災害対策費30万円、11の需用費30万円、消耗品、この消耗品はですね、このたび中国の四川省で震災が起こったわけですが、県の消防防災課の依頼がありまして、八峰町から

も毛布を、備蓄されておった毛布ですね50枚向こうの方にやると、こういうことでございます。それで、まだこの毛布につきましては、こちらの方でまだ待機中でございますが、依頼がある次第、拋出をしないと、こういうことでございます。不足分の50万円、単価6,000円にしまして30万円、補正しないと、こういうことでございます。5 防災無線施設費56万円、需用費56万円、光熱水費、防災無線の屋外支局のですね、電気使用料が上がったために、どうしてもこれは、まず10カ月分ですが補正しなければだめな状態になりました。

以下、この後は教育費でございますので、教育委員会の方から説明させてもらいたいと思っておりますが、ページの42ページの最後を開いてもらいたいと思っております。42ページの13款諸支出金 9 目ふるさと八峰応援基金200万4,000円、25積立金、これは先ほどの歳入でもみてございましたけれども、概算でございますが、200万円を想定しまして積立金に置いてございます。10目の観光振興費648万3,000円、積立金648万3,000円、これも先ほどの基金条例が決定になりましたので、ハタハタの里観光株式会社から600万円と、つつじの里づくりから48万3,000円、締めて648万3,000円と、こういうことになります。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） ご苦労様でございます。私の方から歳出の方の教育費についてご説明いたします。

34ページであります。10款教育費 1 項教育総務費 1 目の教育委員会費22万円の補正をさせていただいております。これにつきましては、教育長が5月の総会におきまして、町村教育長会議の副会長に就任ということになりまして、東北の理事会とか全国の総会とかに出席するための補正予算をさせていただくものでございます。次に、事務局費につきましては、人事異動に伴う給与、また共済組合との補正計上でございます。

35ページでございますが、3目の教育助成費の86万4,000円の補正でございます。8節の報償費につきましては、八森地区小学校閉校関係事業報償費として、先ほど町長の行政報告にもありましたが、来年統合の3小学校合同の閉校記念事業として、昨年、峰浜地区でも同様の芸術鑑賞を行いました。その計画を県に申請しておりましたが、正式内定通知がありまして、町負担分として計上させていただいたものでございます。これ

はこの後8日の予定をしております。また、12節の役務費の26万円、手数料でございますが、これにつきましては各学校から出ております使われなくなったホースとかビニールとかですね、そういう大きいごみ類がですね、一般廃棄物として処理しなければならない、これは各学校とも少しずつありまして、まとめると大きくなりまして、今回全部処理してしまおうということで手数料として26万円を計上させていただきました。次に、19節の負担金補助及び交付金につきまして30万4,000円でございますが、これも行政報告の方で説明をしておりますが、ドリーム体験チャレンジプロジェクト、いわゆる本物体験夢講座として県2分の1補助事業を申請しておりましたが、このたび事業の内定通知を受けましたので、これは10月21日、文化ホールで両校の八森中と峰浜中学校の生徒全員を対象に開催することになった、県補助分と同額の町負担分でございます。残り、この金額でできませんので、残りは各中学校の生徒が芸術鑑賞費として積み立てした分をこれに充てるということでございます。青島広志さん、テレビ等で活躍しております、作曲家またピアニストでございます。

次に、36ページでございます。学校管理費のマイナス612万円の補正でございます。節で2節、3節、4節につきましては、人事異動に伴う人件費の補正でございます。2目の水沢小学校費6万2,000円の補正でございますが、使用料及び賃借料としてAEDのレンタル料として計上させていただきました。これは心肺停止のときの電気ショックの機械であります。当初、現在町内の各施設にも設置しておりますが、今年度から年次で各学校にも配備しようということで、当初予算におきまして、八森中学校と峰浜中学校に予算計上いたしました。4月に入りまして能代山本医師会病院の方から2台寄贈がありました。これを峰浜中学校と八森中学校に配備して、この予算を水沢小学校と埴川小学校に配備することにしたものでありまして、医師会の方では来年も寄贈の予定であることをお聞きしましたので、統合小学校の方にこれは来年また要望してまいりたいと思っております。なお、八中と峰中の予算からは今回減額補正させていただいております。3目の埴川小学校費26万2,000円につきましては、11節の需用費は修繕費として計上いたしました20万円は、プールの補修のための補正でございます。また、14節の使用料及び賃借料につきましては、水沢小学校費と同じAEDのレンタル料でございます。正式名称は「自動体外式除細動器」というものでございます。

37ページの7目学校建設費183万3,000円につきましては、節にしまして3節、4節、9、11、12、14、15までは、学校建設費の大改修事業の事業費の1%が事務費として認められましたので、その担当する職員の時間外勤務手当と、また、旅費については各種申請のための旅費とコピーのトナー、監督者のガソリン代、コピーのカウンター料とコピー機のリース料でございます。15節の工事請負費につきましては、統合小学校の電話工事費でございます、カラーカメラのドアホンをつけての工事費でございます。また、8目の旧岩子小学校管理費でございますが、55万2,000円を計上させていただきました。需用費として50万4,000円の光熱水費、また、12節の役務費として通信運搬費の4万8,000円でございます。閉校した岩子小学校の管理費の追加補正でございます。電気料が、使用料が安いと思って当初の予算に計上いたしました、アンペアが足りないために基本料に変更ないということでございまして、そこが分かりましたので、不足分として合わせて電話の基本料金と警備保障も含めて55万2,000円を計上させていただくものでございます。

次に、38ページでございます。3項中学校費1目の学校管理費につきましては、人事異動に伴うものでございます。2目の中学校費の131万3,000円につきましては、賃金として124万円の補正でございます。これにつきましては、峰浜中学校の臨時校務員が今年定年退職をされました。岩子小学校の閉校に伴いまして校務員の異動を考えておりまして、当初、予算に計上しておりませんでした、4月の人事異動におきまして、白神体験センターの職員の補充をするに当たりまして経費節減等も考えて、大型免許や、また、施設の管理に大変スキルのある校務員を異動させたために、峰中には臨時校務員を採用していただいたためのものでございまして、当初見ておらなかったものですから賃金として学校生活サポートの非常勤講師等日々雇用の賃金を、先喰いをさせていただいて、今回それをなくするための補正計上と、6月からの校務員の、臨時校務員の賃金を計上させていただきました。また、11節の需用費につきましては、プールの漏水箇所が発見されまして、これの修繕でございます。また、14節の使用料及び賃借料の6万2,000円のマイナス補正につきましては、先ほど申し上げましたように小学校の方に振り分けるといことで、こちらの方には医師会からいただいたものを、寄贈を受けたものを設置するという事でマイナス補正させていただきました。また、八森中学校費につきましても

6万2,000円は同様の理由でございます。

次に、10款教育費4項社会教育費の1目社会教育費につきましては、385万8,000円は人件費でございますし、7目の秋田県自然体験活動センター管理費、次のページの前段までが人件費でございます。また、後段の10款教育費5項保健体育費1目の保健体育総務費の7万円につきましては、7月11日と12日と今年度、能代山本地区で東北地区体育指導員の研修会が開催されます。そのための負担金として今年度限りの負担金として7万円を計上させていただきました。

41ページの学校給食共同調理場運営費につきましては、マイナス168万4,000円につきましては、人事異動に伴うものでございます。賃金のマイナス180万4,000円につきましては、給食調理員が退職に伴って子ども園の方へ異動したためのマイナス補正でございます。

以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第55号について質疑を行います。質疑ありませんか。

3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、教育長さんにちょっと確認の意味でちょっと聞かせてください。

さっきのAEDのあれ、中学校の方のは、組合病院から寄附ということでしたけれども、小学校の方もこれから寄附されると先ほど言ったんでありましようか。

○議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 今回の2台寄贈いただいたのは医師会病院からであります。それで、その2台を小学校、水沢小学校と埴川小学校の方に振り分けました。中学校に入れようと思ったんですが、中学校の方はいいただいたものを配備して、その予算で水沢小学校と埴川小学校へ、そしてまだ観海小学校と岩館小学校と八小にはまだ配備してありませんが、来年統合になりますので、来年もこの制度があるという医師会病院の話でありますので、それを振り分けることにして、こちらで何かあるときは移動できるようにファガスとか保健センターと体験センターにも配備しておりますので、それを持って行って使うようにということで考えております。

- 議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一議員。
- 3番（石塚正一君） そうすればこのレンタル料は、今来るまでの一時的なものではないでしょうか。
- 議長（阿部栄悦君） 千葉教育長。
- 教育長（千葉良一君） 年間分です。
- 議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一君。
- 3番（石塚正一君） ふるさと交流センターの管理費のことでちょっとお聞きしたいんですけれども、このバッテリーの補助金のことではないんですけれども、この目としてふるさと交流センター管理費ということがありますが、私よくあそこのところには、議会では専決処分の場合は暇がないというけれども、私は暇がありすぎてよくあちこち歩いているものですから、それで昨日もちょっとこう、この次、グラウンドゴルフ大会があるのでちょっと練習でも行ってみようかなということでもちょっと見てまいりました。そうすれば、前から思ったのは、あそこのところにキャンプできるようにしてありますよね。ロープ張って、芝生のところに、なっていますよね。分かる人いないか。それでね、あのところもおかしいな、なぜこういう芝生のところでキャンプしなきゃいけないのかなと。向かい側のトイレのそっち側の方のログハウスと間のところにある、敷地があるから、あそこでもいいんじゃないかなという思いはしてましたけれども、昨日ちょうど行きましたらば、ちょうど今度グラウンドゴルフ大会やるところでキャンプしておりました証拠写真として撮ってまいりましたが、このようにもう芝生が全部炭で焼かれておりました。だから、やっぱり常日頃、管理はしてもらいたいなということと、それから良かったなと思うことは、今までグラウンドゴルフの物を借りに行くときは、みんな自分のものがあるから無償でみんなやってたようなんですけれども、今度からは必ず名札をここに貼らないとだめだと、必ずある人も200円もらうんだということにした、これは非常に良いことだなと私は感心してきたんですけれども、こういうような、本当にこれから24日の日に大会ある前にこういうようなことがありますので、これもきちんとやっぱり管理するようにしておいてください。

それからアワビのことなんですけれども、私は去年に必ず商工会では補助金をお願いするという事は明言しておりましたが、案の定そのようになりました。それで、お金

がないんであれば別ですけども、県から150万円、そして地域振興局から40万円、それから町の方で20万円、そして商工会が20万円という、このように中身がなっていますが、いろんなその行事内容を見ますと、なぜ初めにやるときはそれこそ神事したり、補助金の関係でそういう県からも人呼んで神事してもいいですけども、そのほかにいろんな祭りやって会費取って騒いで、わあわあやって、それは初めのときは良いかわかんない、毎年なぜそういうことをしなきゃいけないの。やっぱり自分たちでアワビの里をつくるんであれば地道に活動して、5年後に「ああ、ようやくみんなのおかげでこのくらい大きくなったから、みな集まってくださいよ」と、そしてご奉仕しますよということであればいいけれども、なぜその棚橋鮎子とか民謡とかね、いろんな何の関係あるんだと。そういうことをやるからお金が足りないから金をくれってということだから、やっぱりそれはもう少し町の方も考えて、入り口でもうこれはきちんとしてないからだめだよということをしなきゃいけないだろうし、まして全然管理体制もあまりなってない、どこが管理してるんだか。そのほかにあそこには餌が何にもない、海藻も何も、さきに海藻をきちんとした補助金の中でやって、そしてアワビが育ちますよということであればいいけれども、ただお金を捨ててるような感じのところには町としてはこれはやるべきじゃないということは私は思ってるんですけども、どのようにして考えているんでしょうかね。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの3番さんの答弁を求めますが、その前に先ほどの答弁の中で千葉教育長より訂正箇所があるようですので、発言を許可します。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 私先ほど2台の寄贈先が「能代山本医師会病院」とお話ししましたが、「医師会病院」でなく「医師会」からということでありますので、訂正しておわび申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） それでは、先ほどの3番さんの答弁を求めます。ポンポコ山に関してはどなたがお答えしますか。武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） まず、ポンポコ山のグラウンドゴルフ関係でございます。現状までキャンプにつきましては管理施設の方に届けていただいて、ごみ等を持ち帰るということを条件に無料にしておりましたが、現在、キャンプについても届け出、それから有料という形にしております。ちょっとこちらの指導が悪かったのか、そのキャンプのバーベキュー関係かと思えますけれども、きちんとした施設なく芝生の上でやった

ということであれば、その辺のあたりは今後十分注意させたいというふうに思います。

次に、アワビの里づくり祭りなんですけれども、今年度は全協でも申しましたとおり県の商工会の連合会から150万円、振興局からは今月に入って事業認可されまして40万円、それから町の方にも20万円の補助申請が来てございます。去年は県の連合会からの補助金が、商工会ですけれども300万円でしたので、今年度は事業費が半分という形になってきております。

それからイベントの内容につきましては、商工会の実行委員会でそれらを立てたものですけれども、今回の補助金20万円につきましては、あくまでも地域の特産品アワビというものを商工会、町、それからこれらの補助金を使ってPRし漁業振興に努めたいというふうに考えてございます。

それからこの管理体制等につきましては、漁協、商工会等、事業の関係者でもって打ち合わせておりますので、その辺の管理に関して町の方ではちょっと相談は受けておりませんが、現在放流しているところは県の漁港整備の中においてアワビの育成施設という形の中のエリアの周辺ですので、十分今後これらの管理体制について商工会、漁協、町とで協議してまいりたいというふうに考えております。

○議長（阿部栄悦君） 3番石塚正一議員。

○3番（石塚正一君） 今、漁協組合との管理ということで答弁がありました。まず横間の方にはアワビ生産組合というちゃんとした会がございまして。そこではきちっとしたアワビの放流の仕方、そういう管理もきちんとやっています。そこには一つの話もなく、そっちはそっち、こっちはこっち。本来ならば、そういう管理者と一緒に手を携えてアワビの里づくりしましょうというのが普通じゃないかなと。そうすれば管理もみんなやってくれるしね。あそこではだれ採っても良いんですもの。別に禁漁区の看板も何にもないし、そういうような無駄なところにね、お金をやるよりも、もっともっと別に使い道があるんじゃないかなということを私が言ってるんですよ。だから今言ったように、組合との一緒に管理しているかっていうと、してるというけれども、一切それはやってないようですので、そこら辺、間違わないようにお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めますか。

○3番（石塚正一君） いいです。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 今、石塚議員の質問したのに関連になりますが、この商工会の元気のある地域づくり事業の補助金なんですが、先日全協でもらったこの商工会の収支予算書を見ますとね、収入の部に振興局、県その他の補助金が付いてますけど、この収入の中にね、アワビの里づくりのオーナー料1口幾らという収入ありますよね。そういう収入は入らないんですかね。

あとそれから、ふるさと交流センターのバッテリーカー購入なんですが、バッテリーカー購入は問題ないんですけど、ふるさと交流センターのこれからの方向付け、検討委員会等立ち上げる話は聞いていますが、その辺の方向付けの報告をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 商工会の総会における事業計画の中では町の補助金は入ってございませんでしたが、その後の精査の後で町にこの要望が来ております。

それからオーナーの収入といいますか参加が5,000円というふうな形で伺っておりますけれども、それはそのものでの食事会的なものになるんですか、そういう形のもので別会計になっているというふうに伺っております。

いずれ事業の計画全体、イベント全体の計画の中でちょっと商工会の方ではその辺のあたりを区切っているのではないかなというふうに感じております。

それからバッテリーカーの購入についてはもうちょっと詳しく述べますと、町の方と同じ業者なんですけれども、取り扱いが全国に1カ所と、同じ業者なんですけれども、町の方と、それから株式会社ポンポコ山の方でバッテリーカーの購入、これ見積もりを行いました。それはいいですか。

あと、今後の方針についてなんですけれども、全体ハーブ園を含めかなりの施設関係、これで遊休なものもございますので、公園全体のエリア、これをどのような活用をし、基本的にこちらで考えております子供たちが安全・安心して遊べる公園づくり、そういうものを目指しながら、庁内会議においてはですね、副町長を委員長に、また、今まで携わってきた職員方で話し合っていきたいと思っておりますし、当然これを運用する株式会社ポンポコ山、現在の支配人、それから関わってきた役職員の方々とも協議しながら、町内を初め、エリア全体の子供方が利用できるような施設設備、それらを検討してまいり

たいというふうに考えております。

○議長（阿部栄悦君） 7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 今の課長の説明を聞くとね、オーナー料の5,000円は収入の方には入らないと。だけど支出の方を見ればね、アワビ炊き込み御飯20万円、アワビ弁当、アワビその他諸々ここに書いてあるんですけど、それちょっとつじつまが合わないんじゃないですかね。アワビ放流事業やってて、アワビ買うのにお金は支出してるのに、オーナー料の5,000円は収入に入ってこないっていうのはちょっと話おかしくねすか。

あとね、例えばブナの植樹。大変良いことなんですが、補助金とか寄附金でブナの植樹さるのは別に、アワビの里づくりでなくてもできるんですよ。だからどうせブナの植樹やるんならね、このアワビの里づくり、この事業を何年間も継続して体力がついてからね、その利益の中でブナの植樹をやるとかっていうふうなものであれば意味があるんですけど、補助金もらってやるってば俺でもできるすよ。何か内容的にちょっと納得いかないところあるすね。

あとポンポコ山ですけど、検討委員会、副町長を先頭に立ち上げるっていう話ですけど、去年、ポンポコ山で風呂・サウナ・食堂部門、やめた時点でね、売り上げも当然訪れる人の数も減ることはわかりきってることなんですよね。それをいまさらね、約1年も経とうとしているときに検討委員会立ち上げて、これからどうするつもりだったんですか。20年度も1,000万円の委託金みてるすよね。その辺の説明をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） まず、アワビの里づくりの実施体制については商工会が事業主体という形のもので、私の方で補助金の申請でいただいたものは全協に渡した資料のとおりでございます。オーナーの部分の参加費等が入っていないというのは、当然、商工会の方で別会計という形に区分しているものというふうに考えてございます。

いずれもうちょっと精査したもので、20万円の補助金は予算化しておりますけれども、先ほど申しましたとおり、このものについては町、商工会連携のもとにアワビの里、アワビっていうものの地域の特産品であるということの位置づけ、PR、そういう形のものに十分配慮しながら補助金の額等を決定したいというふうに思っております。

それからポンポコ山については、昨年2月、3月頃に漏水、これらの調査を行いな

がら経営改革の中で、お風呂については10月いっぱい、それから食堂についてはそれ以前にやめてあったわけですがけれども、なかなか私も今までこれらの運営の中でどういうふうな施設運営っていうものをやりながら、このポンポコを立て直すべきかということを検討はしてまいりましたけれども、大々的な今度は施設の整備とかそういうのを合わせた今後の再編整備関係なんですけれども、このものについては今後どういうふうな補助事業がいいのかいろいろ検討するという形の中で、今後、議員の皆様とも十分相談しながら進めていかなければならないと思っていますので、もうちょっと時間的な猶予をくださるようお願いしたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 休憩いたします。

午後14時54分 休 憩

.....

午後14時57分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って会議を開きます。

3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、門脇議員が言って関連して私も言いますが、検討委員会のね、あれ見れば役場の人ばかりで、あれは本来ならばあそこの株主というのがあるはずですよ、株主という人が。あの人たちも本当は中に入れてやるか、いったん町だけでやるのであれば株主を解散してやるかどっちにかにしなきゃ、ただ町だけでこうこうこうやるんだといっても向こうが了承しなければ大変なことだから、その株主との関連と、それから先ほど課長がねアワビのことで、町もともに一緒になってやるんだと。したらなぜ初めにね、一番先に3年前やったときに町も一緒にやるんでないかと、一緒にやりましょうという言葉が、金があるからかけなかったわけで、金がなくなってから初めて一緒に頼むでって、こんな都合のいい話を承諾するなんてね、あとそれで1個100円でしょう。それ2,000個買って20万円なんです。20万円を2,000個放流するのに、20万円かかんないものだもん。あとの人の200万円、みんなお祭り、イベントやって、それで消す。そういうような、もっとアワビをね、100万円ぐらい買ってぱっとやったりするんだったら話もわかるが、前もって、前から町も一緒にやりましょうよと、そういうのであればいいけれども、金なくなってから頼むで、出してけれやって、これはちょっと、はいそ

うですかって引き受ける方も引き受ける方じゃないかなと、私はそう思いますが如何ですか。

○議長（阿部栄悦君） 先ほど石塚さん質問出まして、このことについては、答弁はいいってということをおっしゃったようですが。

○3番（石塚正一君） それは、さっきの答弁はいいっていったけども、いまのとは違うもの。

○議長（阿部栄悦君） はい、分かりました。今後、整理してお願いをいたしますが、ただいまの石塚議員の質問に対する答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今回3回目ということで、確かに最初からですね、いろんな形でこういうふうなイベントをやりたいよと。町自体もイベントの実施については、悠久の森フェスティバルもなくなったと、いろいろな中で、やっぱり商工会がこういうことを立ち上げながら町の活性化のために頑張っていくという姿勢については我々としても大事にしていかなきゃならないと思います。

それから、石塚さんも商工会の一人であると思いますけれども、商工会の中で相当な議論されて当然そういう経過を経て町の方に上がってきたんじゃないかなと、私は思っております。

それから先ほど答弁いらないと言いましたけれども、本当にアワビのですね、管理とかそういうものについては、今放流しているところも禁漁区で漁協の方でちゃんと管理している場所がございます。商工会と漁協とちゃんとそこら辺連携を取りながらやっているわけですので、あんまり決めつけたものの言い方だけしないで、事実をきちんと確かめてからですね、やっぱり言った方がいいんじゃないかと、私としてはそういうふうになんかと聞いております。

それから、確かに会費5,000円とか取っておりますけれども、放流したアワビが大きくなった後にですね、会員に後ほどそのアワビを還元するという意味あいでは会費を取っているというふう聞いております。だから、すべてオールナッシングでなくて、やっぱりいい部分はいい部分として伸ばしていくと。問題があれば、あるように我々もですね、商工会とかいろいろ話をしながら、良い方向に持っていければいいんじゃないかなというふう思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。正規に出してください。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） いい加減なことって言うけども、横間の方はきちんとしたアワビを管理する組合があつて、潜るときも全てその人たち組合の人が行って、ちゃんとやるんですよ。岩館の方にはそういうのってないんですよ。だからもうだめだつて言つても潜つて採つてしまうんですよ、あの人たちは、調べないもんだもの。そして小さいのはぼんぼんぼんぼん横流していく。だから、横間と岩館とのアワビのやり方がまるっきり違うんですよ。ここに専門家がいるから本当は言つてくれれば一番分かるんですけども。そういうような違いがあつて、何も本当に治外法権のところのアワビ流したつてね、全然だめなんですよ。言つてもあの人たちは聞かない人だから、どうしようもならない今まで来たけれども、やっぱりこういうことを前提としてきちつとこれから町もお金出すんだったら関与していかなくちゃいけないしね。

ただ、あともう一つの答弁、さっきポンポコ山の要するに町だけの検討委員の人じゃなくて、株主のあれはどのようなこれから処遇するのかということを知りたかつたんです。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） いずれここで今アワビのやつてるやつてないの議論してもですね、これは通ることではないので、いずれ漁協に対してもやっぱり放流という形での支援をしているわけですので、そういう意味からも、或いはまた商工会のイベントサイドからいけば商工会の方でもですね、実効が上がるような、そういうイベントなりやり方を取るよつという話はですね、この後出していきたいと思つております。

それからポンポコ山、確かに株主総会もありますし、大分、株主もですね数は少ない人の中でまた更に何か連絡取れなかつたとか、そういう状況があるんで、なかなか株主総会自体としてですね、いろんな議論がされるという今の状況にはなつていません。したがつて、まず町としてはですね、内部でいろいろ、いろんな法策を立てながら、そういうものを基にしながら、もし必要があれば株主の役員会にですね、出しながら、また意見はもらつていきたいと思つます。或いはまた第三者的なところにまた範囲を広げて、別な角度でまたいろんな幅広く意見を聞いていくということも必要だと思つますので、

とりあえずまずたたき台になる我々自体の考え方を少しまとめていかなきゃならないと
思っていますね、今回の検討委員会を立ち上げるということにしましたので、順序を追っ
てそういうものやっております。だから株主を無視してやるというわけではないけれ
ども、株主そのものもですね、あまり今の中ではポンポコ山そのものに対して本当に発
言をしてやっていくような方向からいくと、やっぱりちょっと弱いというのが率直な現
状でございますので、まずとりあえずやれるところから私ら頑張っていくつもりですの
で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 3点ほどお伺ひいたします。

まず今、ポンポコ山の利活用の検討委員会の件について、ずっと今2名ほどの議員か
ら質問がありましたので、それから先にさせていただきます。

この前の全協のとき、私がそれこそポンポコ山株式会社ですので、その株主等とこの
検討委員会の関わりはどうなるのかという話を質問させていただきました。会社法、商
法の中に会社法という法律があるわけですね。この会社法の中に取締役会で検討委員会
を設置できると、こういう条文があるはずなんですよね。そうすれば、この検討委員会
というのは今町長の話、説明ですとね、取締役会の株を町が持っている、そういうこ
とで株主総会において町長が社長に任命されている、選ばれているんだと思うんですけ
ども、本来であれば検討委員会の委員長は副町長じゃなくて町長になるべきだと、こ
ういう流れからするとね、なるべきだと私は思うわけですが、それこそどういう、
この検討委員会でまとめた提言策なり、それを今後株主総会、もしくは取締役会にど
のように働きかけていくのか。それこそ検討委員会と取締役会との関わりについてお尋ね
いたします。

それから庁舎の建設事業費についてお伺ひいたします。

先の全協で資材費の高騰等がございまして1,000万円ほど事業費の増になるというお
話でありましたけれども、なるほどアルミ関係、それから鉄筋などの鋼材単価が非常に
上がっております。この先もどうなるのか依然として不透明な状況にあるわけですが
けれども、そんな中であって唯一、労務費が下がっているわけです。その労務費の下がった
のと資材費の今の単価と、そういうのを比較して、それでもなおかつ1,000万円の事業費

の増になるんだと、こういう捉え方をなされたのかどうか、その点お伺いいたします。

それからもう1点、岩子小学校の管理費の55万2,000円の件でありますけれども、4月から岩子小学校が閉校されて、次の使用目的もまだはっきり、幾つかのプランはあるようですけれども、はっきりまだその使用は決まってないわけです。そういう中であって光熱水費、通信運搬費等がプラスして55万2,000円予算計上されているわけですが、私の考えだと使っていないものに電気料だとか電話賃代とか、掛ける必要はないんじゃないかなという気がしているわけですが、防犯上とか防災上、全然、夜電気もつかない、何か緊急の場合あった場合には電話も使えないというのでは困ると思いますけども、もしかすればアンペア数をまず玄関の非常灯、それから全部の電気が、校舎内全部の電気が点くようにしなくてもですね、最低の防犯上、防災上必要な部分だけにするとか、電話も何か緊急の場合、ほとんど携帯電話を持っているわけですから、電話は必要ないような感じもするんですけども、最悪あれであればピンクの電話を置くとか、何かそこら辺考慮できないものかなという感じを持っているわけですが、その点について検討の余地があるのかどうか、教育長にお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 1点目の取締役会と検討委員会の関係ですけども、私も三セクの社長を3つやっています。どちらもですね、町がですね性質上ですね、やっぱりある程度関与しなきゃならないし、ある程度の方向付けなりも持ってないと持っていけないような状況がどれもそれぞれ持っています。そういう中で、確かに組織としてはそういうものはありますので、それを無視するわけではございませんけれども、ただやっぱり政策的に実効が上がってですね、やれるような方向を私としては選んでいった方がいいと思います。形式だけにこだわって、全て取締役があるからそれでないといけないというものでなくて、こういう検討された内容についてまたそういう人方にも相談かけながら意見を聞いたりすればいいことですので、あんまりそういうものにかかわらず、やっぱり実効性のあるものを目指しながらね、我々としては、私としては頑張っていきたいなと思っています。これはハタハタ館であろうが、あるいは峰浜培養であろうが、やっぱりそういうものはですね、考えていかなきゃならないし、ただ、それぞれ3つあってもまた内容的にそれぞれみんな違いますので、その内容に応じたやっぱりやり方なり対応

をしていかないと、正直な話、ポンポコ山の取締役会でやっぱり今の課題について、じゃこれは仕切れるのかということになるとですね、かなり厳しい状況があると思います。そういう面で、非常に町の方にも負担かけるわけだけれども、いろんなアイデアを出していただいて、それをたたき台にしながら今後の方向付けをしたいと考えておりますので、そこら辺でひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部栄悦君） 嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 庁舎建設事業の労務費が下がっているということで、それが今回の全体のです、ね事業費に見たのかということですがけれども、全協でお話しのとおり、県単価、20年度上がっていますし、あるいは市場単価、それぞれ今回の入札の関係です、20年版に入れ替えしたものでありますので、労務費も全て入っております。

○議長（阿部栄悦君） 次に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 現在もことぶき大学とか婦人会とか体育館を利用する計画があったり、地域の方も貸してくれということでちょこちょこ使っております。ただ、体育館だけ使えるような状態にして、こちらの本体の方を全部止めてしまうと、また使うようになったときに新たにつけなければならないような状態にもなりますし、そのことはこれからも頭に入れてどうしたらいいかということを検討してまいります。

また、電話の回線につきましては、警備保障が入っている関係で電話回線を使っておりますので、これは最低の金額かなど。電話そのものについては、どうしてもやはり必要であればピンク電話等に切り替えてもいいですが、ピンク電話と警備保障の回線の融合ができない関係もありますので、その辺も検討してまいりたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） ポンポコ山の内容について、今一度お尋ねいたします。

それこそ毎月70万円、90万円ぐらいでしたっけか、ぐらいの赤字が出ているわけです。それこそこの運営に関してはどなたがやっても非常に大変なんだろうなという気はしております。あるものを閉めるのは簡単だと思うんですね。閉めてしまえばそれでいいというわけにもいかないでしょうし、なるだけあるものを利用する、利用していただくというような方向付けを検討委員会の方から出していただきたいたいこう思っているわけですがけれども、この風呂の部分、それから食堂部門など業務を非常に縮小したわけですが

れども、この縮小した割にはパートの人員だとか全体のアルバイトとかの人員がそんなに私を見る目だと減ってないような気がするわけですね。パートが6名ぐらいですか、あとアルバイトが月によって1名ないし2名、それから社員が支配人さんですけれども1名、以上で8名から9名近い人がいるんだと思うんです。それで月々の入館者を見ますと大体10人行かない月がほとんどという状況じゃないかと思うんですが、そういう、そのぐらゐの入館者数でパートも含めてそのぐらゐの人員が必要なのかなという感じをしてるわけですけれども、振興課長に伺いますけれども、このパートですから1日いっぱい8時間居るといふわけでもないんじゃないかなとは思ふんですが、そこら辺も含めて大体パートの方は1日何時間ぐらゐ働いておられるのか、そこら付近もあれして、どうしてもこのぐらゐの人数は必要なんだということになるのかどうか、そこら付近お答えいただきます。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） ポンポコ山の管理体制については毎月、月報で私の方でいただいております。

パートの方なんですけれども、公園管理の方もおりまして、それら含めて、ちょっと資料で月々ちょっと変動があるんですけれども、パートの5名、アルバイト1名、それに職員1名なんですけれども、これらが常時、パートの方がいるというよりはローテーションで雇用の均等を与えながら、多いときで3人、公園管理も含めてですね、公園管理のいないときは2人というふうな体制の中で運用しております。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 今の説明ですけれども、多い月で3名、ローテーションを組んでいふという説明で、日曜日も祝日も営業してますので、なるほどローテーションを組んでいふのは必要かと思うんですけれども、そういう中でどうしてもやっぱりローテーションの関係上、今課長が言ったような人数は最低必要なのかどうか、その点だけ教えてください。

○議長（阿部栄悦君） 武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 一番の問題はバンガローの宿泊者がおるときの対応がございまして、それに応じたパート対応も取っております。現状、バンガロー等のない場

合の営業時間は、一応風呂のあったときは10時近くまでやってたものが今現在6時前には終えるような状態になっておりますので、そのバンガローのお客さんの対応等のものもローテーションの中に加えながら、必要最小限という形の中で支配人が労務的なものを管理しながら行っておりますし、施設の方もそういう方向でお願いするというふうな形で考えてございます。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 何点かありますので言っていきたいと思います。

まず、25ページの農林水産6款10目13節の猿ボラの委託料について、先ほど説明ありましたけれども、これが今度、次ページの八峰町猿害対策地域協議会というところに委託されるということになるんでしょうけれども、これの今後の猿ボラとの関連と、それから協議会の方で話し合うことになると思うんですが、今まで麻酔を打って山奥の方に放し飼いにしていた、そういうやり方をまだ続けるのか、その辺を説明をお願いしたいと思います。

それとですね、先ほどから何人かの方から質問がありますけれども、28ページの2目商工振興費のところの19節元気のある地域づくり事業補助金のことにつきまして、私はまずこのことには反対です。どう見ても説明、全協での説明を見て昨日一晩考えました。結論としては、これは反対するべきだなという、朝こういう結論に自分なりに達しました。そのほかにですね、今日私たちの方にこういうチラシが、新聞にも載ってありました。参加料が5,000円、それから参加定員が300人までということで、こういうふうな商工会の方から、これを合わせると150万円ですか、かなりの大規模なイベントがこの中に流出されますけれども、これがアワビとどのように繋がるのか、これがハタハタの里祭りだったら町民も20万円出しても納得がいくと思います。アワビというのは私たち町民にはちょっと結びつきが、どう考えても繋がりません。ハタハタとか鮭の稚魚とか、そういうのは小学校の子供たちがよく放流してるのを、テレビで見たり、新聞で見たりするんですが、この中身を見ますと、マグロの解体から料理から森林の植樹から、棚橋鮎子、それから民謡から何が何なのか、ちょっとやっぱり意味が分かりません。これに町で20万円投ずる必要があるのか、非常に疑問があります。

長くなりましたけれども、32ページの8款土木費、住宅管理費13節の委託料ですけれ

ども、かもめ団地の傾斜、これ全協で説明受けました。住宅、公共住宅の中でアンケートの中にたくさん苦情の項目、これを改善してほしいという項目がたくさんありましたけれども、私もあれをもう一度見直してみたら、その中の1つに「家が傾斜している」という、そういうふうなアンケートもありました。もう一度やっぱりアンケートの中身を一つ一つ精査しまして、改善するところは改善する、しっかり調べるところは調べるというところを、大家としてこれは当然やるべきでないかと思っておりますので、その辺どのように考えておられるのか。

それと最後もう一つですけれども、33ページの消防費、9款消防費の4目災害対策費ですけれども、町長の行政報告の中にもありましたけれども、津波が起きて25年、そういうことで、茂浦地区で訓練が行われました。今までファガスの前で消防署の方々がやっている訓練と違って、実態経験ということで大変意義はあるんですが、やはりあれに参加しまして、これでいいのかということ、非常に疑問を持ちました。津波が来るといふ予測と、それから団地が火災だといふ、そういう想定のもとで、本当にああいう避難訓練でよかったのか。火災、団地の中で火災が起きた場合、私も前一般質問で指摘しましたけれども、どこへ逃げるのか、山神様の方に逃げるのか、昔の多左エ門さんの田んぼの方に逃げるのか、そういうふうな指導が前もってあったのかどうなのか。それとあそこの土床体育館の中でやりましたけれども、窓越しから見える消火器、非常に小さい一番小型でないかと思う、このくらいの消火器が流しの窓のところにあります。あれが指定管理になっている施設の場合、消火器をどのように設定、考えておられるのか。その辺ですね。

それと「火事だ」という声で前触れをして叫んで歩きましたけれども、いったん電気が止まりますと声で叫ぶのはいいんですけれども、やはり各集会施設にハンドマイクの一つも用意するとか、そういうふうなことも考えられるのでないかと思っておりますが、その辺の災害対策の費用の面と、それからこれからの、また今後、地域でこういう災害訓練をやっていくのかどうなのか、来年は横間でやるとか、そういうふうな計画があるのかどうなのか、その辺を伺いたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。米森農業振興課長。

○農業振興課長（米森昭一君） 最初に、私の方から猿害対策の関係の委託料の関係のと

ころでお答えいたします。

一般ボランティア隊の追い上げ活動等の指導業務委託料、それから2つ目に書いてあります檻捕獲した猿の適正処理業務委託料、今議員のお話しでは新しい協議会の方にこれを委託するというふうな言い方、発言であったかと思えますけれども、そうではなくて、この事業そのものを新しい協議会の事業として実施していただきたいと。そのために国の方では、これ補助対象として認めておりますので国庫補助金を受け入れながら、そしてまたそれで不足する分については町で補助金という形で出すということでもありますので、協議会が自分の事業として、従来やってきております委託先でございます白神猿害研究所の方ですね、そちらの方に委託することとなると思えますけれども、そういう形で実施することになります。

それからもう一つ、檻捕獲した猿を、麻酔をかけてまた奥山放縦する方法を続けてやるのかということでございますけれども、従来そのような形でやってまいりましたけれども、20年度からはそれにプラスいたしまして、いろいろと検討いたしまして、麻酔をやらなくて檻捕獲した猿を小さな檻に移しまして奥山に放縦すると、こういった取り組みを合わせてやることにしております。いずれどちらの方がいいのか、経費的に見ますと直接麻酔をかけないでやれば安く済むと。ただその場合、いろんな意味で危険性も伴うと、そういったものを諸々今回、20年度から続けてやって検証してみたいなど、このように考えております。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、武田産業振興課長。

○産業振興課長（武田 武君） 商工会のイベントへの助成についてでありますけれども、これまで2年間続けてきて、また、町内の業者でアワビ弁当等を考案し、JRの連携のもの等ですね、いろいろ事業展開をしながらやっている中で、八峰町でアワビの特産品という形のものが大分定着してきているのかなというふうに思っております。

それから今回町で助成することによりまして、これまでお金を出したオーナーだけのイベントというふうな印象でとらえられてあったもの、民謡等いろいろな企画もありますので、それらがフリーで見られた、町民の方々が鑑賞できるような、そういう形のものも今後イベントの中で商工会ともども検討してまいりたいというふうに考えてございます。

アワビについては、当然この岩場の岩礁地帯で水揚げもされておりますので、今後、アワビを基にした地域おこしというのもしっかり必要になってくるのではないかなというふうに考えております。

○議長（阿部栄悦君） 辻建設課長。

○建設課長（辻 正英君） 住宅のアンケートでいろいろ要望された、出されたことについての対応ということでありまして、一応、小さいものから大きな事項までいろんなご意見が出されておりました。一応その中で私の方では、やはり優先度の高いものというか、そういうものの順位によってまず対応していつているという形であります。特に火災報知器の方もやはり要望がありましたので、一応これはまず危険度というか優先順位がかなり高いものになるなということ、今年度予算要求したということもあります。そのようにアンケートの結果に基づいてまず、予算化できるものは予算化していきたいというふうに考えております。

さっき火災報知器の件なんですけれども、これ今回当初予算ではまず40世帯分ですか、これ予算化させていただいたんですけれども、その後、県の方と折衝しております。これ全部やれないかと、補助対応にできないかということ、交渉してございまして、現在、県の方でストック総合計画の見直しということで国交省の方と折衝しております。中間の報告としては、まず大変前向きな回答が来まして、全世帯94世帯の分ですね、これがまず今年度でやれる可能性が、設置できる可能性が出てきたということで、これ決定しましたら、後ほどまた、補正予算等で計上させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（阿部栄悦君） 続いて、嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） 先月の総合防災訓練の関係のご質問ですけれども、今回25日に実施した今回の茂浦地区なんですけれども、25年目ということで津波の避難訓練、それから火災訓練等行いました。先ほど町長の行政報告のとおりでございます。

ただ、逃げ場所については地区の中心的なところということで土床体育館に設定しております。それぞれの地区で今後またあるのかということなんですけれども、多分、春の防災訓練の方はこの後も引き続き八森地区の方で実施されると思ひます。それから秋の方の訓練の方は峰浜地区の方でやりますので、来年の春の防災訓練でも津波を想定した避

難訓練等あると思います。ただ、その場合の逃げ場所ですけれども、これも先ほどの話の中に防災計画、防災会議を立ち上げて作るわけですが、その中でそれぞれの避難場所が確定しますので、一応そういう地区であれば避難場所を想定しながらやりたいと思っています。

それから指定管理者の消火器の話ですけれども、町が設置した指定管理者を置く施設、集会施設ですけれども、これは建築確認の段階といいますか、設置した段階で消防署の方から消火器等、義務付けられていますので、必要量がそれぞれにあると思います。

それからハンドマイクが一つもということですが費用の面ありましたけれども、現在のところ、町内会等にハンドマイクのセットは考えておりません。各消防団の分団の方にはそれぞれ年次計画でハンドマイクをやっています。

それからもう一つ、防災、マストのですね、防災無線のマストの方には、その地区の方に放送できるシステムとなっていますので、これは今後ちょっと検討しながら分団で使用できるように、あるいは町内会でも緊急時に使用できるように、ハンドマイクよりは更に効果があると思いますので、町内会の方に聞こえるような設備できてますので、それをちょっと検討したいなと思っています。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 歳入の12ページに雑入、NEDOからの800万円、省エネルギービジョンを作成しなさいというような項目があります。そして16ページにその歳出、歳出の中で600万円弱がその調査委託料ということでコンサルタントに行くような形になっているわけでありまして、このNEDOは独立行政法人、今非常に問題になっている107つあるうちの一つの独立行政法人なわけでありまして、官僚の天下り先の温床になっていると言われてるところであります。この独立行政法人が改革されると相当の国費が浮くであろうと言われておりますが、なかなか渡辺大臣一人で頑張ってもなかなか改革が進んでいかないというような独立行政法人の一つ、NEDOであります。今までもこういう事業が数多く町村にはあったわけでありまして、800万円のお金をただでもらえる、そしてそのNEDOのひも付きのコンサルタントが600万円の調査委託料を持っていくと。果たしてこういう事業がですね、この町の本当の町のためになる事業なのか。町では一銭もお金を払わなくてもいい、だから町では腹が痛くないから、国から来る金だと、

やってもいいのではないかというような形で果たして今までもこういう調査がされてですね、本当に町のために、そして活用されているのか。一つのそういう調査の資料が綴られてそのままになっている、一つも進んでいない、そういう事業も数多くあったのではないかというふうに思うわけでありまして、果たしてそれでは町でですね、この600万円のそういう調査委託をさせておいてどのぐらい活用されていく、そういう町の考え方があるのかどうか非常に疑問なところであります。短絡的に金が来るからやるというのではなくてですね、本当にこの調査がですね、町の今後の省エネのビジョンとなつて、それが実行されていくんだということであればいいわけでありまして、ただ、その本が眠ってしまうような形も多々ありました。町長がこういう事業に対して果たしてどのぐらい意欲があつてこれをやろうとしているのか、町長ですね、考え方を伺いたいたいというふうに思います。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 今いろいろお話がございましたけれども、ただ大きくは、これから一番大事になってくるのは地球環境をですね、どう守っていくのかと。特に温暖化防止の問題はこれからの大きな課題になっていきます。その中で、町としてはやっぱり将来的に町民と一緒にどういうふうなそういう方向に持っていくかというのが非常に大事な事業でございます。ただ、そういう事業の中で、やっぱり我々この財源をですね、一般財源だけで賄っていくというのはなかなか大変ですので、こういった形のをですね有効に活用しながらやっぱり進めていくことは有効じゃないかなと思っています。もちろん今回省エネビジョン作るわけですけども、これからこういうものを基にしながらどういう具体的な行動を我々自体、あるいは町民の方に作っていくのかということが非常に大きな課題になると思いますので、こういうもので成果が得たものを眠らせるような状態にならないように、しっかり活用しながら今後の方向付けをしていきたいと思っていますので、今おっしゃられたような懸念にならないように頑張っていきます。

○議長（阿部栄悦君） 15番須藤正人君。

○15番（須藤正人君） 情報によるとですね、こういう事業をやった、調査委託をしたその資料というのは、雛形があつて、それを八峰町にただ当てはめてですね、それを出

すというようなことも、いろんなマスコミでも言われているわけです。それをしっかりとですね、事業発注したらそういうことのないように町として管理をしてしっかりと見守っていてほしいなというふうに思います。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めますか。

○15番（須藤正人君） いりません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。3番石塚正一議員。

○3番（石塚正一君） 私は20万円を削除する修正動議を出したいと思います。歳入歳出それぞれ1億1,127万4,000円を追加して、62千627万4,000円とするという修正動議を出したいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ただいま3番石塚正一議員より修正動議案が提出されましたが、それに賛同する方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 動議が成立いたしました。

休憩いたします。

午後15時45分 休 憩

.....
午後15時56分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて本会議を行います。

ただいまの動議は賛成者がありますので成立いたしました。

ただいま提出されました動議についての採決を行います。この採決は起立によって行います。

○4番（今井一政君） 議長、無記名投票をお願いします。

○議長（阿部栄悦君） ただいま動議が出ました。

この採決の方法についてお諮りします。無記名投票ですね、無記名投票という提案が

ありました。無記名投票にすることに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長（阿部栄悦君） 起立少数。したがって、この動議は否決されましたので、先ほどの動議の採決は起立によって行います。

休憩いたします。

午後 16 時 00 分 休 憩

.....
午後 16 時 26 分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に戻って会議を開きます。

先ほどの採決の方法についての議長の発言を取り消し、採決は無記名投票によって行います。

ただいま提出されております20年度一般会計補正予算に対し、収入支出ともに20万円を減額する修正動議が成立いたしております。

訂正いたします。「修正動議が成立いたしました」と議長が申し上げましたが、修正動議を議題といたすことに決めました。よって、この修正動議に賛成の方は「賛成」、反対の場合は「反対」と記入して投票願います。

議場の出入り口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（阿部栄悦君） ただいまの出席議員数は14名です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名します。

投票用紙を配付します。

念のため申し上げます。本案に賛成の方は「賛成」と、反対の方は「反対」と記載願います。

(投票用紙配付)

○議長（阿部栄悦君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

（投票箱点検）

○議長（阿部栄悦君） 異常なしと認めます。

ただいまから投票を行います。2番議員から順番に投票願います。

（投票）

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れはありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君、3名の立ち会いをお願いいたします。

開票をお願いします。

（開票）

○議長（阿部栄悦君） 投票の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票ゼロ票。有効投票のうち、賛成票6票、反対票7票。

したがって、ただいまの修正動議は否決されました。

引き続き、議案第55号について討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第55号を採決します。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数です。したがって、議案55号は原案のとおり可決されました。

日程第15、議案第56号、平成20年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

当局の説明を求めます。佐々木福祉保健課長。

○福祉保健課長（佐々木充君） 議案第56号、平成20年度八峰町老人保健特別会計補正予算（第1号）について、ご説明申し上げます。

歳入歳出予算の補正ですけれども、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,721万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,436万8,000円とするものであります。

内容については5ページの方の事項別明細書でご説明申し上げます。

今回の補正内容、歳入歳出とも平成19年分の医療費の実績に係る精算のものであります。

1款支払基金交付金1項支払基金交年金1目医療費交付金、補正額が423万4,000円です。2節の医療費交付金過年度分の追加交付として423万4,000円であります。

それから3款の県支出金1項県負担金1目医療費負担金、補正額が118万8,000円、2節の医療費負担金過年度分として118万8,000円であります。

次のページ、5款繰越金1項繰越金であります。1目の繰越金、節1節の繰越金として19年度からの繰越金として2,179万6,000円を見込んでおります。

次のページ、歳出ですけれども、2款諸支出金1項償還金1目償還金23節償還金利子及び割引料として、医療費分等の償還、国庫等に対する償還が1,185万8,000円であります。

それから2款諸支出金の2項繰出金1目一般会計繰出金です。28節繰出金、精算に伴う繰出金として一般会計の方に1,536万円ほど繰り出しするものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第56号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第56号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定するこ

とにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

日程第16、議案第57号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長(辻 正英君) 議案第57号、平成20年度八峰町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

(歳入歳出の補正)

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ147万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億2,943万3,000円とするものであります。

この補正予算は、4月の人事異動の結果により人件費関係予算を補正するものであります。

5ページの事項別明細書をご覧ください。

歳入でありますけれども、5款1項1目繰越金1節前年度繰越金で147万6,000円を減額補正します。

歳出につきましては、1款1項1目一般管理費の人件費関係予算、給料、職員手当等及び共済費、合わせて147万6,000円を減額するものであります。

以上ご審議の上、ご決定くださるよう、よろしく願いいたします。

○議長(阿部栄悦君) これより議案第57号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これから議案第57号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、議案第57号は原案のとおり可決されました。

日程第17、議案第58号、平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

当局の説明を求めます。辻建設課長。

○建設課長(辻 正英君) 議案第58号、平成20年度八峰町公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)について、ご説明いたします。

歳入歳出の補正であります。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ279万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億662万4,000円とするものであります。

この補正予算は、4月の人事異動の結果により人件費関係予算を補正するものであります。

5ページの事項別明細書をご覧いただきたいと思っております。

歳入についてであります。4款1項1目一般会計繰入金1節一般会計繰入金を279万2,000円減額補正し、また、歳出については、1款3項1目特定環境保全公共下水道事業費の人件費関係予算として、給料、職員手当等及び共済費、合わせて279万2,000円を減額するものであります。

以上ご審議の上、ご決定くださるよう、よろしく願いいたします。

○議長(阿部栄悦君) これより議案第58号について質疑を行います。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第58号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程は全部終了しました。

次回本会議は明日午前10時より開会し、一般質問を行います。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後16時46分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 10番 鈴 木 一 彦

同 署名議員 11番 柴 田 正 高

同 署名議員 12番 芦 崎 達 美

平成20年6月八峰町議会定例会会議録（第2日）

平成20年6月19日（木曜日）

議事日程第2号

平成20年6月19日（木曜日）午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子
7番 門脇直樹	8番 菊地 薫	9番 福司憲友
10番 鈴木一彦	11番 柴田正高	12番 芦崎達美
13番 木藤 實	14番 見上政子	15番 須藤正人
16番 阿部栄悦		

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副 町 長	佐々木正憲
教 育 長	千葉良一	会 計 課 長	福司和明
総 務 課 長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	高宮建一
企画財政課長	須藤徳雄	福祉保健課長	佐々木 充
管 財 課 長	木村 学	税 務 課 長	小林孝一
生涯学習課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田 武
農業振興課長	米森昭一	建 設 課 長	辻 正英
幼児保育課長	小林慶範	農業委員会事務局長	松森尚文
教 育 次 長	伊藤 進	学校教育課長	伊勢 均
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書記 齊藤 なつ子

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の会議は、皆さんのお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、13番木藤 實君、14番見上政子さん、15番須藤正人君の3名を指名します。

一般質問に入る前に、昨日の町税条例に関し、柴田議員の質問の中で、調査の上答弁することにしていました事項について、担当課長から答弁をさせます。小林税務課長。

○税務課長（小林孝一君） それでは、昨日、町税条例の一部改正の条例附則第18条第7項の削除、ベンチャー企業に対するエンジェル税制の7項が削除されて優遇措置が廃止になりました。それについての経過措置はどういうものがあるかというご質問でしたけれども、この改正条例の今回の条例の附則をご覧いただければと思いますが、その第2条の第2項に、「この条例の施行日前に、改正前の八峰町税条例附則第18条第7項の規定によって取得した特定株主については、なお、その効力を有する」というふうに書かれています。この条例は公布が平成20年4月30日に公布されて、その日から施行になっております。ですから、4月29日までに取得したのものについては優遇措置が取られる、それが経過措置となっております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許します。11番柴田正高君。はい、11番。

○11番（柴田正高君） おはようございます。私からは2点について、町長の考えをお伺いいたします。

初めに、八峰町動植物の保護についての条例の制定についてお伺いいたします。

今日は新聞記者の方も見えておりますので、あまり詳しい場所までは言うことができ

ませんけれども、これが記事にされますとアマチュアカメラマンや、それから鳥類に興味のある方が押しかけて写真に撮るなどということになれば、生態系が脅かされるおそれがありますので、詳しい場所まではお伝えいたしませんけれども、泊川上流域に福寿草の群生地があります。一部の町民だけに知らされていたその場所に、今年の春、他町の人、数人が販売目的で大量に採取しているところを町民が目撃しております。このままだと1、2年で採り尽くされてしまう、この町民が嘆いておりました。また、ミズなどの山菜も他町の人が多くで販売目的で訪れまして大量に採っていつているそうです。町民以外は採ることができないようにされないのかという声が、先月末に議員有志の方と本館地区住民との懇談の場がございました。その席でそういう声が出ております。そのほかにまた、タンクローリーで来て月に2回ほど湧水を汲んでいって、それをペットボトルに入れて「白神の水」という名前で販売しているというお話もされておりました。ある町民の方から「自分の家で食べる分だけにしてください」と、その他町から来て採っている人に注意をいたしましたところ、「あんた何の権限があってそんなことを言うのか」と逆に凄まれたそうであります。この近くには環境省のレッドデータブックで絶滅危惧種に指定されているニホンイヌワシの親子3羽と、繁殖の巣も一町民により確認されております。写真等提出しておりますので、ご参考いただけたと思います。同じく国の天然記念物に指定されているニホンカモシカもおります。これら鳥獣の生態を脅かさず保護するためにも、ある程度の入山規制や植物の採取を規制するための条例が必要ではないかと考えるわけですが、町長はいかがお考えかお伺いいたします。

次に、人事異動に関する町長の考え方についてお尋ねいたします。

今回の人事異動も、職員全体数からいたしますと小規模の異動であったと言えるのではないかと私は感じております。よく適材適所と申しますが、すべての職員の持つ能力を100%発揮させるために、人事異動に関しましては町長もかなり苦心されることと思っております。旧町村時代から数えますと10年近くも同じ部署におられる職員も見受けられません。長く同じ部署にいと、仕事には精通いたしますが、生き字引、必ずしも能力向上とはいかないものであります。いかに立派な人でも、特定の人が見た目、特定の人のかえたやり方というものには限界がありますから、新しい方針や施策も限界に達するものだと思います。そういう観点からして、長く同じ部署におられる職員はどんどん異動させる、つまり人事の老化防止が必要と思っております。今回の人事異動に関して、町長はどのような考えで臨まれたのかお伺いいたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの11番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 皆さんおはようございます。

柴田正高議員のご質問にお答えいたします。

まず、八峰町動植物保護条例の制定についてであります。当町は山菜やきのご採り、アユやイワナなどの溪流釣り、海岸での海水浴や磯釣り、アウトドア活動などが楽しめる自然の恵み豊かな町で、町外からも山菜採りなどで多くの人々が訪れております。しかし、山菜などを根こそぎ採った跡や、自生している樹木や植物の盗掘、釣り糸、空き缶などが投棄されるなど、目に余る行為も見受けられ、柴田議員ご指摘のとおり、誠に憂慮に堪えないところであります。特に山菜の販売等を営んでいる者が、集団でミズの略奪的な採取を行っていることについては、趣味とかアウトドアの範囲を超えており、自然破壊と動植物の生態系への影響も懸念しております。法の規定では民法242条で、「山菜やキノコなど山に生えた物」は、山の所有者の所有物と解されており、金銭的価値のある山菜等の無断採取は、刑法の窃盗罪にあたり、「10年以下の懲役または50万円以下の罰金」に処するとされ、今後、国有林及び町有地内において悪質な山菜等の採取が確認された場合には、東北森林管理局や警察との連携を図りながら、刑事告訴や被害届など厳正に対処していかねばならないものと考えております。

また、希少な動植物の保全・保護に関しましては、深浦町では「福寿草保護育成条例」、岩手県岩泉町では「山菜等資源保護条例」、最近では、東京都神津島村が「動植物の保護に関する条例」をそれぞれ制定しておりますので、このような先進事例を参考しながら、当町においても町内外の有識者の方々からご指導いただき、保護の対象となる動植物と保護区域の指定及び入山規制を含めた保護方法等について協議し、条例の制定を進めてまいりたいと考えております。

次に、人事異動に関する考え方についてであります。

今年春の人事異動は、退職者の後補充、新規採用1名の配置、機構改革の実施、長期同一担務の解消を念頭に事前に集約した職員希望調査にも配慮し、いわゆる適材適所で配置したところであります。

ご指摘のように、長く同じ課や担務にいる職員もおりますので、停滞を招かない意味でも、また、出来るだけ幅広く業務に精通して潜在能力を発揮させるためにも、適切な異動は必要と考えております。ただ、一概に年数だけですべてを律するわけにはいかな

いわけでございまして、その時々、事業、施策の振興や課の構成、経験、適性など等、総合的に判断して異動を実施しております。

合併後の5分の1採用を基本とする定員管理や今後の分権時代を考えた場合、ますます厳しい行政運営が予想され、職員一人一人のレベルアップが望まれるところであり、来年度の新庁舎への移行体制づくりに合わせた組織機構の見直しと人事配置についても、十分検討を加えていかなければならないと考えているところであります。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、再質問はありますか。11番柴田正高君。

○11番（柴田正高君） 前向きなご答弁をいただいたと、そう承知いたしました。

質問原稿と一緒に提出した写真は、一町民から提供いただいたものであります。この方は山が好きで、よく山に行かれる方ですが、そこでたまたま見た大きな鳥に魅せられて、魅せられたというよりも何という鳥だろうと、今まで見たことのない鳥でございましたので、そこでこれを何とか写真に納めようと、何万もする望遠付きのカメラを購入して、度々、山に通いまして写真に納め、家に帰って子供の図鑑を調べましてイヌワシと確認してから、またその場所に何度も足を運ばれまして、巣のある場所を突き止めたそうであります。また、インターネットをやる方ですので、インターネットで山形にイヌワシの研究所があることを知りまして、そこに連絡をして、そこから猛禽類学会の調査員に来ていただきまして、確認もしてもらったそうであります。その結果、日本でも絶滅危惧種に指定されている、大体、数で言えば450羽とか500羽と言われておりますが、自然界にいるイヌワシは400前後だそうです。それから動物園で飼われているもの、これは数が確定してますので、それが50羽だそうです。ただ、ペアでおられるというのは非常に数が少なく、175ペアしかなくて、まして親子3羽が揃って飛び回っているのが確認されたのは非常に珍しいそうでありまして、大事に見守っていきたくて、そういう話をされておるそうであります。

イヌワシは極端に神経質で警戒心の強い鳥で、特に卵を抱いているときや雛が小さいときなどは、それが顕著で、この時期には巣の近くに人が立ち入るのは避けるべきであるとされております。親鳥が巣に戻らなくなることによって、卵や雛が凍死したり、餓死するおそれが多分にあるそうです。このような点からしても、この地域への入山規制が必要であるんでないかと私は思っております。

白神山地の世界遺産に指定されている地域では、いかなる動植物も捕ることも採取することもできないということになっておりますけれども、その指定から外れた場所は入

山規制も何もないわけですので、人が自由に、先ほど言ったように山菜等、福寿草等を採るという目的で、このすぐ近くですので、いることも知らないで行った場合、これらのイヌワシが警戒心からよそへ飛び立つという可能性も十分に考えられるわけですので、どうかその点も考慮いただきたいと思います。

それから町長は先ほど、深浦町等に入山の、入山というよりも山菜等の規制の条例があるので参考にしたいと、こうおっしゃっておいりましたけれども、私がインターネットで深浦の条例をとりました。深浦町と、それから藤里町で入山規制をされておりまして、そしてそれぞれ入山料を徴収しておるわけです。深浦町の条例によりますと、各自入林して契約に定められた採取することができる原産物を採取するものとする。つまりこの山菜は採ってもいいですよといったもの以外は採られないということになるんだろうと思います。そして町長はその者から入山料を徴収することが出来る。出来るんですから徴収しているのかどうか、そこまでは町の方に、深浦町の方に確認してませんので、そのところは私も分かりませんが、その恐らく徴収してるんだろうと思います。入林する者が携帯する証票については、その様式を定めて交付するとなっていますので、おそらく入山料を支払った者に鑑札みたいなものを交付して、その観察をもって入らなきゃならないと、こういうことになっているんだろうと思います。

町長は先ほど民法等で規制するというような話もされておいりましたけれども、それこそ一般町民が「違反ですよ」と言っても、先ほど私が紹介したように「あんた何の権限があつてそんなことを言うんだ」と言われると、その人は何にも私には権限ないのでそれ以上のことは言えないというような話をされてましたのでね、それこそ監視員という腕章を、監視員を町で配置して、その監視員に巡回させていただければ一番いいんでしょうけれども、そうすればそれなりの経費もかかるわけですのでね、町民の方でよく山に行かれる、山菜採りに歩かれる方何人かに委嘱して監視員という腕章でも付けていただいて、そうすれば腕章が付いてれば、他から来た人が「あんた何の権限があつて」という言葉にはならないんじゃないかなと、こう思います。そういう点も含めまして、いま一度、町長の考えを伺います。

それから2問目についての再質問ですけども、北都銀行が昨年6月から、行員が希望する業務を行ったり、行外の団体などに勤務できるトレーニー制度を、トレーニーというのは研修制度ということなんでしょうけれども、トレーニー制度を取り入れたそうです。若手行員らの希望に応じて審査や監査、融資などの実務を行う部署に異動させ、専

門知識を身につけられるほか、都市銀行や地方公共団体、県外の外郭団体などに出向して、外からの視点を養わせることを目的とした制度だそうです。人事総務部長のお話では、「これまでの人事は管理職が一方的に適性を見極め、異動を行っていたが、銀行は従来のような貯金を集めて融資するだけの事業から、証券や債権の運用、預資産の運用の取り扱い業務は、特定の専門知識を要求されるようになり、専門家が必要になっている。そこで、やる気のある人が自ら学んでもらうことにより、将来の幹部候補を育てようと考えた」、こう語っております。「また、外から銀行または秋田を眺めてもらい視野を広げてもらう狙いもある」とも言っております。このことは、そっくり自治体にも当てはまることではないかなと私は思います。地方分権推進法が施行されて以来、度々法改正が行われ、今回も条例の改正等、大部議案に上っております。そういう法改正に瞬時に対応できる職員の必要性、それからペイオフ制度に対応できるような金融の専門知識を持った職員、企画能力の高い職員など、今後とも町が自立してまちづくりを進めていくためにも、職員一人一人のモチベーションを高めさせる必要があるのではないかと考えます。そのためには本人のやる気を重視した異動が必要なのではないかなと、そう思います。私が今紹介いたしました北都銀行の話伺って、何か感想がございましたら、お聞かせ願えればと思います。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの質問に対し、当局の答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

まず1点目の関係では、貴重な動植物の生態系がここにあるという、その存在を我々も認識をしています。今回一般質問に初めて写真等も入れていただきましてありがとうございます。いずれ先ほど申し上げましたとおりですね、そういったものをいかに我々守っていくのかという立場で、さっきいろいろ話しあった、他の方の事例なども参考にしながら、ぜひそういう立場で頑張っていきたいなというふうに思っております。

それから、確かにどういう条例を決めても、それをいかに守らせていくのか、あるいはまた取り締まりをどうするのかという問題が確かに残されてきますので、かつて環境巡視員みたいな形のを委嘱しながら町民からお願いした経過もありますけれども、それはそれとして、ある程度、腕章とかですね、やることによって、さっき言われたような何の権限があつて云々の話になると、やっぱりかなり効果があるとは言われておりますけれども、それが恒常的にですね人を雇って随時歩くというところまでやるのかどうかとか、あるいはどういう方々にそういうものをお願いしてやるのかですね、細部的な

ものがいろいろあります。そういうものも含めながら、この後もう少し検討させていただきたいというふうに思います。

それから人事異動に関して北都銀行の事例も出されましたけれども、確かに今、職員の数もですね少しずつ減っておりますので、自由にですね、他の企業に出すということになると、その穴埋めのためにまた人が必要だということになってきますので、そこら辺の兼ね合いの問題もあります。

ただ、今国とか、あるいは県との人事交流の制度もあります。こちらから国あるいは県に職員を派遣して逆に国・県から職員が来ると、こういう交流の仕方もあります。そういうものもですね、うちの方ではまだやっていないんですけれども、この後ですね、そういうものも、ある程度刺激になっていくのかなと。もっと別な角度で物を見れる、あるいはまた、他の方から来ることによって内部の人が刺激を受けて変わっていくという面もありますので、いろいろそういう角度でですね、検討はしてみたいと思っています。

ただ、要は一人一人の能力をですね、最大限出させるということが一番大事だわけですので、従来からの研修もですね、このままでいいのか、さっき言った専門的な、あるいは企画能力のある職員をどう育てていくのかという点などもですね、参考にしながら、研修とか訓練をしていきたいと思っています。

ただ、人事についてはですね先ほど申し上げたとおりでございますので、限られた人数の中で最大限頑張ってくださいような形で配置していきたいと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

○議長（阿部栄悦君） 11番議員、ほかに質問ありますか。

○11番（柴田正高君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問がないようですので、これで11番議員の一般質問を終わります。

次に、3番議員の質問を許します。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） それでは質問させていただきます。

まず質問の前に、今回、岩手・宮城内陸地震において、被害そして犠牲になった方に心からお見舞いと冥福を申し上げます。

それでは通告に従いまして質問させていただきます。

まず初めに、農林水産物処理加工施設についてお伺ひいたします。

この施設については、私は、一貫として反対してまいりました。ところが予算が通ってしまったので、私もそれなりに心配で週に2、3度は顔を出しに行って中身を見て、お互いに勉強しながらきています。

そこで、今、施策の段階でようやく数カ月経ちまして、塩の製造方法が、先がまず見えてきたようです。そして次の段階として、今、米麴の方の段階に入っているようですが、いろいろ調べてみますと、あの麴は本当に4日ぐらいかかるんですね。そして温度管理が非常に大事だし、それに酒屋さんでも杜氏さんでも長年苦勞してやった人でも、あの麴によって酒の味が変わるといふぐあいで大切な作業でございます。それを今やっている人はまだ素人ですが一生懸命頑張っ、この間一つようやく出来上がってありました。ところが、それはもう3日も4日もそこの中に入って雑菌が入らないようにしてやらなきゃいけないので、その間は塩の方はおろそかになってしまうんですよ。だから一人でやるっていうのは大変難しいです。そして、そのもろみが出来てから合わせ、どぶろくを作って、その合わせている間、こっちの方は全然おろそかになるしね、本当これは一人の人で頑張ることが出来るのかなということを私は思ってまいりました。

ただ、指定管理者という名前をつけて任せたのにもかかわらず、一度もいまだかつて代表取締役という人が様子も見に来ないということはどういうことなのかと。あの人たちは、ただお金を出して、資本金を出してあとは任せているのかなという感覚に受けとめられるけれども、あの人たちの職務というのはどういうようなものなのか、町長から、本当は課長から答弁いただきたいんですけども、町長から答弁をいただきたいと思えます。

それで経費ですね、今まだ営業もしてないのにどこから給料を払っていく、また多分、資本金の中から払ってると思うんですよ。そうすれば、ハタハタ館の二の舞のようになってしまうんじゃないかなと。運良くあの商売がうまく行って金儲けた場合は、また資本金が増えて、その中を埋めることができると思うけれども、今の状況ではどうなのかな。本当にこの経費、給料を払って、どっから払ってるのかということは私も分かりません。ここで明確に答弁をお願いしたいと思います。

次に、町民運動会の開催についてお伺いします。

八森と峰浜両地区が合併して2年経過して、今3年目に入っています。お互いに産業団体、いろんな団体が合併し、ようやくお互いの心が分かってきたとか、ようやくそのものが追いついてきた方向に見受けられます。その中において、前にも9番議員さ

んからもイベントをやった方がいいんじゃないかという話もございました。私も質問したことがありました。町民運動会のことは昔も私質問しましたが、やる人が大変だからということでずっと延期になってまいりましたが、やり方はいろいろあります。私は自慢じゃないけれども町のためにもいろいろと今まで何十というぐらいのイベントを頼まれてやってきました。私に任せて、本当にみんなが楽しく初めて両町民が一緒になって楽しい思い、ただ、私は例として町民運動会を出したけれども、それ以外にもいろんな方法があつて、秋の収穫祭を記念をして、そしてみんなで1日ぐらいワァーワァー騒ぐのが、これも一つの皆さんにするケアじゃないかなと私は思っていますが、町長はいかがお考えでしょうか。

次に、避難道路と避難看板の整備についてお伺いたします。

今から、この間ちょうど5月の26日、25年を迎えました。あのときの中部沖地震は本当に今でも私は忘れることができません。多分、皆さんもそういう腹の中では気持ちがあると思います。あのときの悲惨さを今ここで話すということは長々と話すことになりますので、それは控えさせていただきますが、あのときに設置されました看板道路、多分一度ちょっと直したことがあるか分からないけれども、あれから全然直してないです。私は見に行ってみますと、毎日あちこち歩いてみますと、避難道路はどこも整備されていないし、看板も壊れたりなくなったりしています。いざというときにやっぱりもう一度あの25年を思い出して、きちんとしたそのことを、管理体制をとらなきゃいけないのに、もう忘れてるんじゃないかなと。たまたまたこの間、25年でちょっと今まで以上に少し大きな避難訓練をしたと思うけれども、まだまだ足りないんじゃないかなということは思っております。早目に、いつ来るか分からない災害、よその所で起きたときは見て、ああ起きてるなと感じるか分からないけれども、いつ自分の所に来るか分かりませんので、やっぱりそれなりのきちんとした対応をするべきだと思いますが、町長はいかがお考えでしょうか。

次に、山村広場の遊歩道についてお伺いたします。

これは、せっかく造っておいても、なかなかあそこは活用する人がいませんでした。景色はいいし、山の頂上に登れば本当に眺望はすばらしいです。けども、あそこにはいろんな植物もたくさんあつて本当にいい場所なんだけれども、ちょっと危険だというところもあるんですよ。だから、それなりの対応もしなきゃいけないし、せっかく今体験交流センターができて子供たちも来るし、一般の人も来るから、あれをどんどん

どん活用してもっともっと八森はここ、ブナとかニツ森じゃないよ、ここにもいいところがあるよということを知らしめなきゃいけないと思っております。どうかそれを今教育長にお伺いしますが、どのようなこれから対応をとっていくのかお伺いしたいと思います。

次に、黒滝真瀬岳ルートの整備についてお伺いします。

私はもうこれで3度か4度は質問してるんですけども、あそこは営林署のものだからどうかお金がかかるからと言いますが、せめてあそこは本当にいい場所ですので、せめて黒滝のところでもいいからきちんと整備してもらえば、道路もちょうど私行ったときに前にレッカー車があるので何したのかと思ったら、あの道路の真ん中にレッカー車が立ちふさがってこう見ますと、大きな車が、2本タイヤがパンクしたと。そしてぶなっこランドまで1時間以上歩いて電話かけて、能代から呼んできた。そういうような、前にも役場の車も何度も何度もあそこでパンクしているんですよ。だからそんなにお金をかけなくても整備できるようなことがあるし、あの黒滝も後で今写真を見せますが、全然その色も変わってきてしまったし、草木が生えて何にも見えないからね、やっぱりもう少し道路整備を、お金がないからでなくて余分なところに金やらなくて、やっぱりいいところには金使わなきゃいけないと思いますよ。だからそういうことをお願いして、町長の答弁をお伺いします。

以上をもって一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの3番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。

加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚正一議員のご質問にお答えいたします。

まず、農林水産物処理加工施設についてであります。加工施設につきましては、4月1日から指定管理者の八峰白神自然食品株式会社が施設の管理運営に当たっており、ボイラーなどの機器の実証から海水の濃縮状況等を調査し、製造方法の確立を図っております。天然塩は、乾燥が進むことで熟成し、旨みが増してきますが、これまでの製造で、一般の精製塩との差別化を図ることができております。また、試作の天然塩、かん水及びニガリを、これまで県の総合食品研究所と食品開発に関わってきた県内外の企業に提供し、いろいろと試してもらっておりますが、白神コダマ酵母を使用したパン、稲庭うどん、寒麴等の製造業者や秋田市の郷土料理店などから購入の希望が来ております。現在、県総合食品研究所からは天然塩、ニガリ、ニガリ製造時の塩及び海水を濃縮した

かん水の分析と、それぞれの用途を検討してもらっておりますが、その結果を元に、町内の食品製造及び飲食店等での利用をお願いし、白神ブランド、八峰ブランドとして、おおいにPRしてまいりたいと考えております。

また、5月から、県総合食品研究所、町及び八峰白神自然食品株式会社で、白神微生物を活用した新規食品保存用資材の開発についての共同研究を進めており、白神山地から採取された乳酸菌の培養から、6月16日には白神塩どぶろくを仕込み、これまで、共同研究スケジュールに沿って開発事業を進めております。

石油製品の急騰等で地場産業はますます厳しい環境となっておりますが、白神の微生物と八峰町の海水から作った天然塩で、地域の農林水産物の付加価値を高め、地域の就業環境の改善などには、産学官の強い連携が必要でありますので、町行政が担える分野につきましては、今後とも積極的に協力してまいりたいと考えております。

また、今後、国・県の中小企業等の支援補助事業、マーケティング事業等の導入を図りながら、食品開発事業を推進いたしますが、当面は、八峰白神自然食品株式会社の出資金を運転資金に充てて事業を推進してまいります。

なお、先ほどの質問の中で、役員が一度も顔を出さないという話がありましたけれども、役員もちゃんと顔を出して頑張っておりますので、誤解のないようにしていただきたいと思っております。

次に、町民運動会の開催についてであります。

八峰町が誕生して3年目に入りました。各種団体においても共通のものはほとんど統合し、課題のあるものについても統合した後、数年かけて段階的に完全統合に向けているところであり、ほぼ八峰町としての全体像が出来上がったと思っております。

この間それぞれの団体で、あるいは町民間ではいろいろな機会を通して様々な交流がされておりますが、まだまだ十分とは言えないと思っております。石塚議員の提案については、町政を語る会で同様の意見が出たことがありました。私も全町民の一体感を助長するためには大変効果のあるイベントの一つではないかなと考えております。しかしながら、これまでも旧町村において町民運動会を開催してきたところではありますが、出場選手の確保が困難なことなどから自治会の要望によって休止に至ったこともあり、開催に当たっては自治会長とも十分協議しなくてはならないものと思っておりますので、秋に開催予定の行政協力員会議で意見を聞きたいと思っております。

また、来年秋には新庁舎の落成という記念行事も検討しなきゃならないと考えますの

で、その中でも検討素材の一つになるのではないかと考えております。

また、実施には経費や準備、自治会対応等、様々な課題もありますので、十分に意見交換をしてみたいと考えております。

次に、津波の際の避難道路等の看板についてであります。

今年の5月26日で日本海中部地震から早25年となりました。町では大きな被害を出したあの日の教訓を風化させてはならないと、先般5月25日に茂浦地区で町民の参加を得て津波を想定した避難訓練や消火訓練、そして水防訓練などを行ったところであります。25年前の津波被害の後で町内の各種に津波発生時に避難誘導のための「避難路」や「避難場所」の看板が立てられましたが、現地の調査をした結果、長い年月のために鉄部が壊れたり、塗装が薄れて文字が見えなくなるなどの現状にありました。今年は町の防災計画を検討する防災会議が開催されますので、現地の調査を含め、避難路や避難場所の設定なども協議されるものと思います。その結果も含めて整備を図ってまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

山村広場の遊歩道については教育長の方から答弁いたします。

次に、黒滝真瀬岳ルートの整備についてのご質問であります。真瀬岳に通ずる林道中の又線は、東北森林管理局米代西部森林管理署が道路管理者となっており、道路の維持管理及び改良等につきましては米代西部森林管理署が行っております。また、昨年真瀬岳の登山者は、環境省が取り付けた入山者センサーの記録によると122人がカウントされております。

平成16年8月に県立自然公園の見直しが行われ、白神山地世界自然遺産地域周辺を取り巻く「秋田白神県立自然公園」が新たに指定され、当町においては真瀬川源流部の山岳・溪谷地域、泊川源流部及び水沢川源流部のブナ林等が含まれております。この公園計画で、県では真瀬岳への国有林地内の車道整備を計画いたしましたが、米代西部管理署では道路完成後の維持管理や国有林野への入山者の増加による森林の荒廃を懸念し、道路整備に関しては了解を得られなかったと伺っております。現在、林道中の又線は維持管理が行き届かず、車両の通行に支障があるようではありますが、米代西部森林管理署においては観光振興という観念よりも国有林地内の保護・保全を優先しておりますので、観光客等から真瀬岳への道路等に問い合わせがあった際には、米代西部森林管理署の管理道路であることを説明し、ご理解を願っているところであります。

しかしながら、ご指摘のルートは町にとっても魅力ある資源でありますので、今後も

米代西部森林管理署へ要望してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 次に、千葉教育長より答弁を求めます。千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 山村広場の遊歩道につきまして、石塚正一議員のご質問にお答えします。

山村広場の遊歩道につきましては、昨年秋から数回にわたって、センターの職員や地域に詳しい職員によって調査を行い、自然体験のコースとしては素晴らしい環境であるとの石塚議員のご意見に、私共も、全く共通の認識を持っているところであります。

昨年度、山村広場の遊歩道を標高約150メートルほどのところまで登って、「ナイトハイク」と称して夜の里山を堪能するメニューを提案して数団体に利用いただきましたところ、大変好評を得ることができました。そこで今年度に入りまして、「あきた白神里山トレッキング」という名称でセンター利用者に正式な体験メニューとして利用していただくためにコースの確認と、従来からある案内看板を更に充実させて、併せて安全性を重視したコースを整備しました。センターの職員のほかに産業振興課の協力を得ながら整備をいたしました。気軽に、しかも短時間で体験できるように、小学生、中学生には大変好評を得ております。

尚、今般、コースが一目で分かるようなトレッキングマップを作成したところでもあります。なお、今後とも体験メニューの充実に努めてまいりますので、ご理解とご指導とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、再質問はありますか。3番石塚正一君。

○3番（石塚正一君） 今、町長に写真をちょっと見せます。これまず見てください。

先ほど農林水産処理のことでお伺いしたところ、まだ答弁がいただけないところもございまして、私は先ほど指定管理者は来ているということであるが、私は一度も見たことないし、その人たちに聞いても行ったことないと。あんた方、職務は何なんだかと。本当に指定管理者の職務っていうのは、本当は今あの人たちが一生懸命になってやんなきゃいけないのに、町はなぜ幾ら共同研究者という名前はこの間初めて聞いただけであって、まだ承認もされてないのに町が一生懸命になってやる必要どこにあるのかなと、経費をかけてね。だから、それをもう一度お伺いすることと、それから一人でできるのかと。予算はあるけれども、もう一人ぐらいは増やしてやらないと、とてもじゃないけ

ど無理じゃないかなということと、経費はね、今のこの営業もしてないのにどっから経費が出ているかということも聞いてるけども、それも何にも答弁がございませんでした。

それから運動会ですけども、いつも、前も同じことを自治会で大変だと、人がいない、別に一つ一つの自治会でやらなくてもやり方は幾らでもあって、おもしろく楽しくやる方法があるから、一度「おい、お前に任せるからやってみれ、案内してみれ」って1回ぐらい言ってもらってもいいようなもんなんだけれども、そうすれば何ぼでも考えてやります。

あと、その山村広場の遊歩道ですけども、私もよく行って、本当に立派な職員の人が出て、ああよかったなど、専門家も今度ついて、さすが町長、いい人に人事異動したなど、そう私もそこは感心しておりました。そして、山に才長けた人間たちがいますので、そして今何度か行って先生たちと話してみますと、今一生懸命言われてやっているんだと。ただ、すごく良いですけども、心配なのは先ほど言いました安全性ということは何ぞ言ったかということ、熊がよく出るんですよ、あそこは。だから私はもうあそこに釣り鐘、昔の学校で鳴らしたガランガランガランという釣り鐘ありますよね。あのベルじゃなくて昔は勉強始まるよっていえばガランガランガランといったような、ああいうのを建てて、ゴルフ場へ行っても危ないときはあれを鳴らせば安全だという印のどこもあるんですよ。だからそういうのを鳴らすことによって、そういうのを何か所か設置することによって、熊の安全性、熊から身を守ることもできるし、他の人にも今俺たちはいるよということができるから、そういうものをやっぱり買ってやってあそこにつけること、何かガンガラガン置いてると言うけれども、やっぱりきちんとしたものを置かないとね、いけないので、どうかそれを考えてやってください。

それから今町長の方に写真見せたんですけども、いつも答弁は一緒なんですけれども、前に質問したときは国有林のあれもあったんですけど、いや、いいですよと、うちの方では金がないですからあんたたちがやってくださいと言われてあったんですよ、前がね。人が代れば、また考えも変わるんでしょうけども。けども、それはなぜね、パンフレットにあそこに載せて来てください、来てくださいって右方向へ、左方向へ行けば真瀬岳ですよ、はい、入ってくださいってみんな宣伝してるわけですよ。いざ行ってみれば、道路は悪い、パンクはするわ、2度と来たくない。行けば黒滝は水がない。全然、今やってたように草木が生えて全然見えない。昔、黒だったのが今茶色っぽくなってきてるし、だからあそこの右側の方に水がいい道路が流れてるんだから、水がすごく

あるんだから、あの水を黒滝の方にちょっと引っぱって、上からあの水をどんどんどんどん滝に流せば最高のいいあれです。何もすぐ隣に、1メートルも離れてない所にすごい水が流れてるんだから、それをくっと曲げてくれば真ん中にどんどんどん水が入ってくるから、あの滝だって喜ぶと思いますよ。「滝」っていう名前がついて水が一つもないし、やっぱりせめてね、あそこのところまでは道路はね何とかしてやらなきゃいけないですよ。パンフレットも一切載せる必要ないしね。そしてもうちょっと先に、そこにこの間も石が崩れて、それは細かくなっただけけれども、よその人が山菜採る人がみんな石割って寄せて、そういう具合になった跡なんだけれども、もう、だからたまに管理してるのかどうかね、やっぱり行ってみなきゃいけないと思いますよ。道路に行けば真ん中に石が転っていれば即寄せるとかね、いまだかつてまだ寄せてないでしょう。だからやっぱりそういうところを常に係がいるんだから、やっぱりお互いに合併して職員の方もかなり多いんだから、多少はね、みんなそういうところにも顔を向けて、暇がないと言わずに何か暇をつくって行ってください。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 石塚議員の質問にお答えします。

かなり言いたいだけ言われましたけれども、いずれ加工施設の関係は役員の方もかなり心配しまして、いろいろ、石塚さんは週に2、3度、忙しい仕事を投げて行っているようでありますけれども、その行かないとき多分行っていると思います。行っていますので、ご心配なく。

人員もですね、現在のところ1人です。これは最初ですから、やっぱり物を作って売ってですね、販売の成果を見ながら人員は手をつけていくということになりますので、当面は苦しいんですけれども今1人でやっぱりいろいろな形で頑張っておりますので、我々としてもそのことは認めていかなきゃならないと思います。

それからやっぱり町としてはですね、去年からいろいろ議論がございましたけれども、一つ大事な作業の一つとして育てていくということも非常に大事だと思います。確かにいろんな経過の中で、今年度に入ってからすべてスタートというふうなことになりましたけれども、やっぱり我々もそれを心配しながらですね、少しでも早く軌道に乗れるように、いろんな支援できるものは支援したいというふうに思っていますので、もう少し温かい目で見ただけであればいいんじゃないかなと思いますので、よろしくお願いま

す。

それから運動会ですけれども、石塚さんがイベントのプロと自負しておりますけれども、やっぱりどうしてもやるとなると自治会ですね、協力を得ないと、なかなかこれ正直言ってできません。したがって率直にですね、自治会長の皆さんにも相談を申し上げて、その上に立ってやっぱり判断をしていきたいと思っておりますので、ご理解をしていただきたいと思っております。

それから先ほど黒滝の関係ですけれども、いずれ石塚さんも分かるとおりで、あそこは営林署ですね、管轄のところですので、我々が勝手にですね、手をつけてどうのこうのというわけにはなかなかいかないのが現状であります。それと、やっぱり森林管理局でも一つの考え方がございますので、その考え方がやっぱり我々が望むようなことで、何というかな、一緒にやってくれるような条件整備をしていかなきゃならないと思っておりますので、そのためにこの後ですね、我々ももう少し森林管理署とも連絡を密にしながら町の現状、この観光資源の大事さをですね、十分話をしながら、もし必要であればですね、やっぱりそれなりにやるとすれば、町の方でも財政的なものも支出をしながらやっていかないと、なかなかこれできないことだと思っておりますので、そういう面も含めながらもう少し検討させていただきたいと思っております。

○議長（阿部栄悦君） 次に、千葉教育長。

○教育長（千葉良一君） 温かいご支援、ご協力ありがとうございます。

今回開設したコースの相談したメンバーの中には様々な方たちがおります。猟友会のメンバーであったり、山の専門家であったり、そういう方々もおりますので、よく相談をしながらこれから進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（阿部栄悦君） 3番議員、ほかに質問ありますか。

○3番（石塚正一君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問がないようですので、これで3番議員の一般質問を終わります。

次に、7番議員の質問を許します。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 通告に従いまして2点ほど質問させていただきます。

1つ目は乗合タクシーの実現について。

政府は去る5月27日に2008年度版交通安全白書を決定いたしました。全国ニュースにおいて発表されましたので、ご記憶にある方もおられると思います。交通死亡事故が減

少し、54年ぶりに死者6,000人を割りました。シートベルトの着用が浸透したことと、飲酒運転に対する社会的意識の高まりが大きな要因と発表されました。しかしその反面、65歳以上の高齢者が事故に巻き込まれて死亡する率は、実に47.5%と全体で最も多い割合を占め、人口構成比（21.5%）の倍以上となっております。また、高齢者が事故の加害者になることも近年増加し、先月も小学校の運動会で場所取りをしていたPTA関係者の列に75歳の男性がブレーキとアクセルを踏み間違えて突っ込み、1人の死者を出した事件もありました。このように高齢者を取り巻く交通事情は深刻な事態にあります。

自動車安全運転センターによる「高齢者の交通モード別の安全行動等に関する調査研究」の結果によると、ほとんどの高齢者は楽しみや趣味のためでなく、暮らしていくために必要だから運転すると答えていることに驚きます。身体能力の衰えを感じながらも、通院、買い物など生活には欠かせないため、「自分なりに長い距離は乗らない」「昼間だけしか乗らない」「町内だけしか乗らない」などと工夫している方も多いそうです。八峰町においても、バスや電車など利便性のよい地域に生活しているわけではありません。また、タクシー利用は経済的にも負担が大きくなります。4月13日の北羽新報の記事で、三種町での定期路線バスの全線採算割れに伴う町における公共交通システムの構築を今年度取り組むとのことでした。路線が廃止されてから、死亡事故が多発してから、地域に住む方々がより便利な地域へ移住してからでは遅いと思います。今、現在この八峰町に暮らす人たちが安全で、かつ安心して暮らしていくための公共交通システムを17年度、18年度と提案し続けてきた私ですが、それから3年の月日が流れても、取り組みも見えてこないことに大きな憤りを感じ、再度、町長の考えをお伺いしたいと思います。

2つ目に、地デジ対応機器購入への支援についてを質問します。

現在のアナログテレビが2011年7月に高画質・高音質が売りの地上デジタル放送に完全移行されるまで、あと3年となりました。現在、地デジ対応テレビの普及率が3割近くに達している一方で、アナログテレビは1億台残っていると推測されています。アナログテレビの放送終了時期の認知度が60%と低く、業界関係者でさえも期限までの完全移行を実施するのは不可能では、との声があるほどであります。今回、一般質問において、当町としての対応を伺おうと思っていた矢先の今年9日には、総務省が地上デジタル放送総合対策本部の会合を開き、「完全移行するための総合対策骨子」をまとめて発表されました。低所得者への財政的支援や広報強化などが柱で、必要経費約2,000億円を予算要求するということでした。

ここにもあるように、この地上デジタル放送の普及がなかなか進まない現状には、ひとつには、商品が高価格である。故障していない家電品でありながら、取り替えるということに買い替えが進まないこと。また、テレビを購入するだけでは試聴できず、地デジ対応のアンテナ取り付けのため、2～3万の追加負担も必要であること。現在のテレビで対応できるチューナーの普及においては、総務省から5,000円以下の商品開発をしやすいよう、メーカーへの技術費用の標準化を推進しているようですが、新製品を販売したいメーカー側の製造販売に消極的なため、製品数も少ないのが現実であります。中でもやっぱり経済的な理由が最も多く考えられます。そのほかにも難電波地区における受信ケーブルや共同受信施設の改修工事においても、工事の必要性の認識が低く、難しい状態であるようです。総務省の発表においても、低所得者への財政支援が掲げられているが、実際、八峰町においては現在の普及率は不明ではありますが、町の高齢者率も高く、デジタル対応機器購入に対する独自の支援も必要ではないかと考えています。これについて、当局はどのような対応を考えているのか、どのように推進していく予定でいるのかをお答えいただきたいと思います。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの7番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 門脇直樹議員のご質問にお答えいたします。

初めに、乗合タクシーの実現についてであります。門脇議員がお話しのとおり、先般、閣議決定された平成20年度版交通安全白書によりますと、平成19年度交通事故による死者数が前年比608人減の5,744人で、7年連続の減少となりましたが、交通死者数を年齢層別に見ると、65歳以上の高齢者が2,727人と全体の47.5%を占め、15年連続で最も多い結果となりました。このような現状から、今月1日に改正された道路交通法では、高齢運転者対策として75歳以上の運転者に対する「高齢運転者標識」通称もみじマークの表示が義務づけられましたが、高齢者を取り巻く交通事情は益々厳しさを増すものと認識をしております。

本町では、八峰町総合振興計画において、高齢者や児童・生徒など、いわゆる交通弱者に配慮した新交通システム確立に向け、地域内巡回バスやデマンド型乗合タクシーなどの調査検討を行うこととしており、この計画をもとに、平成18年度において公共交通機関の利用について住民意向調査を行っております。この調査によると、「町内巡回バ

スを運行した場合、あなたは利用しますか」の問いに対し、利用したい、運行料金や運行間隔によっては利用したいと回答した方は全体の25.5%、「デマンド型乗合タクシーを運行した場合、あなたは利用しますか」の問いに対し、利用したいと回答した方は、12.4%という比較的低い結果となっております。しかし、当時はまだ乗合タクシーの認知度が低かったこと、また、総合振興計画住民意識意向調査と合わせて行ったことなど調査方法が不十分な要素もありましたので、今年度、改めて地域公共交通に関するアンケート調査を実施することにしております。

近年、地方において、バス路線の廃止が相次ぎ、それに替わる交通手段の確保が各自治体の重要課題の一つとなっております。県内においても生活バス路線の約8割が赤字路線となっており、その赤字分に対し、国・県・市町村が補助金を交付し維持をする極めて厳しい状況にあります。三種町が今年度、公共交通システムの構築に取り組むとの報道がありましたが、本町においてもバス事業者、タクシー事業者、秋田運輸支局、住民代表などからなる「八峰町地域公共交通会議」を設置し、第1回目の会議を今月26日に開催する予定であります。本交通会議では、今年度実施する住民アンケート調査の結果や先進地事例、路線バスの現状などを分析し、本町の公共交通システムのあり方について協議することにしております。

門脇議員が再三にわたり質問され、乗合タクシーの実現への情熱は十分理解しておりますが、本町の場合は路線バスとデマンドタクシーの共存は難しく、デマンドタクシーを選択した場合、路線バスが廃止される公算が大であります。このことから、新システムの構築に当たっては、様々な角度から考察し、慎重に検討していかざるを得ません。また、八峰町役場庁舎の建設に伴う交通手段の確保や、現在検討している八森地区統合小学校のバス運行等も含め、地域の実情に即した効率的で利用しやすい生活交通の実現に向けて努力をしてまいりますので、何とぞご理解をしていただきたいと思います。

次に、地デジ対応機器購入への支援についてであります。アナログ放送の終了期限まで3年1カ月となりました。県内では秋田親局が平成17年12月にデジタル放送を開始し、平成19年9月には能代中継局が整備され、町内の一部では既にデジタル放送を受信できる環境にあります。現在、糠森山頂で11月完成を目指し、八森中継局の工事が行われておりますが、これが整備されれば八峰町内は一部の地域を除き、地上デジタル放送が受信可能となります。

平成19年に実施した総務省の机上試算によると、大信田地区、大久保岱地区、大岱地

区で難視聴地域となる可能性があるとのことですが、そのほかの地域においても地形や建造物の影響によっては支障が出る恐れもあることから、今年度、NHKが現地での電波調査を行うとのことであります。町では既存の共聴組合やデジタル化により新たに発生する難視聴地域の住民が支障なくデジタル放送を受信できる環境にすることを優先課題と考えており、国・県やNHKの動向を見極め、共聴組合と協議しながら難視聴地域解消に向け努力をしたいと考えております。

門協議員がお話のとおり、アナログ受信機に接続してデジタル放送が視聴できるチューナーの価格は、標準的なもので2万円前後であり、アンテナについても現在UHFアンテナを使用している方はほぼそのまま視聴できますが、古いUHFアンテナやVHFアンテナを使用している方々は新たにUHFアンテナを購入しなければならず、取付手数料なども含め2、3万円はかかるようであります。こうした自己負担の問題が普及率の伸び悩みの要因になっているとの見方もあります。

今月9日、総務省地上デジタル放送総合対策本部において、低所得者に対する受信機器購入財政支援や広報強化を柱とした総合対策骨子案をまとめ、増田総務大臣が完全デジタル化対策費用として平成21年度から3年間で2,000億円を計上するとの意向を示しました。

受信機器購入に対する町独自の支援策についてのご質問であります。そもそも地上デジタル放送への移行は国策として行われているものであり、アナログ放送がカバーしていた地域にあまねくデジタル放送を提供し、全ての世帯でデジタル放送を良好に受信・視聴できる環境を整備することは第一義的には国の責務であると考えますので、現時点で受信機器購入に対する町独自の支援策は考えておりませんが、今後の国の動向などもよく見極めた上で、判断してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 7番議員、再質問はありませんか。7番門脇直樹君。

○7番（門脇直樹君） 今、町長の答弁の中にもあったように、やっぱり庁舎建設、小学校統合、私の質問では高齢者を例に上げましたが、高齢者だけでなくやっぱり子供、また交通弱者、そういう人たちのことを考えると、先進事例はあり余るほどあるので、もうちょっと踏み込んだ対策をお願いしたいと思います。

それから地デジ対応ですが、やっぱり国の一方的なね、対策で、壊れているものなら仕方ないんですけど壊れていないものを替えなければならない、なおかつ1万、2万で

は買えない、ちょっと良いものになると2、30万は普通しますからね、いまやテレビは一家に1台じゃなく1部屋に1台の時代です。やっぱり経済的弱者、そういう人たちの対策も考えていてもらいたいと思いますが、その辺含めて町長お願いします。

ちなみに私は、写真はありません。よろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

1点目の庁舎とか学校、あるいは高齢者、子供と、いろんな角度でやっぱり今の町の置かれている状況を、分析をしながら、そして何が一番相応しいのかというのを取り上げていかなきゃならないと思いますし、それからこういうものに対して先進的にやっている事例もいっぱいございますので、そういったものもですね、この後の会議の中で取り上げて検討してまいりたいと思います。

それから地デジ対応については、先ほど申し上げたように、何せ金の掛かることでございます。町としてはやっぱり今、NHKなり国の動向もそうなんです、八峰町全体で地デジが見れないという状況はまず何としても第一義的になくしなきゃならないと思いますので、そういった対策をですね、いかに取っていくのか、ここを一番考えていきたいなと思っています。

それから、今総務省でいろんな支援策が考えられておりますので、そういった動向もですね見極めた後、さらに町としても何かやらなきゃならないどうかですね、そういった見極めをしながら再度考えていきたいなと思っていますので、よろしくお願いします。

○議長（阿部栄悦君） 7番議員、ほかに質問はありませんか。

○7番（門脇直樹君） ありません。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質問がないようですので、これで7番議員の一般質問を終わります。

休憩いたします。5分間トイレ休憩したいと思いますので、ご協力をお願いします。

午前11時20分 休 憩

.....
午前11時30分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続いて会議を開きます。

14番議員の一般質問を許します。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 通告に従い一般質問を行います。4点について町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

1つは、橋の通行禁止は利用者に事前に説明する必要があるのではないかと、いうことについてお尋ねをいたします。

紅葉橋は平成17年10月、通行止めになってから2年5カ月でようやく開通しました。川の対岸には、植林したばかりの人やマイタケの栽培の事業をしている人、また、田んぼの水利組合の用水路があり、水の管理を常に行わなくてはならないと、通行止めで山林の手入れ作業や事業、水の管理等に支障を来たした人が大勢いたのではないのでしょうか。突然の通行止めの看板で戸惑ったのは当然です。看板には「秋田県」とも「八峰町」とも表示もなく、誰が書いたのかも分からないもので、期間の表示もありませんでした。1年以上2年近くそのまま手つかずで、19年5月、19年6月号の広報に設計業務委託料650万円で落札されたお知らせが載っています。そして11月号に初めて、林道橋架け替え線橋梁仮設工事3,759万円、契約業者大森建設とあります。私はこの橋ができることに反対しているわけではありません。この間の町の対応の仕方について問うているのであります。20年3月完成になりましたが、まだかまだかの問い合わせも多かったのではないのでしょうか。2年5カ月はあまりにも長過ぎました。当局は何か臨時の対処をとれなかったものでしょうか。普通、橋の通行止めは期間をはっきり表示する、仮の橋をつくる、補強して一時通すことが当たり前ではないのでしょうか。この間、広報にはそのことは一切載っておりませんが、お知らせ版で周知したとお考えでしょうか。中には、キノコ栽培の材料が車で運搬することができず、かなりの損害を受けた方や、植林した苗がだめになると交渉して車を通してもらったとか、水利組合は車を置かせてもらったとかありますが、利用者が問い合わせで交渉する前に全ての地権者一人一人に説明通知することがなされたのでしょうか。林道橋の管理は県から町が責任をもって委託されているのであれば、橋の対外の地権者が自ら足を運んで説明することが一番大事な行政の役目ではないのでしょうか。昨日の19年度補正予算の説明では密接な話し合いをしてきたと言われましたが、苗を植えたばかりの人は困り果ててどこに言えばいいか分からず、受付窓口がよくやく産業振興課であることが分かり、このままでは苗が死んでしまうから通してほしいとお願いしたと言っています。その人は、役場は地権者を把握している、そんなに多くの地権者がいるはずではないのにどうして連絡をしてくれないのか。またある人は、あまりにも長過ぎたとぼやいています。キノコ栽培の商売ができなかった人

は、病気で入院中であつたけれども、動けなかつたけれども人に指示をして商売はすることはできた、関係地権者が困り果てて役場に足を運んで話し合いに来て通れるようにしてほしい、その際、手段をアドバイスしたり一緒に考えたり提案したりしたまでのことで、密接な交渉とは言えないのではないのでしょうか。あまりにも長過ぎた橋の通行止めに、利用権や既得権を考えて対応されたのか、町長の考えをお聞かせください。

2つ目は、19年度の住民還付は個別に対応して通知が必要ではないかということについてお尋ねをいたします。

5月2日に生活と健康を守る会の八峰支部では、住民の老年非課税措置廃止2年目の昨年、「税源移譲に伴い見直しにより還付される人たちには通知することを願う」という文書を出しました。その文書を出す前に担当課に電話で問い合わせたところ、「個別の通知はしないことに決まってしまったので」という内容の返事でした。それは大変だということで課長に交渉して、町長宛に先ほどの申し述べた題でお願いの文書を手渡しました。課長からも、国の方から出されたパンフにあるとおり、あくまでも申告した人に納付することということでした。実はこのとき県の調べでは、この時点で個別に通知を出さないのは大瀨村と上小阿仁村、美郷町、我が町だけでした。このこともお願いの文書に書いてありますが、普通このようなことを指摘されたら当町には何の損害を被ることもなく、住民の立場を考えたら計算は面倒だが一人一人に還付の通知をすることで喜んでもらえるのであれば、これを行うのが行政の仕事ではないのでしょうか。他市町村ではそのような考えで行ったことと思います。もうひとつに、個人では計算が難しく、周知したところで自分が該当者であることは理解しにくいという、こういう判断もあります。ちなみに個別の通知をしなかった県南の美郷町では、このことを電話で話すと、その場で広報にも通知するし、個別にも通知する、こういうことが電話で返ってきています。質問通告を出してから私はお知らせ版を見ました。個別の通知をいつごろ出すことに決めたのですか。内容は「所得変動に伴う住民還付を受けるには申請が必要です」という見出しです。末尾の「この措置を受けるには申告が必要です」と、また強調しています。「申告が必要です」のところは太く大きく書いてます。末尾の「この措置を受けるには申告が必要です」と書いていますけれども、その後には米印で小さく、最後に取ってつけたように「対象者には6月中に通知します」と書いてあります。このようなことは、お知らせ版の下方の方に書くのではなく、広報にはっきりと「住民の還付がある人には通知をします」、こういう大きな見出しで載せるべきではないのでしょうか。そ

して生活と健康を守る会が文書でお願いした、そのときの答弁が変更になったのであれば、その団体に文書か口述で、口頭で連絡をするのが住民の福祉を第一に重視している地方自治体のあり方ではないでしょうか。必要なことは住民が自ら足を運ぶ、連絡する、この体制は、先の紅葉橋の質問でもありましたけれども、地権者に通知する必要があるという、こういうことを自ら町が足を運んで通知する、こういう体制が今はどのようになっているのでしょうか。ある人が町長宛にある課に文書を出したけれども本当に届いているのかどうか疑問だという声も聞かれています。指摘されたことでますます住民が離れるのではなく、住民に寄り添った立場で、良いことは住民のアドバイスを尊重してどんどん進めることが大事ではないかと思いますが、いかがお考えでしょうか。

3つ目は、八峰町の非核平和宣言についてお尋ねをいたします。

広島・長崎に原爆が投下されて63年になります。8月は広島・長崎原水爆禁止世界大会が開かれます。忌まわしい原爆の体験をした日本は、二度とこのような悲惨なことはあってはならないと、核を持たず、作らず、持ち込ませずと宣言しました。この非核三原則は、日本全国の自治体でも宣言しています。秋田県でもほとんどの市町村が行っています。市町村合併で2、3遅れている自治体もありますが、能代山本では八峰町を除いて非核平和宣言文を作成して非核宣言を行っております、平和宣言を行っております。旧八森町には崇高な非核平和宣言文が先人たちの手で作られております。もちろん旧峰浜村もお有りのことと思いますが、私はその宣言文は見たことがありません。合併時のすり合わせ項目に、両町村が行っていることはそのまま引き継がれるということを私は何度も確認してまいりましたが、いまだに非核平和宣言文ができておりません。早急につくる必要があると思いますが、いかがお考えでしょうか。

昨年の18年度3月議会で私は一般質問の1つに「新庁舎に両町村が庁舎前に建てている非核平和宣言の塔を建てるのか」と尋ねたところ、町長は「世界唯一の被爆国として悲痛な経験を二度と繰り返すことがないよう、非核三原則を堅持しなければならない。新庁舎に塔がよいのか、看板がよいのか、建設に合わせて検討する」とお答えになっていました。素晴らしい理念をお持ちだと思います。宣言文があつて初めて塔か看板になります。平和を愛する町民は心待ちにしておりますが、いかがお考えでしょうか。

最後に、負担が重くなる国保税、介護保険料についてお尋ねをいたします。

国保税、介護保険料の値上げについては、全協と昨日の本会議の条例改正で討論してきました。改めて町長にお尋ねをいたします。

国保税に上乗せする後期高齢者支援金は、国保世帯に重くのしかかってきます。介護保険料は減免制度の対象にならないので、これもまた負担が増し、一人の料金が増えることとなります。町の財政の対策として基金を取り崩して、今の国保税や介護料金まで抑えた努力は評価しますが、町民の立場に立って見た場合、軽減の施策を考えないででしょうか。介護保険料については町独自の軽減や介護の認定を受けても持ち分の何分の1しか使えない、また、使いたくとも使えない低所得者、収入者に利用料の軽減を考えないででしょうか。社会福祉協議会やJAで行っている移送サービスは、介護の要支援組であり、ある程度歩ける、けれどもバスや列車に乗って病院に通うことは困難であるということで利用しています。車椅子対応の車は介護3から介護5、障害の1・2級の方々には本当に必要とされています。車椅子対応の車を今の移送サービスの枠を超えて町独自の創意工夫で運用されると、高齢者の方々が少なからぬ年金の中から取られる一方のこの今の国の政策に対して、町でこのような温かい対策を取ってくれたとほっとして安心して暮らせるのではないででしょうか。なお一層の支援をお考えにならないででしょうか、お聞かせください。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの14番議員の一般質問に対し、当局の答弁を求めます。
加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 見上政子議員のご質問にお答えいたします。

まず、紅葉橋の通行止めについてであります。林道橋掛線に架かる紅葉橋は、昭和36年度建設されたもので、老朽化が著しく、平成17年10月に木材運搬の大型車両の通行で橋の揺れが大きいとの通報を受け、橋梁設計の専門業者に調査を依頼いたしました。この調査で、橋桁の損傷をはじめ橋脚も耐久度が著しく低かったことから、町ではこの調査結果を受けて、平成17年11月から急遽、車両の通行止めを行っております。

このことに関しましては、新聞や旧八森町の広報等で周知を図ったほか、林業等の受益者に対しても通行止めへの協力をお願いしております。

豪雨などの災害で橋梁が損傷したものであれば、補助災害復旧事業で復旧できますが、老朽化による橋の架け替えとなりますと、事業費も多額で、どうしても国・県の補助事業を活用しなければならず、平成18年度に、補助事業申請に必要な地質調査業務と概算設計を実施し、平成19年度に、林道改良補助事業で紅葉橋の架け替え事業が採択となり、補助申請事務や実施設計を行うとともに、県の自然保護課、河川課などとの関係機関と

の協議を経て工事を実施しております。

工事の発注に関しましては、林道橋掛線を利用して農業用水を管理している水利組合や真瀬川漁業協同組合などから、農作業やアユ釣り等の関係から、9月以降の着工を要望されておりましたので、工事を10月に発注し、今年3月に完成、現在は供用を開始しております。

このように、紅葉橋の架け替え工事に2年以上の歳月を要し、関係者には大変ご不便をおかけしましたが、林道橋掛線は、町が道路管理者となっており、通行権、既得権などを申し上げられましても、万が一事故が発生した場合には、全面的に町の責任となりますので、通行止めの措置に関しましては、やむを得ないものであったことをご理解くださるようお願い申し上げます。

次に、「平成19年度の所得が低い住民税の還付が生じる人を把握していながら、個々に対して還付通知をしないのはどうしてなのか」という点についてであります。去る5月2日、「八峰生活と健康を守る会」より町に対し、「住民税が還付される人には通知を」という旨の要望書が提出されました。この時点においては、住民税の還付が生ずる人を把握できているのに通知しないのではなく、該当者個々を把握することが難しいというお話をいたしました。その理由は、該当者を抽出できる電算プログラムでなかったため、住民税の課税者約3,600人の中から平成19年度中の所得が平成18年度中の所得より大幅に減少し、そのために、18年分の所得税を納付していた人が19年分の所得税では非課税になった人を一人ずつ手作業で確認する必要があったこと、かつ、平成20年度の住民税の賦課作業を終えた後でないとそのための作業ができないこともあって、申告時期までに該当者を抽出できないのではと予想されたからであります。むしろ広報等で周知を行い、該当するのではないかと思い当たる方々から税務課に申し出ただいで調査の上、還付申告書の作成をした方が早く対応できるのではと考えたからであります。

しかしながら、その後、役場庁舎内での打ち合わせや電算業者との交渉を重ねた結果、該当者を抽出できるシステム改修が可能であるとの回答を得たため、鋭意改修と課内作業を進めてまいりました。この結果、該当者個々に対して通知できるという目処が立ち、6月下旬には通知書を発送する予定にしております。勿論、該当者個々に通知書を発送しても、申告書を作成する必要があり、その際は税務課でフォローする必要があると思いますので、係に遠慮なく相談していただければと考えております。

なお、この件につき、広報はっぼう「お知らせ版」6月号の後半に「所得変動に伴う

住民税の還付を受けるには申告が必要です」という記事を表面の右下に載せており、その中に、「対象者には6月中に通知をします」と記載していますので、ご理解をいただければと思います。

次に、非核平和宣言についてであります。

各種宣言については、先の合併協議では「必要性を含め新町において検討する」と決めておりました。その際、非核平和宣言は各種宣言で唯一両地区にあったものであります。本件については昨年3月にも質問されており、なるべく早い時期に宣言を作成すると共に、非核平和宣言を行い、塔とするか、看板にするかを含めて新庁舎建設に合わせて検討したいと申し上げたところであります。いよいよ新庁舎については建設が具体化したことから、今後の庁舎の供用開始に合わせて設置場所や表示方法を検討してまいります。

なお、宣言文については、準備出来次第、提案してまいりますのでご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、国保税、介護保険料についてであります。

後期高齢者医療制度の財源につきましては、後期高齢者の医療に係る費用のうち、被保険者の皆さんが医療機関で支払う窓口負担を除いた分を国・県・市町村が公費負担として5割、現役世代からの支援として各保険者が4割負担し、残りの1割を被保険者の負担とする制度となっております。このため、後期高齢者医療制度に移行した方からは、所得に応じて保険料を負担していただくことになり、年金から天引きされる特別徴収と市町村窓口等で納付する普通徴収の方法によっております。また、国民健康保険等に残っている方々からも負担していただくことになり、国民健康保険の場合は、今回後期高齢者支援分として新しく税の賦課区分が設けられております。ただ、新しく設けられた後期高齢者支援分の賦課部区分については、従来の医療分に純粹に加算されたものではなく、従来の医療分が後期高齢者支援分と医療分に分かれたものと考えております。後期高齢者医療制度は、老人保健医療制度に代わり創設されたものですが、老人保健医療制度の下でも国民健康保険等からの支援金は生じており、その支援金については医療分に含め賦課をし、負担をしていただいていたものであります。したがって、今年度の国民健康保険税の税率改定にあたりましても、医療分に後期高齢者支援分を合算した税率と、昨年度の医療分の税率を比較しながら改定案を検討したものであります。後期高齢者医療制度の創設に伴い、同一世帯で二重負担しているように思われる方もいる

かもしれませんが、負担の考え方は従来と同様と考えておりますので、ご理解をお願いするものです。

次に、介護保険料につきましては、65歳以上の方が対象の第1号被保険者は、その所得に応じて6段階に区分された保険料が八峰町介護保険条例に定められております。また、40歳以上64歳以上の方が対象の第2号被保険者につきましては、各保険において介護分として賦課されております。

第1号被保険者の保険料の賦課の算定となる所得は住民税申告のデータを用いますので、所得の増減に伴い負担区分の段階が変更になることとなります。

また、介護サービス利用者の負担につきましては、サービスにかかった費用の1割を負担していただいておりますが、利用者負担段階により負担の上限額が定められ、生活保護を受けている方や低所得者の方には負担の上限額が低く抑えられております。

一方、サービスを利用した場合の限度額についても、要支援・要介護度の認定区分により支給限度額が定められておりますが、介護度が重い場合ほど支給限度額が高く設定され、サービスを受けることができるものです。介護サービスを受ける場合は、サービス内容により負担が決まっておりますので、要介護者やその家族と介護支援専門員が話し合いの上、サービス内容を決めておりますが、負担ができないためサービス内容を落としているとの報告はなく、介護専門員としてもその家計内容まで踏み込んだものとなっていないのが現状のようであります。

また、介護保険料の減免制度であります。介護保険条例に減免事項が規定されており、概要を申し上げますと、震災・風水害・火災などにより著しい損害があったとき、世帯の生計を維持している者の死亡や長期入院などにより著しく収入が減少したとき、事業又は業務の休廃止・失業などにより著しく収入が減少したとき、干ばつ・冷害等による農作物の不作や不漁などにより収入が著しく減少したときなどであります。町では、この減免規定の内容によって概ね減免の判断ができるものと考えておりますし、全国的にも同様な内容となっておりますので、現在のところ町独自の規定を設けることは考えておりません。

また、介護利用料への町独自の支援についてであります。利用者からの負担額につきましては国で定めた基準に基づくものであり、支援することによって生ずる不足分について保険料など他の財源が必要となることも考えられますので、現在のところ町独自では、支援は考えておりません。

次に、車椅子の利用についてであります。現在、町には車椅子ごとに乗車できる車は所有していませんが、車椅子を使用している方に対応できるワゴンタイプの保健活動車1台をリースして使用しております。この保健活動車や座席がリモコン操作で上下するもので、町で行う機能訓練事業参加者の送迎に使用しているほか、訪問や保健事業に使用しており、介護サービスなどに利用することは現状では困難であります。

なお、介護認定を受けている方など、歩行困難等のため公共交通機関を利用して医師の診断等を受けることができない方へは、八峰町社会福祉協議会、JA秋田やまもとへ業務委託している、外出支援サービス事業で対応していくこととしておりますので、よろしくお願い申し上げます。

以上であります。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、再質問はありますか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 最初に紅葉橋のことですけれども、9月まで延ばしてほしいというふうな話が漁業関係者とか、それから用水路の管理をしている人たちから出されたっていうことがありましたけれども、この間その橋が、延ばしてほしいということであつたら、それに対して向こう側の、橋の向こう側の地権者に対してそういうふうなお知らせを出すとか、それから橋の通行できるまでの経過とかそういうものを文書で流す、こういうふうな、きめ細かい対応が必要ではないかと思われれます。

それと、いろんな方にいろいろ聞いたんですけれども、県の元職員の方は、橋を通行止めにする際には、長期に掛かるんだつたらなおさら仮の橋を設けるとか、それから通行の方法を考えると、この2年5カ月間あまり通行できない、そういうふうな対処の仕方はちょっとどうかというふうなことがあります。

それと、この工事が長引くということでもどのように、どこの時点で考えたのか。先ほど補助金の関係とかいろいろありましたけれども、このように2年5カ月も掛かるといふ判断を最初から考えておられたのか。考えていたのだつたら、どういうふうな対処があつたのかということも再度、説明はありましたけれども使う側に、利用する側にとって考え方を聞きたいと思ひます。利用権とか既得権はあるけれども町の事情もあるというふうなことでしたけれども。

それと、前、下水道工事をやる場合に、やはり家の前が通行止めになるとか、それから迷惑をかけるということで、例を出しますと亡くなられた前の水道課長さんは一軒一軒回って私たちに「今、工事するけれども、迷惑かけるけれども」というふうなことを

私たちの集落を一軒一軒回って挨拶に来てました。やはりそういうふうな対処、これが今町の中でどういうふうになっているのか、紅葉橋のことにしても、この非課税措置の住民税の還付にしても、このようなことが伺えます。町長の考え方としてそのことについて、対応の仕方について、職員の対応と伺いますか、課長の対応と伺いますか、一人一人の町民に対してそういうふうなことを説明する、こういうふうな体制ができていないのかどうなのか、その辺のところを伺いたしたいと思います。

それから還付金のことで該当者を告知するのは非常に難しいとありましたけれども、この小さい八峰町の中で、この人口1万足らずの町の中で、どうしてできなかったのか。最後にはシステムの改修でできることが分かったと言いますけれども、もう秋田市とか能代市とかもう全てこれを行っているわけです。この八峰町の1万弱の人口の中でこれを探すのは非常に難しいという、こういうふうな答弁は非常におかしいのではないかと思います。勿論、電算システムで素晴らしい機械がみんな入っているのですから、ボタンひとつでこういうのは出てくるはずなのに、該当者に告知するのは難しいという、こういうふうなことでできないというふうなことは非常におかしいと思います。最後には、小さい字で「告知をします」って書いてますけれども。

それとですね、非核平和宣言については大変前向きに考えてくださっていますので、これは早目に実行されることを期待いたします。

国保税、介護保険料についてですけれども、先ほど町長の答弁は、制度のことですので私もある程度このことは承知しております。それではなくて町独自に何かできないか、こういうことをお聞きしたいのであります。3月議会の中で、車椅子対応の車が町にあるのかどうなのかということの中で、町長は「町に車椅子があります」とはっきり言われました。それがどういうふうな車椅子のことなのか、もし本当に町で車椅子の対応の車があるんでしたら、ぜひこういうものに使ってほしいと思いますが、それが施設で使われている車椅子対応の車であるのか、もう一度ちょっと確認したいと思います。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） お答えいたします。

17年の10月に、先ほども申しあげましたけれども、10月に異常があるよということを知りながら、その後のですね、改修まで我々としては最大限努力してきたつもりです。というのは、やっぱり先ほども申しあげましたけれども橋の改修というのは簡単にすぐできないという事情をですね、分かっていたきたいと思います。というのは、

やっぱり橋桁を直してですね、架けるまでは多額の金も掛かるし、期間もかなり掛かります。泊橋の事例を見ても分かるとおりで、当初の状況からかなり経過したわけでございますけれども、我々としてはやっぱり最短でもですね、今まで掛かったわけです。ただ、途中でのですね、そういった周知とかについて我々としても話できる部分についてはいろいろ連絡をとりながら、そしてまた大型車両は通行できないにしても、部分的にはその間、軽トラぐらいは通行できるよう旨の話などをですね、それなりに手立てをしながら対象になるところには話をしてきました。ただ、やっぱりそれが、見上さんが言われるように不十分であったと言われれば、それはあるかもしれませんが、この後ですね、今回のものを検証して、やっぱり不十分であったとすれば、この後に生かしていかなければならないと思っています。

下水道の事例も話されましたけれども、そのときそのときの工事の状況によって住民説明会をやったり、あるいはまた個々にお知らせをしたりチラシであったりですね、それぞれ対応の仕方はそのつど違いますけれども、できるだけ関係者にですね、分かるような形で話をしていきたいと思いますので、どうかひとつよろしくお願いしたいと思います。

それから、たかが1万人足らずの人口と言いますが、やっぱり職員の数はまた人口に比例しておるわけで、その自治体自治体によってそれなりのやっぱり苦労というのはあります。それからまたシステムそのものもですね、自治体によって導入するシステムが全部同じものでない状況もありますので、そういう問題も確かにあります。だから最初に問題提起されたときに我々できることを、初めからできるものであったのに、できないという答えなわけではなくて、かなり時間的なものを要するという判断に立った、そういう話をしただけの話で、できないというわけでは話しておりません。したがって、やるためにはどういう方法があるかということでいろいろ検討した結果、ようやく電算業者もシステム改修もできるということなので、それと合わせながらやっぱり20年度の所得が、ちゃんと賦課がですね、終わった時点で、そういう作業に掛かるといふ目処も立ったので、個別に全部把握をしまして、ようやく今仕上げの段階になってきています。したがって、間もなく集約されて下旬には発送できる見込みになりましたので、個別にできればですね、もう少し、金額も含めてやれるように今いろいろ精査してるんですけども、金額的なものについては、これまた出してですね、まだ十分精査しない中ですね、出すわけにもまいりませんので、十分確かめをしながら、この後金額

的なものをお知らせしていきたいなというふうに考えております。

それから車椅子の関係ですけれども、確かに私、前に答弁したときは若干無理解のままに話したことも確かにあったわけですが、先ほど答弁の中でありましたように、今リースで対応しているのは車椅子ごと乗せれる車ではありませんけれども、そういう車椅子の人を乗降によってそこにちゃんと座らせる、そういうことはできるような車になっています。したがって、機能訓練に来る人方とかそういう人方をですね、現在は使ったりしてやっています。ただ、介護サービス全般まで広げていくとなると、それぞれの先ほど申し上げた社協であるとか農協でやっているものもありますし、それからまた介護福祉施設でやっているものもありますので、そういったものでですね、対応していただければいいんじゃないかなと思っておりますので、いずれ、町が行う保健指導とかそういうものについてはその車で支障なく今やっておりますので、ご理解をさせていただきたいと思います。

○議長（阿部栄悦君） 14番議員、ほかに質問はありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 最後の質問をいたします。

この還付金のことにつきまして、質問、文書を申し入れしたんですけれども、その内容が通告をするということになりましたとか、そういうふうな文書の申し入れをしたからには、やはりその答弁の内容に変更があった場合は、そちらの団体また個人とかそういうふうなところに通知をする、そういうことについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。加藤町長。

○町長（加藤和夫君） 先ほども申し上げましたけれども、うちの方では還付する通知はできませんという話をしたんでなくて、現状それをやるのに非常に時間が掛かりますよという話をしたのであって、できないという話ではないので、要望に沿った形のものに、今実施をするわけですから、それはそれとしてよろしいんじゃないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） これで14番議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

これで本日の日程は全部終了しました。

これにて散会いたします。

なお、次回の本会議は明日午前10時より行いますので、ご参集願います。

本日は本当に御苦労さまでした。

午後 1 2 時 1 0 分 散 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 13番 木 藤 實

同 署名議員 14番 見 上 政 子

同 署名議員 15番 須 藤 正 人

平成20年6月20日（金曜日）

議 事 日 程 第 3 号

平成20年6月20日（金曜日）午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第59号 工事請負契約の締結について
- 第 3 請願第 1号 米価の安定と生産調整に関する請願
- 第 4 発議第 4号 米価の安定と生産調整に関する意見書の提出について
- 第 5 陳情第 3号 「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情
- 第 6 発議第 5号 「鳥獣被害防止法措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書の提出について
- 第 7 請願第 2号 ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願
- 第 8 陳情第 4号 名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について（陳情）
- 第 9 陳情第 5号 国による公的森林整備の促進と国有林野事業の健全化を求める陳情書
- 第10 発議第 6号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について
- 第11 陳情第 6号 過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書
- 第12 陳情第 7号 政府・厚生労働省へ後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書
- 第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査について
- 第14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査について

出席議員（16人）

1番 松岡清悦	2番 大山義昭	3番 石塚正一
4番 今井一政	5番 佐藤克實	6番 丸山あつ子

7番 門脇直樹 8番 菊地 薫 9番 福司憲友
10番 鈴木一彦 11番 柴田正高 12番 芦崎達美
13番 木藤 實 14番 見上政子 15番 須藤正人
16番 阿部栄悦

欠席議員（0人）

説明のため出席した者

町 長	加藤和夫	副 町 長	佐々木正憲
教 育 長	千葉良一	会 計 課 長	福司和明
総 務 課 長	嶋津宣美	峰浜町民サービス課長	高宮建一
企画財政課長	須藤徳雄	福祉保健課長	佐々木 充
管 財 課 長	木村 学	税 務 課 長	小林孝一
生涯学習課長	齊藤英市郎	産業振興課長	武田 武
農業振興課長	米森昭一	建 設 課 長	辻 正英
幼児保育課長	小林慶範	農業委員会事務局長	松森尚文
教 育 次 長	伊藤 進	学校教育課長	伊勢 均
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷敏一
峰浜公民館長	金平嘉孝	学校給食センター所長	加賀谷敏一

議会事務局職員出席者

議会事務局長 岡田辰雄 書 記 齊藤 なつ子

午前10時00分 開 議

○議長（阿部栄悦君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、八峰町議会会議規則第117条の規定により、1番松岡清悦君、2番大山義昭君、3番石塚正一君の3名を指名します。

議会運営委員長より追加議案の取り扱いについて協議するため、議会運営委員会の開

催を求められておりますので、暫時休憩します。

午前10時03分 休 憩

.....
午前10時06分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、先ほどの議会運営委員会において決定され、皆様のお手元に配付しました日程表に従って進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

日程第2、議案第59号、工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について当局の説明を求めます。嶋津総務課長。

○総務課長（嶋津宣美君） おはようございます。追加提案になりました議案第59号についてご説明いたします。

工事請負契約の締結についてであります。

平成20年6月17日に指名競争入札に付した八峰町新庁舎敷地造成工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容についてです。

1番が契約の目的です。八峰町新庁舎敷地造成工事です。

2番の契約金額ですが、7,029万7,500円です。

3番が契約の相手方です。八峰町八森字和田表121番地、大森建設株式会社、八森本店、本店長 大森 弘です。

4番の支出科目であります。平成20年度八峰町一般会計2款総務費1項総務管理費13目の庁舎建設費から支出する予定であります。

平成20年6月20日提出

八峰町長 加藤 和夫

提案理由ですけれども、八峰町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上の工事にかかる契約であり、議会の議決を求めるものであります。

以上です。

○議長（阿部栄悦君） これより議案第59号について質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより議案第59号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

日程第3、請願第1号、米価の安定と生産調整に関する請願を議題とします。

本請願に関する審査の経緯と結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

4番今井産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（今井一政君） ご報告いたします。

平成20年3月議会定例会において産業建設常任委員会に付託となった、農民運動秋田県連合会から提出されていた、請願第1号、「米価の安定と生産調整に関する請願」についての審査の経緯と結果についてご報告いたします。

去る3月19日、委員全員出席のもとに会議を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、重要な生産基盤である水田を守り、食料自給率の向上を訴える本請願はよく理解できることから、全会一致で採択すべきものと決定しましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより請願第1号を採決します。お諮りします。ただいまの委員長報告は、採択すべきものとの報告であります。請願第1号について、委員長報告のとおり、採択することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、本案は、委員長報告のとおり採択することに決定しました。

日程第4、発議第4号、米価の安定と生産調整に関する意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長(岡田辰雄君) 朗読します。

発議第4号

平成20年6月20日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	今井一政
賛成者	八峰町議会議員	門脇直樹
	〃	石塚正一
	〃	福司憲友
	〃	鈴木一彦

米価の安定と生産調整に関する意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「請願第1号 米価の安定と生産調整に関する請願」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長(阿部栄悦君) 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第4号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。それぞれ、関係機関に意見書を送付いたします。

日程第5、陳情第3号、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情を議題とします。

本陳情に関する審査の経緯と結果について、産業建設常任委員長の報告を求めます。

4番今井産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（今井一政君） ご報告いたします。

平成20年3月議会定例会において産業建設常任委員会に付託となった、日本熊森協会から提出されていた、陳情第3号、「鳥獣被害防止特措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情についての審査の経緯と結果についてご報告いたします。

去る3月19日、委員全員出席のもとに会議を開催し、慎重に審査いたしました。

その結果、鳥獣被害の根本原因の対策や、その解決方法等についても十分理解できることから、本陳情は全会一致で採択すべきものと決定いたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ただいまの産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 質問いたします。

討論の中で、白神山地の個体数が非常に増えている、あと、市町村に権限が委ねられているんですけども、日本猿が大事か、生活が大事か、その辺の討議はなかったでしょうか。

○議長（阿部栄悦君） 委員長、どうぞ。

○産業建設常任委員長（今井一政君） ご報告いたします。

そういうふうな部分については、猿被害等の問題もありましたが、やはりこれは自然体をもって解決すべきというふうな報告もあり、協議はいたしました。そういうふうな中から、やはりこれは、この部分は採択すべきというふうにいたしましたので、ご報告いたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ございませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 説明を受けましたけれども、白神山地の個体数は、やはりいろ

んな資料を見ますと容量をオーバーしています。これを削減するためには銃の捕獲、これが住民から非常に要望されております。そして、その捕獲した鳥獣は原則として人間の連鎖のほとんどないところに返すということですが、これは個体数を減らすということには繋がりません。今一番大事なのは、この森林の体系を変えるということも大事ですが、そこの被害を受けている人たちの生活を守るのか、日本猿を守るのか、こういう決断のときだと思しますので、私はこのように委員会の中で採択されたようですが、私はこのことに反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

これより陳情第3号を採決します。この採決は起立によって行います。

ただいまの委員長報告は採択すべきものとの報告であります。陳情第3号について委員長報告のとおり採択することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、陳情第3号は採択とすることに決定いたしました。

日程第6、発議第5号、「鳥獣被害防止法措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第5号

平成20年6月20日

八峰町議会議長 様

提出者 八峰町議会議員 今 井 一 政

賛成者 八峰町議会議員 門 脇 直 樹

〃 〃 石 塚 正 一

〃 〃 福 司 憲 友

〃 〃 鈴 木 一 彦

「鳥獣被害防止法措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「陳情第3号 「鳥獣被害防止法措法」関連予算を、鳥獣捕殺ではなく自然林復元と被害防除に使うこと等を求める意見書提出に関する陳情」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。14番見上政子さん。

○14番（見上政子君） 私は陳情の第3号に反対しておりますので、この意見書提出にも反対をいたします。

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） ほかに討論がないようですので、討論を終わります。

この採決は起立によって行います。

これより発議第5号を採決します。発議第5号について原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（阿部栄悦君） 起立多数。したがって、発議第5号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

休憩いたします。

午前10時24分 休 憩

.....
午前10時30分 再 開

○議長（阿部栄悦君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第7、請願第2号、ミニマムアクセス米の輸入停止を求める請願を議題とします。内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、請願第2号は産業建設常任委

員会に付託することに決定いたしました。次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第8、陳情第4号、名古屋高裁の「空自イラク派兵は違憲」判決を尊重し「自衛隊をイラクから直ちに撤退させる意見書」の採択について（陳情）を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は総務常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第4号は総務常任委員会に付託することに決定いたしました。次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第9、陳情第5号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。陳情第5号は会議規則第91条第2項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は委員会の付託を省略することに決定いたしました。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これから陳情第5号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり採択することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、陳情第5号は原案のとおり採択することに決定しました。

日程第10、発議第6号、国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出についてを議題とします。

朗読させます。岡田議会事務局長。

○議会事務局長（岡田辰雄君） 朗読します。

発議第6号

平成20年6月20日

八峰町議会議長 様

提出者	八峰町議会議員	木 藤	實
賛成者	八峰町議会議員	丸 山	あつ子
〃	〃	菊 地	薫
〃	〃	福 司	憲 友
〃	〃	須 藤	正 人

国による公的森林整備の推進と国有林野事業の
健全化を求める意見書の提出について

標記の議案を別紙のとおり八峰町議会会議規則第14条の規定により提出します。

提出の理由でございます。「陳情第5号 国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める陳情書」を採択する旨決定したので、関係行政庁に対して意見書を提出する必要があるためでございます。

以上でございます。

○議長（阿部栄悦君） 内容については朗読を省略します。

質疑を省略し、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより発議第6号を採決します。お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、発議第6号は原案のとおり可決されました。それぞれ関係機関に意見書を送付いたします。

日程第11、陳情第6号、過剰な農薬取締法により、植物からなる、農業用有機資材を締め出す不法な行政指導の改善を求める意見書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(阿部栄悦君) 異議なしと認めます。したがって、陳情第6号は産業建設常任委員会に付託することに決定いたしました。次の定例会までに審査を終了するよう希望いたします。

日程第12、陳情第7号、政府・厚生労働省へ後期高齢者医療制度中止・撤回の意見書採択を求める陳情書を議題とします。

内容の朗読を省略します。

お諮りします。本案は教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。14番見上政子さん。

○14番(見上政子君) 即決を求めます。今、国の国会が解散されましたけれども、非常に不安定な状態になっております。9月の定例議会までにこれを審議するのは長過ぎます。今これを決めるべきだと思いますので、即決をお願いします。

○議長(阿部栄悦君) ただいま14番見上政子さんから、委員会付託を省略し即決することの動議が出されました。ただいまの動議に賛成の方はございませんか。

(賛成者挙手)

○議長(阿部栄悦君) ただいまの動議は賛成者がおりますので成立しました。

委員会付託を省略することの動議を議題として採決します。この採決は起立によって行います。

動議のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(阿部栄悦君) 起立少数。したがって、委員会付託を省略することの動議は否決されました。

会議を続行します。

陳情第7号は教育民生常任委員会に付託することに決定しました。次の定例会までに審査を終了するよう希望します。

日程第13、議会運営委員会の閉会中の所掌事務の調査についてを議題とします。

議会運営委員長から、所掌事務のうち会議規則第74条の規定によって次期議会の会期日程等、議会の運営に関する事項等について閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第14、常任委員会の閉会中の所管事務の調査についてを議題とします。

各常任委員長から、所管事務のうち会議規則第74条の規定により閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（阿部栄悦君） 異議なしと認めます。したがって、各常任委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これをもって、平成20年6月八峰町議会定例会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

午前10時41分 閉 会

署 名

上記会議の次第を記載し、これに相違ないことを証明するためここに署名する。

八峰町議会議長 阿 部 栄 悦

同 署名議員 1 番 松 岡 清 悦

同 署名議員 2 番 大 山 義 昭

同 署名議員 3 番 石 塚 正 一